

第1日目（9月5日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。傍聴者の皆様、早朝からお暑い中、大変ご苦労さまです。

ただいまから平成28年9月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から午後欠席、副市長から葬儀参列のため午前欠席、若井議員から家事都合により1日欠席、永井議員より家事都合のため午後3時から欠席、産業振興部長から葬儀のため1日欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号1番・永井拓三君、議席番号2番・塩川裕紀君の両名を指名いたします。

[「了承」の声あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る8月26日の議会運営委員会において協議をしていただいた結果、お手元に配付した会期日程表のとおり決定をしていただきました。つきましては本定例会の会期は、本日9月5日から9月23日までの19日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月5日から9月23日までの19日間と決定いたします。

○議 長 ここで、総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。総務部長。

○総務部長 おはようございます。開会早々、貴重な時間をお借りいたしまして大変申しわけありません。所信表明資料と議案3件に訂正がございますので、正誤表による訂正と丸正による差しかえをお願い申し上げるものでございます。最初に正誤表による訂正でございますが、所信表明資料36ページでございます。最後の行、受託金額の単位でございますが、18,252万円となっておりますが、千円に訂正をお願いしたいものでございます。

丸正の差しかえは第17号報告、資金不足比率でございます。3ページの算定式の表の数値に訂正がございます。水道事業会計では、(6)のゼロを下と同じハイフンに、(7)の事業規模の数値の訂正と、病院事業会計では(1) a - bの数値の訂正によるものでございます。

次の89号議案から94号議案の資料となります平成27年度の主要な施策の成果の概要につきましては、89ページ第2章 国民健康保険特別会計の各種実績数値において、92ページまでにわたり数件の訂正が必要となったことによる差しかえでございます。

97号議案は平成28年度一般会計補正予算第4号でございますが、17ページから20ページにページの入れかわった乱長があったものであります。

以上、訂正と差しかえにつきましてよろしくお願いを申し上げます。今まで以上に注意をもって臨んだところでありますが、力及ばず大変申しわけありません。深くおわびを申し上げます。さらに気を引き締めて、緊張感を持って取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 日程第3、諸般の報告、議員派遣結果報告及び監査結果報告を行います。
報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。
市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様、大変ご苦労さまです。9月議会の所信表明総論を申し上げます。

平成28年9月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに、感謝を申し上げますところであります。

ここで、6月議会定例会以降の経過についてご報告申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。国民健康保険事業につきましては、6月議会定例会の所信表明で申し上げたとおり、保険税率を据え置いて運営をしております。前年度繰越金の確定等、当初予算の変更が生じたため、今定例会に補正予算を計上いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

子育て支援につきましては、八幡保育園の改築工事を6月に発注し、既存施設の解体工事から基礎工事へと順調に進捗をしております。仮園舎での保育も問題なく実施しております。(仮称)南魚沼どろんこ保育園の建設では、建設工事の支障となります大木六保育園の一部解体に伴いまして、3歳児以上のクラスが仮設の保育室を使用して保育を行っております。両保育園とも、来年3月の竣工に向け、着実に工事を進めてまいります。

幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みでは、342人分につきまして保育料総額で782万円の精算処理を完了し、7月に保護者へ通知を行いました。

福祉関係につきましては、高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金を5月1日から8月1日まで受け付け、申請のありました5,400人のうち、5,369人に1人当たり3万円を支給したところであります。また、9月12日から障害者年金・遺族年金受給者向け年金生活者等の支援臨時福祉給付金及び臨時福祉給付金の受付を行う予定で準備を進めております。

介護保険事業につきましては、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとして、7月31日に市民会館におきまして、南魚沼市地域包括ケア連絡協議会の主催で「南魚沼市市民フォーラム」を開催し、滋賀県東近江市永源寺診療所長の花戸先生から「住み慣れた地域で、安心して最後まで暮らし続けるために」をテーマに講演をいただきました。今後とも多職種との連携を図り、地域包括ケアシステムの市民への周知に努めてまいります。

次に教育・文化についてであります。

小学校の児童用机の購入につきましては、小学校と最終調整を行い8月に11校、2,305台

分の机を新 J I S 規格適合の固定式に更新いたしました。

平成 30 年 4 月に開校いたします八海中学校の建設工事につきましては、進捗率が約 50% でありまして、野球場及びテニスコートの用地取得につきましては、仮契約書の調印を終えました。今定例会で財産取得の議案議決をしていただき、今後は一部遺跡調査、敷地の整地、排水路つけかえ工事等を行う予定であります。また、統合協議会は 7 月に第 1 回目の式典部会を開催し、今後は各地区実行委員会で閉校式典を計画する予定であります。

学校給食につきましては、7 月に給食センター調理等の業務の委託につきまして、公募型プロポーザルによる受託事業者公募を開始し、それに伴う選考委員会を設置いたしました。

南魚沼市後期教育基本計画において策定されました、生涯学習・社会教育のイメージプランであります「学びの郷南魚沼プラン」の具体化に向けた検討委員会を、7 月に発足いたしました。今年度は、このイメージプランを実行に移すことを念頭に、ランドデザインと実施計画を検討委員会で策定いたします。これにより、持続可能な生涯学習・社会教育プランの再構築と、プランの基本理念であります「学びあい、教えあい、伝えあい、そして輝く、わたしと地域」この実現を目指してまいります。

国の指定史跡坂戸城跡の居館跡石垣復元整備につきましては、今年度から 3 か年計画で復元工事を予定しております。文化庁と協議を進めながら、今年度分の工事を 10 月に発注し、史跡の環境整備に努めてまいります。

モンスターパイプの整備につきましては、国有林に関する許認可等の協議もおおむね整い、降雪期までの完成を目指して工事を発注いたしました。また、関連する圧雪車等の契約及び設置条例に係る議案を今定例会に上程いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。今後は、12 月定例会までに指定管理者の選定作業を行い、今シーズンのオープンに向けて準備を進めてまいります。

南魚沼市農業者トレーニングセンターにつきましては、スキーフリースタイルやスノーボードの競技者などを対象としたトレーニング施設に改造するため、実施設計を行ってまいりました。今年度に改修工事を行い、来年度から使用できるように努めてまいります。今定例会におきまして、このための工事費等を補正予算に計上いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、環境共生についてであります。

可燃ごみ処理施設につきましては、発電設備蒸気タービンの損傷により発電ができない状況が継続しておりますが、今月末で修繕が完了し、発電を開始する予定となっております。事故の原因究明及び負担割合等につきましては、引き続き建設業者と協議中であります。

新ごみ処理施設の建設候補地につきましては、応募のありました 3 行政区において評価基準に従い選定を進めております。当初、今定例会での報告を予定しておりましたが、地元要望、あるいは近隣行政区の同意確認、これらに慎重に対応する必要があり、もう少し時間をいただきたいと思っております。

有害鳥獣につきましては、ことしはクマの大量出没が予想され、目撃情報や足跡などの痕

跡情報が数多く寄せられております。引き続き市民への一層の注意喚起を行い、関係機関と連携しながら被害防止に努めてまいります。

地下水の採取につきましては、今定例会に、「地下水の採取に関する条例」の一部改正を提案いたします。内容は、規制の必要がなくなりました「塩沢第1区域」を規制の対象から削除し、救急病院につきまして規則の対象から除外する規定を設けるものであります。市民の生命を守る救急病院の特殊性にかんがみ、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、これは追加であります。地盤沈下区域につきましては、平成6年に条例で井戸の新規掘削を規制してから20年余りが経過しており、規制前に設置した井戸は耐用年数を迎え、ポンプの入れかえや洗浄が不可能な状況も散見され始めております。また、ヒートパイプなど地下水以外の融雪施設は、イニシャルコストも高く、なかなか普及しておりません。このまま規制を続けていきますと、中心市街地の空洞化による経済的・人的損失は地盤沈下による被害より深刻であるというふうに考えておりまして、慣れ親しんだ土地から移転を余儀なくされるという事態も生じかねません。

地盤沈下を食い止めることと、市民生活の確保、生命及び財産の保全をともに実現する解決策につきまして、昨年度から副市長を先頭に庁内で検討を続け、今年度はアンケートや現地調査を行ったところであります。また、8月29日の地下水対策委員会では3人の大学教授から専門的なお立場での検証結果をご報告いただき、委員会から、「地盤沈下区域の消雪用井戸の掘削を認め、引き続き総揚水量の規制をする」ことについて承認を得たところであります。今後、この方向に向けて具体的に検討に入り、安全・安心な市民生活が送れるよう、生活環境の向上に努めてまいります。

次に都市基盤整備についてであります。

市の公共土木工事の社会資本整備総合交付金事業につきましては、13億74万円、国費で8億359万円の配分がありました。7月末現在、除雪費を除いた発注率は49.6%となっております。なお、平成27年度の繰越予算を加えた発注率は、50.5%であります。平成27年度の繰越予算とともに、年度内に工事を完了できるよう努めてまいります。

国土交通省の直轄国道事業につきましては、国道253号の八箇峠道路が来年度中に6.6キロメートル区間——八箇インターチェンジから野田インターチェンジの供用が開始される予定であります。各種工事は佳境に入っております。また、国道17号六日町バイパス事業、浦佐バイパス事業をはじめ、石打自転車歩行者道整備事業、五十嵐入口交差点改良事業、六日町電線共同溝整備事業、これらが進められております。直轄砂防事業につきましては、水無川流域砂防堰堤改築事業——これは大倉地内であり、三国川中流域土砂災害対策事業——小川・土沢・蛭窪・畔地新田地内)、それから高棚川砂防堰堤群事業——長崎地内、これらが進められているところであります。

新潟県の道路整備事業につきましては、国道353号道路の防雪、これは雪崩対策事業です、上野地区でありますけれども。それから県道余川塩沢停車場線歩道新設事業、県道塩沢停車場八竜新田線の道路改築事業、これらが進められております。また、河川事業につきまして

は、十二沢川の床上浸水対策特別緊急事業、それから、伊田川の広域河川改修事業これらが進められております。

今後、市民生活の安全・安心をさらに向上させるために、新規事業の採択や継続事業の整備促進を、国・県に強く働きかけてまいります。

住宅リフォーム事業につきましては、5月末で受付を完了し、申請受付件数 585 件、補助予定金額 4,565 万円、申請工事の総事業費は 7 億 182 万円でありまして、経済波及効果は 15.4 倍と評価をしております。なお、7 月末時点におきまして、補助金の請求件数は 316 件、支払済補助金額は 2,414 万円となっております。このうち、ディスプレイ設置工事を含む申請件数は 3 件、LED 照明設置工事を含む申請件数は 33 件でありました。

水道事業につきましては、昨年 8 月の上下水道料金センター開設から 1 年が経過いたしました。この間、大きな問題もなく順調に運営しており、収納率も向上しております。

また、今年度中に策定を予定しております「南魚沼市水道事業経営戦略」につきましては、事業計画、財政計画を先行して策定しており、その結果を踏まえ、畔地浄水場などの水道施設の今後のあり方について、基本的な方針を定めることといたします。同時に、広域連携や PPP・PFI などの民間活用についても検討を進めております。

高料金対策補助金につきましては、総務省の繰出基準が変更になり、一般会計からの補助金が増額となることから、今定例会で補正予算を計上いたしました。

下水道事業につきましては、今年度から農業集落排水の流域下水道等へのつなぎ込み工事を開始しております。大巻地区では今年度中の接続を予定しております。また、接続が来年度以降となります三用地区でも工事に着手しております。大和クリーンセンターの長寿命化対策では、11 月の試運転から降雪前の稼働に向けた脱水機の入れかえと、年内完成予定の管理棟の耐震工事を行っております。また、不明水対策及び管路等の長寿命化対策を補助対象事業として行うための要件となっております下水道ストックマネジメント計画の策定に着手をいたしました。

次に産業振興についてであります。

稲作につきましては、少雪と 5 月の少雨の影響により多くの地域で水不足となり、塩沢地域の山間部を中心に約 5 ヘクタールの作付不能地が発生いたしました。その後も用水確保の厳しい状況が続いたまま中干し期を迎えまして、出穂期が心配される状況でありましたが、梅雨の後半以降は降雨に恵まれ、最悪の状況は何とか回避できる見込みであります。しかしながら、気温が高い状態が続いておりますので、今後も品質管理に注意が必要となっております。

八色スイカにつきましては、稲作同様に水不足が懸念された時期がありましたが、全体としては生育状況が良く、計画どおりの出荷となりました。市場価格も前年より高値での取引で始まり、引き合いも強く、全体を通して順調な実績となる見込みであります。

全国的に有名なブランド米、南魚沼産コシヒカリの強みを生かしました食によるまちおこしキャンペーン「南魚沼、本気丼」を 7 月 30 日から開催しております。52 店舗の飲食店が

参加して、県外の観光客が多い冬季、平成 29 年 2 月 26 日まで期間を延長したところであり
ます。今年度は「新潟県の魅力ある観光地づくり支援事業」の対象事業として採択されたこ
とから、市内商店街の活性化やリ・ブランディング化につながりますように、市内飲食店や
まちおこし団体など地域と協働しながら取り組んでまいります。

あわせて「南魚沼きりざいDE愛隊」が、12月3日、4日に開催されますB-1 グランプリ
本大会——これはB-1 グランプリスペシャル in 東京・臨海副都心ということ——に
4年連続で出店することが決定をいたしました。県内外のさまざまなイベントへ出店するこ
とにより、ご当地グルメ「南魚沼きりざい丼」を通した南魚沼市のシティプロモーションを
展開してまいります。

商工振興につきましては、昨年度、経済産業省から認定を受けました、「創業支援事業計画」
に基づき、市内事業者の創業と育成を目的として、今年度も8月から各商工会を会場にした
創業支援セミナーを開催しております。今年度は六日町商工会が行っております創業塾と連
携を図り、内容の拡充と個別相談会の開催など、より多くの創業希望者の発掘と育成に取り
組んでおります。

8月23日にインド大使とスリランカ大使等をお招きしてオープンいたしました「グローバ
ルITパーク南魚沼」につきましては、スリランカ企業4社と日本企業2社でスタートいた
しました。今後はより多くのIT企業を集積させ、新たな産業振興の拠点となるよう進めて
まいります。

次に行財政改革・市民参画についてであります。

市政懇談会につきましては、4月19日から6月28日まで16会場で開催し、合計383人か
ら参加をいただきました。今年度は非常に少なかったと思っております。今年度は「第2次
南魚沼市総合計画」、「南魚沼市総合戦略」、「南魚沼版CCRC構想」これをテーマといたし
まして、事業内容及び今後の進め方などを紹介いたしました。なお、会場でいただきました
ご意見の一部は、市報9月1日号に掲載しております。

地方創生関連施策の効果検証と今後の人口減少問題に対応するため、まち・ひと・しごと
創生推進会議を開催し、昨年度の地方創生交付金事業の成果と今後の改善点等についてご意
見をいただきました。委員の皆様からのご意見を反映させながら、PDCAサイクルにより
まして一層効果的な事業推進を図ってまいります。

地方創生事業では、南魚沼版CCRC構想の推進を基軸事業と位置づけまして、推進協議
会を中心に検討いただきながら取り組みを進めております。連携事業者の選定に向けた具体
的な作業を進めるとともに、移住・定住促進プログラムといたしまして、東京圏の若者を対
象といたしました「グローバル人材育成塾」及びアクティブシニアを対象といたしました「セ
カンドライフ塾」を実施しているところであります。東京圏と南魚沼市を会場として連続的
に開催し、お試し居住や現地交流といった事業を通じて、参加者に対しビジネスアイデア
やライフスタイルを提案してまいります。また、移住促進とともに、グローバルITパーク
南魚沼を含めた、市内での起業へつなげる取り組みも展開してまいります。

南魚沼市を中心市といたしました魚沼地域定住自立圏では、圏域の将来的な方向性と2市1町が連携して取り組む事業をまとめた共生ビジョンの策定を進めております。圏域内の住民で構成いたします共生ビジョン懇談会をこれまでに3回開催しまして、住民の皆さんの意見を反映させた事業検討を行いました。また、各自治体の担当職員で構成いたしますワーキンググループを28部会設置し、自治体間の施策の整合性を図りながら、圏域住民の生活環境や利便性を向上させる具体的な連携事業の検討を継続的に進めております。

選挙関係につきましては、7月10日に第24回参議院議員通常選挙を執行いたしました。投票率は66.88%で、前回より4.51ポイントの上昇となりました。今回から新たに選挙権を有することになりました18歳、19歳の投票率につきましては、18歳は46.25%、19歳は31.87%、合計は39.19%であり、20代の投票率を上回りましたが、その他の年代の投票率を下回る結果となりました。また、今回の選挙から南魚沼市図書館に期日前投票所を設置し、3日間で898人が投票いたしました。投票した市民からは、利便性が良いとの好評価をいただいております。今後も若い人たちの政治や選挙への関心が高まることを期待して、多くの高校生や市民が利用いたします南魚沼市図書館に、期日前投票所を継続して設置したいと考えております。

次に、平成27年度決算及び財政の執行状況について申し上げます。

一般会計につきましては、繰越明許費等翌年度への繰越額を含んだ形式収支は16億8,733万円となりまして、繰り越すべき財源3億9,866万円を除いた実質収支は12億8,867万円となりました。前年度の実質収支7億4,159万円との比較によります単年度収支は、5億4,708万円の黒字となったところであります。

平成27年度は、市民病院整備事業、消防救急無線デジタル化事業といった大型事業が完了しましたが、新たな継続事業として統合中学校建設事業、樋渡東西線JR委託事業に着手したため、普通建設事業費が83億9,889万円となりまして、前年度比18億6,433万円の大幅増となったところであります。

少雪の影響によります道路除排雪の経費では、機械除雪費が8億583万円、消雪パイプ電気料等が1億2,044万円となり、前年度比で4億5,929万円の大幅減となりました。全体的な経常経費の抑制につながったところであります。市債残高は大規模事業が続いたことから、424億円ほどと前年比8億円増加いたしました。今後は徐々に減少し、平成30年度には390億円台に減少する見込みであります。

全体としては、地方消費税交付金及び地方交付税の伸び等によりまして、当初予定しておりました財政調整基金からの6億4,000万円を繰り入れせず、基金を確保することができました。

水道事業の会計の決算につきましては、収益的収支では、料金収入や一般会計補助金で大きな減収となったものの、支出の削減によりまして収入20億9,776万円に対し、支出19億6,226万円となりまして、差引1億3,550万円の純利益を確保いたしました。

資本的収支の建設改良事業では、経営戦略で事業計画の見直し中であることから、水源開

発などの大規模事業の実施を見送ることとしました。また、管路事業では下水道や道路改良・河川改修等との同時施工によりまして、工事費の削減を図ったところでありまして、これらによりまして、事業費は前年度比で2億2,477万円、43.6%の減となりました。

なお、資本的収支では8億6,998万円の収入不足を生じましたが、過年度損益勘定留保資金等で補填をしたところでありまして。

病院事業会計の決算につきましては、収益的収支では、総収益44億1,564万円、総費用48億8,938万円で、差引き4億7,374万円の純損失が生じることになりました。これは、魚沼地域医療再編に起因いたします市立病院群再編に伴うものでありまして、外来診療制限や入院制限によりまして収入減と施設改修等による支出増が主な要因であります。

資本的収支では、9,819万円の不足が生じましたが、翌年度分の損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

平成27年度決算に係ります健全化判断比率及び各事業会計によりまして資金不足比率につきましては、今定例会で報告いたしますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては該当がありません。実質公債費比率、これは平成25年度から平成27年度までの単年度公債費比率の3か年平均であります。15.4%でありまして、昨年度から0.9ポイントの減であります。平成27年度の単年度で見ますと、13.8%でありまして、1.9ポイントの大幅な減となりました。将来負担比率につきましては158.9%でありまして、昨年度から3.9ポイント増加いたしました。実質公債費比率とともに早期健全化基準以下であります。

次に、平成28年度の地方交付税についてであります。普通交付税の算定が終わり、調整後の交付額が前年度比1億4,457万円減の101億2,687万円と決定しております。臨時財政対策債は10億3,130万円で、前年度より2億3,000万円の減となったところでありまして。

今定例会に、一般会計補正予算(第3号)を専決処分いたしましたのでご報告いたします。歳出の市税還付金及び還付加算金につきましては、固定資産税の課税誤りが発見され、その還付金等として、1,120万6,000円を増額するものであります。本来、住宅用地の特例が適用され通常より減額されるべきところ、当該特例を適用しないまま課税していたものであります。件数は1件であります。非常に高額な還付金等となってしまうおわびを申し上げますとともに、再発防止のため、さらなる確認機能の強化を徹底してまいります。当該歳出増に伴う歳入は、繰越金の増額で調整し、歳入歳出の総額をそれぞれ328億8,132万8,000円としたところでありまして。

今定例会に、一般会計補正予算(第4号)を提案いたしました。歳入歳出予算にそれぞれ6億6,575万円を追加し、歳入歳出の総額を335億4,707万8,000円としたいものであります。

主な内容といたしましては、歳出では、庁舎整備事業費で本庁舎総合窓口化に伴う改修費として1,972万円を計上いたしました。病院事業対策費では、2病院に不採算地区病院対策として基準内繰出金を増額、市民病院の外構工事の増工に合わせ出資金を増額して全体で2億4,250万円を計上いたしました。上水道事業対策費では、高料金対策補助金の国の基準値の見直しから1億1,650万円を増額いたしました。農業振興対策補助事業費では、JA魚沼

みなみを実施いたしますカントリーエレベーター及び精米施設整備事業の県補助金の振替等によりまして、4億8,243万円の減額となりました。街路新設改良事業費では工事が順調に進んでいることに加え、交付金確保の見通しが立ったことから、JR委託料の年次割額を変更し事業費を5,704万円増額し、体育施設整備事業費では、農業者トレーニングセンターの改造事業費として2,633万円を計上いたしました。普通財産取得費では、長森総合運動広場用地を買い戻すために4億5,274万円を計上し、これにより土地開発公社保有土地の買い戻しが全て完了するところであります。

歳入では、普通交付税の確定によりまして9,887万円を増額、社会資本整備総合交付金では街路新設改良事業費の事業費増に伴いまして3,422万円を計上いたしました。カントリーエレベーター及び精米施設事業費の補助金の振替では、強い農業づくり県交付金の10億6,115万円を皆減し、産地パワーアップ事業県補助金の5億7,871万円を皆増いたしました。また、前年度純繰越金は、実質収支額と現予算額の差額10億6,855万円を計上いたしました。市債は、合併特例債対象事業費の変更増及び臨時財政対策債の確定による減額で6,160万円を計上いたしました。

収支差額につきましては、財政調整基金からの繰入金を1億3,000万円減額することで調整をさせていただきました。

2020年の東京オリンピックでは、スケートボードが正式競技として採用されることが決定いたしました。南魚沼市が計画しておりますスケートボードパークは、平成28年度、平成29年度の2か年で整備し、平成30年度からオープンする予定であります。

正式競技となったことが追い風となり、市の内外から多くの利用者が訪れることを期待したいものであります。施設の運営や宣伝を含め、引き続き議員各位のご支援ご指導をお願い申し上げます、今定例会の所信表明とさせていただきます。

なお、結びといたしまして、今議会の提出案件36件、内訳は条例6件、予算9件、その他21件であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第5、報告第9号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。委員会報告も含め、議案は事前に資料配付されております。委員長は説明の朗読を省略し、簡潔に報告をお願いいたします。議会運営委員長・塩谷寿雄君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩谷議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。期日でございます。平成28年8月26日、全員出席で行いました。今井委員の辞職により1名の欠員ということでありました。1番の副委員長の選任についてということで、先ほど申しあげました今井委員が副委員長だったため、副委員長の選任を行い、小澤実委員が当選人となりました。

2番におきましては、9月定例議会における運営についてを議題とし、4のその他では管外調査ということで、議会改革、議会基本条例という観点ではなく、ほかの議会を勉強し、うちの議会に取り入れられることということで、1月末から2月の中旬をめどに管外調査に行くというような、その他でのことでした。以上で報告を終わります。

○議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 総務文教委員長・岡村雅夫君の報告を求めます。

総務文教委員長・岡村雅夫君。

○岡村総務文教委員長 総務文教委員会管外調査についての報告を行います。調査日は平成28年6月29日、30日であります。調査先及び調査内容については岩手県盛岡市においては、公共施設アセットマネジメント手法について。もう1か所、岩手県紫波町、オガール紫波株式会社、公民連携の取り組みによる「オガールプロジェクト」について調査をいたしました。参加者は、なかなか私たちの委員会には欠員が生じまして残ったのは6人ということで、その時点での全ての委員の参加でありました。議長にも参加をいただきました。執行部からは企画政策課長と財政課長が出席をいたしました。事務局は、事務局係長樋口和人さんであります。

次に内容について、岩手県盛岡市についての説明を若干させていただきますが、これについては公共施設について合併、あるいは老朽化というようなことで、その施設をどう長期寿命化していくか、あるいは廃止をしていくか、あるいは統合していくかというようなことを施設について調査をし、今年度から事業を始めるというようなことをございました。詳細についてはここに細かく書かせていただいておりますけれども、この中で我々が自分の市のことをということで考えるところがありました。

2つ意見を報告しておきますけれども、当市にも差し迫った問題であり、旧3町で整備してきた施設の状況は盛岡市とまさに同様である。身近な施設の統廃合については、行政主導で進めると異論が出るので、早急に調査・研究を進めて基本方針を決定し、市民の理解を得て進めなければならないというあたりが、本当に参考になったという感じであります。

また、補助金を利用してつくった施設でも、その施設の今後の活用のあり方を検討した上で、その補助金を返還してでも、対象施設をニーズにあった利用のあり方に用途変更したり、場合によっては取り壊したりする姿勢が、説明を受け、皆さん驚いたところがございます。

次に2日目の岩手県紫波町であります。この内容については、非常に紫波町というのは盛岡市の通勤範囲内というようなことで、人口が減らない、減りが少ないという非常に岩手県の中でも顕著な町でありました。その中で、誘致した駅なのですけれども、その駅の周辺、あれは西側でしょうか、それを10.7ヘクタール買い求めていたと。それがなかなか思うよう

に開発ができないでいたところを、公民ですか、公民連携で開発をしたということでありませす。詳しくはここに書いてありますけれども、たまたま、私事になってしまいますが、この視察を15年前に大和町時代にしまして、本当にガランとしているところでありましたが、そういう中であまりにも変わっておりまして、驚いたところでもあります。委員の意見にもありますけれども、町が出資している会社と連携がうまく機能していますが、あまりにもコンパクトに集積されていて、人口の増加や利用者が増大していたときに心配があるのでは、というような意見がありました。

でも、新しいまちづくりというエネルギーを感じる事ができたということでもあります。その中には役場庁舎を入れたり、スポーツ施設、あるいは野菜等の市場をその中に入れております。もう1つの意見としては、今後、新しい施設を市内に建設することはなかなか難しいだろうが、公民連携をして、さまざまな事業にいろいろな角度から検討を行って進めていくことが大切だと感じたということでもあります。1つの取り組みとして、第3セクターの会社が、町が出資した会社が市民と連携をしているというところが、非常に印象的なところがありました。

雑駁であります、以上で報告を終わります。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 産業建設委員長・鈴木一君の報告を求めます。

産業建設委員長・鈴木一君。

○鈴木産業建設委員長 おはようございます。それでは産業建設委員会の調査報告をいたします。まず、閉会中の管内調査についてです。調査事項、渇水による稲作への影響について、現地調査を含みます。調査の状況です。期日は28年6月21日、委員の出席状況、全員の出席です。議長からも出席をいただきました。調査の内容につきましては、記載のとおりであります。渇水による稲作への影響についてです。まず、栃窪地区に現地調査を行いました。例年、ため池の水は低くなるが、何度か降る雨や雪解け水があり、不足することはない。ことしは少雪であり、夕立ちによる本格的な降雨がなく、ため池の水位が回復しないため、移植後の水不足を考慮し、何か所か作付を断念しましたということでありました。その面積につきましては4町歩とのことでした。

続いて吉里地区につきまして、吉里は慢性的に水が少ない、ない地域である。過去にも最大の水不足があり、県の消雪パイプを利用することで対処した例もある。現在は泉盛寺地区とポンプアップした水を2つに分けているが、泉盛寺はことし圃場整備をするので、この水を吉里地区で全て使用できれば、ことしのような天気でも懸念はないと思う。しかし、来年

から運転経費が全て吉里地区での大きな負担となるということです。

吉里地区での作付できない面積はということに對しまして、組合として集計していないので、面積は把握していないということでありました。資料は6ページからであります。

事務調査におきまして、これまでの取り組みについて説明を受けました。出穂期に最も水が必要な時期を迎える、そのときまでの天候によっては渇水への対応が必要となる。平成24年度、渇水対策として、井戸の活用や金銭的補助をやったが、ことしも必要であれば、同様の支援をしたいと考えている。質疑については1点ほど説明しますが、井戸の使用や共済の補填についても広報すべきではないかということに對しまして、大々的な広報はまだやっていない。ただ、内容の性質上、市の広報誌がよいか、各農家組合長にするのがよいか検討している。申請があれば全て対応できるわけではないため、表現も慎重にする必要がある。何らかの形で広報は行うという答弁がありました。

次に産業建設委員会管外調査について報告いたします。期日は平成28年7月26日から27日です。調査先及び調査内容については、奈良県、インバウンドセールス係の取り組みについて。大阪府高槻市、間伐材の活用について、バイオコークス事業。参加者は委員全員の出席でありました。執行部からは産業振興部長より出席をいただきました。調査内容につきまして、奈良県インバウンドセールス係の取り組みについて説明いたします。資料は10ページからであります。

奈良県のインバウンド戦略の基本方針は3点であり、①外国人観光客が不自由なく安心して滞在を楽しむことができる観光地、2番目、外国人観光客の旅行消費によって地域が潤う観光地、3番目、海外に向けた品質の発信による知名度向上。信じられないことですが、奈良県は客室数が全国最下位、宿泊者数も下位であること。逆に宿泊者数の少なさを要因とする静けさを売りにすることで、富裕層をターゲットとしています。富裕層の中でも一番高い大臣クラスへのおもてなしに、さまざまなサービスを考えています。アジア圏のバブルが崩壊してもよいように、欧米、特にフランスへ注力していくことが現在の考え方であります。

海外プロモーションの強化として、4カ国へ現地営業拠点として各1名ずつプロモーターを派遣しています。I L T Mへの参加、世界最大の商談会であります。金融資産が1億円以上の顧客を抱えるバイヤーが集まる商談会であります。奈良県の観光客が昨年初めて100万人を突破したそうです。これが今後も続くことなのか懸念しているとのこと。東京オリンピック終了後、東京以外の都市に興味に向いたとき、生き残るかどうかの境目になると考えている。急激な減少を防ぐためにも、安定的に観光客は増えていく層を確保していくことが重要と考えている。

質疑については1点。宿泊施設が少なければ周遊プランの考えは、という問いに對しまして、行きたいところに行きたいというのが心情だと思う。観光庁でも広域周遊ルートを作成しているが、県はあまり乗り気でない。県の南側への誘客が宿泊につながると考えている。南側に行きたい場所をたくさんつくり、行きたそうな場所への拠点となる宿泊施設はどこなのかという観点で紹介しています。一番驚いたのが、歴史的にも古い遺産のある奈良県が、

100万人ほどの観光客の宿泊でしかないということに随分驚かされました。

次に大阪府高槻市、資料15ページからですが、間伐材の活用について、バイオコークス事業。まず、高槻市の森林行政では、一般市民と森林をつなぐ施策があります。1番目、市民林業師養成。毎年市民林業師を養成し、ボランティアとして民有林保全に協力しています。2番目、アドプトフォレスト制度、企業の社会的責任の一貫として森づくりを案内。企業も社員のレクリエーション、ボランティア精神の向上につなげている。3番目、林道管理条例の制定。不法投棄されたり、予期しない開発で大型車が走ることがある。土砂の堆積などに林道が使われないようにしたものであります。

バイオマス構想につきまして、間伐材の有効活用の観点から、国、市の補助金で加工場が建てられた。事業主体は大阪府森林組合であります。同量の原料から同量のバイオコークスができる。不要物が出ない。輸送効率が高く、流通も可能である。しかし、試験採用として豊田自動織機に納品したのみであります。電気代の高騰から、製造費用がかかって、安価な石炭コークスと競争できない。今後はコスト削減を図り、市場に流通させること。豊田だけでなく、新たな販売先で利用方法も開発していくということで、日本本土においてバイオコークスを周知していきたいということであります。

質疑につきましては1点。当市でもみ殻が大量に出るが、バイオコークスをつくるのに適当かという問いに対しまして、製品の安定しているほうが使いやすい。ここでいう安定とは木材であれば種類が同じであることなど、原材料的な安定、水分的な安定である。もみ殻やわらだけで原料を統一してつくるのは、品質の安定にはよいと考えている。高槻市では農家が自分で使用するので、原料が回ってこないというような説明がありました。以上です。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 産業建設委員長にお伺いいたします。6月21日に行われました渇水対策についての質疑のところ、4ページでありますけれども、「清津川の水利も重要と考える」という部分であります。この表現を見ていけば、ややもすると魚野川だけで水を確保しようという方向にいつているようにも取られかねない、この部分だけを読むとですね。実は新潟日報の記事に旧中里村の亡くなった村長さんの追悼という部分で記事が載りました。その中の表現を見ても、清津川から水を取水して魚野川に放流してきた。そのために向こうのほうでは水不足が生じている、そういうようにとられかねない表現が新聞に載っていた。そうするとこういうところは担当委員会として、本当にそうなのか。

また、清津川の取水についても、取水路についても老朽化が進んでいる。じゃあ実際どうなのかということ、産業建設委員会のほうでも一度現地調査に行ってみようではないかという声が出てくるものかというふうに期待をしていたのですけれども、そういう声は出ませんでしたか。

○議 長 産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 そういう質疑はありませんでしたが、今後参考意見として委員会

で検討していきます。

○議 長 ほかに。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 続きまして、社会厚生委員長・腰越晃君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 おはようございます。社会厚生委員会管外調査について報告をいたします。期日は7月25日から26日、2日間でございます。調査先及び調査内容については、新潟県上越市 上越市新クリーンセンター整備についてで、翌日26日、神奈川県相模原市 ごみ処理施設、また神奈川県横浜市にて、特別養護老人ホーム 芙蓉苑様で、介護ロボットの活用の現状について調査をいたしました。

参加された方々はごらんのとおりでございます。調査内容については、まず上越市新クリーンセンター、これについては施設整備の基本的な考え方、それからその検討の経緯、費用、運営等について調査をいたしました。相模原市ごみ処理施設についても同様であります。細かい内容については添付された資料をごらんいただくとして、担当委員の意見、感想等について、そこに記載されているものを読ませていただきます。

まず、上越クリーンセンターについては、当市の新施設建設に当たって——これは南魚沼市のことについてでありますけれども——今後40年間ぐらいのごみ行政のあり方を基本から検討すべきである、というような所感をもたれております。それから、上越市では、DBO方式、簡単にこれは公設民営方式でございますけれども、DBO方式の採用や、建設に向けての十分な検討と情報公開をもって進められており、コスト意識も大きく反映されていると感じた。次に、相模原市のごみ処理施設についての所感ですけれども、6ページに記載されておりますが、家庭における4R、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルであります。これを基本に粗大ごみのリユース、リサイクル、ごみの中から鉄分とアルミを回収するなど、これは流動床式溶融炉、これを使うことによって、最終的に鉄分とアルミを分解して回収できるという、そういうシステムになるものでありますけれども、鉄分とアルミを回収するなど、ごみ処理に対する基本理念を徹底していると。また、長寿命化計画により最小の投資で最大の結果を得ようとする姿勢は評価できる。当市においても費用対効果の高い処理方式や事業方式について、時間をかけて検討してみるべきである。以上、委員の意見でございました。

次に介護ロボット活用の現状についてでございますけれども、これも資料の最終ページに載っていると思っておりますが、ここに載せられております6つの例、全て用意されてお見いただくことができました。あと、2番のPALROについては、実際にこれはデイサービスの

現場であったでしょうか、活用されているところを見学させていただきました。これも8ページ、委員の意見、感想等これに集約されておりますけれども、ロボットについては非常に高額である。また、それぞれ使うべき相手の人間といいますか、要介護者の感性であるとか、状況であるとか、そうしたことに合わせていかなければならないということを考えると、全てに万能とは言いがたい。しかし、利用の価値は大いにあるであろう。そうした所感等がありました。いずれにしても、ロボットの活用というのは、今後進んでいくであろうと思いますので、また議会におかれましても、議員諸氏におかれましても、興味を持って見ていただく。また、介護施設におかれましても、有効な活用を進めていくべきであろうというように考えたところでございます。以上であります。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ご苦労さまでした。上越のクリーンセンターについて、ちょっと確認をしたいのですが、この落札が運転業務、設計・建設・運営を、ということで192億4,895万円ということですか。運営がこれは30年間ということですが、さらに延ばすような予定だということだと思いますけれども、問題は維持管理費なのです。維持管理費を含めた形の調査がされているのかというのが不明なのですけれども、そういう点は一切入ったの落札価格であったのか、その辺をお聞きいたします。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 お答えいたします。192億円というのは、20年の運営管理費を含めた価格でございます。施設整備、いわゆる設置費用については、約120億円であっております。残り約80億円が管理費ということになります。その管理の内容については、公設民営方式でございますので、これを受注した日立社でしていただろうかが別に民間の会社をつくって、そこで運営管理をしていくという方式になっております。まとめますとトータルの金額でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私の理解が間違っていればあれなのですけれども、要するに、建設費と運転業務、そのほかに維持管理費というのがあろうと思うのです。維持管理費というのは私はいつも言いますが、パテントあるいはまた過度な消費というか、老朽化とか、そういう変質等が起きたときの責任までも持つ部分というのが維持管理という項目だというふうに私は思っているのです。その辺が、要するにこの192億円で一切いらぬのだと、運転業務も込みなのだ、維持管理費等も込みなのだというふうに理解できるということでありましょうか。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 今、質問を受けましたけれども、そこまで細かい説明を受けているわけではなかったですし、またそうした質疑もごらんのようにされておられません。以上です。

○議 長 ほかに。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 次に議員定数調査特別委員長・阿部久夫君の報告を求めます。

議員定数調査特別委員長。

○阿部議員定数調査特別委員長 改めまして、おはようございます。それでは、議員定数調査特別委員会の報告をさせていただきますが、皆さんのお手元に資料が配付され届いていると思いますが、議員定数調査特別委員会では、過去4回調査をさせていただきました。その最初の第1回目でございますが、期日は平成28年5月16日、全員出席でさせていただきました。そのときは正副委員長の互選ということで、私が委員長、副委員長に小澤実さんになりました。

続きまして第2回議員定数調査特別委員会でございますが、期日は6月27日、8名の出席、1名欠席でございます。議長は欠席でございました。調査内容であります。3点ありました。

(1)として、県内市議会の議員定数の状況について、続いて委員会の進め方、3番目にその他と、そういう内容で検討いたしました。その内容であります。そこに書いてありますけれども、県内市議会の議員定数やその改正状況、人口などについて調査をし、委員会の進め方を検討しました。

続きまして、第3回議員定数調査特別委員会、期日は8月2日、議長からも出席していただいて、委員の出席状況は8名出席、1名欠席でございました。調査の内容であります。2項目。会派における議員定数の考え方についてと、その他でございました。

次は第4回目でございますが、期日は8月22日、委員は8名出席、1名欠席、議長からも出席していただきました。調査事項の内容であります。議員定数についてとその他についてを調査いたしました。調査の内容であります。各会派の見解を再確認の上、議員定数について検討いたしました。全会一致となる結論は得られず、2名削減という意見が多数を占めました。その中で少数意見としては、現状維持が必要ではないかと、そういう意見もありましたし、人口減少を考えたとき、4名削減という意見もありました。また、他市からみると3,000人に1人ということを見ると6名の削減もいいのではないかと、そういう少数意見もありました。

今回は中間報告として報告いたしますが、最終的には2名削減という意見が多数を占めたという報告書を作成し、また委員会の中で再度検討して、12月の議会に報告をしたいと、そういうふうに思っているところでございます。以上であります。

○議 長 議員定数調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員定数調査特別委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 ここで休憩といたします。開会時刻は 11 時ちょうどといたします。

〔午前 10 時 44 分〕

○議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 00 分〕

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、先に行われました議会運営委員会で決定された即決議案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定によりまして、委員会付託を省略いたします。また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び決算に限って行い、そのほかの案件につきましては市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、先に行われました議会運営委員会で決定された即決議案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び決算に限って行い、その他の案件につきましては市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

委員会に付託された付議事件につきましては、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの方に質問の機会を譲るようお願いをいたします。

○議 長 日程第 6、報告第 10 号 議会運営委員会の副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長 敬称を省略させていただきます。議会運営委員会の副委員長 小澤実、以上であります。

○議 長 議会運営委員会の副委員長につきましては、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。

○議 長 日程第 7、報告第 11 号 常任委員の所属変更についてを行います。事務局長に報告をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長 敬称を省略させていただきます。常任委員の所属変更について、阿部俊夫、産業建設委員会から総務文教委員会へ変更いたします。以上であります。

○議 長 常任委員の変更につきましては、ただいまの事務局長の報告のとおりでございます。

○議 長 日程第 8、平成 28 年陳情第 1 号「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ

て、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情を議題といたします。

陳情第1号を総務文教委員会に付託いたしますので、調査をお願いいたします。

○議 長 日程第9、平成28年陳情第2号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する陳情を議題といたします。

陳情第2号を総務文教委員会に付託いたしますので、調査をお願いいたします。

○議 長 日程第10、平成28年陳情第3号 南魚沼市所有の駐車場についてを議題といたします。

陳情第3号を総務文教委員会に付託いたしますので、調査をお願いいたします。

○議 長 日程第11、請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願を議題といたします。

請願第2号を産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第12、第14号報告 継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第14号報告についてご説明申し上げます。本報告は一般会計における継続費2事業が、平成27年度で完了したことにより、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、ご報告申し上げます。

3ページが、継続費精算報告書であります。表の上段、見出し区分は大きく左から、「全体計画」・「実績」・「比較」としております。上の段、4款衛生費 新市立病院整備事業は、平成25年度から3か年の継続事業で、3か年の支出合計では、中央実績欄の支出済額の計51億4,996万8,330円であります。なお、継続費を含む総事業費は、74億1,200万円ほどとなっております。

財源は全て特定財源のその他となっておりますが、病院事業会計からの受託事業収入であります。

平成25年度の右側比較欄の年割額と支出済額の差5億5,639万円は、発注の遅れにより、建築の前払い以外は繰り越しとなったものであります。平成26年度の10億2,172万円は、医療機器や厨房機器等の決定が遅れたことと、電子カルテの関係で電気設備が進まなかったことなどによるものであります。

下の段、9款消防費 消防救急無線デジタル化事業は、平成26年度から2か年の継続事業で、2年間の支出済額合計は7億741万4,094円であります。

特定財源につきましては、起債は消防債の緊急防災・減災事業債で、その他は湯沢町からの受託事業収入であります。

平成26年度の右側比較欄の年割額と支出済額の差、2億9,656万円は、システム整備の遅れなどにより翌年度送りとなったものであります。

同じ欄の一番下、「計」の年割額と支出済額の差が、4,258万5,906円となり、継続費予

算の精算残額ということでございます。

以上で、第 14 号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第 13、第 15 号報告 継続費精算報告書について（南魚沼市病院事業会計）を議題といたします。説明を求めます。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、第 15 号報告についてご説明申し上げます。病院事業の継続費につきましては、ただいま一般会計のほうでも説明がございましたが、病院再編にかかる事業として一般会計に委託をした内容がほとんどとなっています。平成 25 年から平成 27 年にかけての 3 年間となっており、今回平成 27 年度決算をもって継続事業が完了いたしましたので、地方公営企業法施行例第 18 条の 2 第 2 項の規定により、平成 27 年度南魚沼市病院事業会計継続費精算報告書を調製し、同項の規定により報告するものです。

それでは 3 ページ別紙をごらんいただきたいと思います。事業名は新市立病院整備事業委託で、3 年間の計画事業総額は 52 億円とし、年度別計画事業費及びその財源内訳については記載のとおりとなっています。この全体計画に対し、3 年間の実績でございますが、各年度での支払義務発生額の総額は 51 億 9,996 万 7,530 円となり、その財源内訳は企業債 35 億 3,660 万円、損益勘定留保資金が 10 万 2,494 円、繰入金が 12 億 2,849 万 9,200 円、その他が 4 億 3,476 万 5,836 円です。比較欄でございますが、全体計画から実績を単純に差し引いた額を計上しています。3 年間の計画総事業費と支払義務の発生額の差、不用額でございますが、3 万 2,470 円となったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

20 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 ちょっと聞きづらい質問なのですが、今ほど説明がありました実績——真ん中の表ですね——51 億 9,900 万円の内訳ですが、企業債、損益勘定留保資金あたりはわかるのですが、この繰入金というのは一般会計からでしょうか。一般会計としては、このお金は起債によって賄われたのでしょうか。

それから、その他について、どこからきているのかお知らせください。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 一般会計からの繰入金は、特例債等の起債、それから一般財源が若

干入っていたと思いますが、ちょっとそこはまた確認をお願いしたいと思います。

その他でございますけれども、このその他につきましては、今回の医療再編に伴いまして県からの補助金ということで、魚沼地域医療研修病院の整備事業補助金、これが5億6,500万円ということで、県から交付になってございます。この分の一応継続費分ということで、本体工事費で4億6,470万円ほど、それから薬局の移転等補償費の関係が2,829万円ほどございまして、これらがその他ということになります。その他のこの魚沼地域の県からの補助金につきましては、ここに上がっている継続費対象外の経費1億3,000万円ほどございすけれども、この中から継続費分がそこにあるその他分ということになっていきますのでよろしくをお願いします。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今さらながらというところもあるかもしれませんが、精算報告ですので確認をさせていただきますが、継続費の全体計画についてであります。先ほどの話のように、建設に伴う委託に出した部分ということなので、それで52億円ということになっているのだと思いますけれども、その実績であります、ここに企業債が22億4,000万円あります。これは今言いましたように、委託に出した部分、建設改良関係で委託に出した分ということで、医療機器が含まれていないのだろうと思うのですが、病院会計の決算を見ますと、非常に15億円ぐらいの企業債、差がありますよね。その15億円が全て医療機器関係、委託に出さない医療機器を中心とした企業債なのかというところを1点お聞かせいただきたいと思います。

そもそもこの継続費は、先ほど言いましたように、建設に係る委託に出した部分の継続費という考え方でいいのでしょうかというところを、企業債の関係もありますのでちょっと確認してください。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 継続費のところにつきましては、基本的に市の対策室のほうに委託に出した内容ということになってございます。

起債のほうですけれども、若干の医療機器以外の外構整備等も若干あるかと思うのですが、ちょっと今は詳しい内訳は持っていないのですが、基本的には医療機器等の整備の関係ということになります。以上です。

○議 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

以上で継続費精算報告書について（南魚沼市病院事業会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第14、第16号報告 健全化判断比率についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 16 号報告 健全化判断比率についてご説明申し上げます。本報告は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度決算に係る健全化判断比率であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率の 4 指標を算定し、監査委員の意見を付して、議会にご報告申し上げますのでございます。

1 ページの表をごらんください。最初に算定結果を報告させていただきまして、内容につきましてはその後、資料に基づいて説明をさせていただきます。

最初に実質赤字比率は、一般会計等の実質収支に係る比率で、連結実質赤字比率は、特別会計を含めた市全体の会計の実質収支及び資金不足に係る比率であります。それぞれ赤字あるいは資金不足は生じておりませんので、該当がありません。実質公債費比率は、前年度比 0.9 ポイントの減少で、15.4%、将来負担比率は 3.9 ポイント上昇の 158.9%の算定結果であります。

次に報告資料につきましてご説明申し上げます。次のページ総括表①から④となりますが、これらは「財政健全化法」第 3 条第 3 項に基づく、県知事への報告様式及び算定資料であります。総括表①は、健全化判断比率の状況で、上の表は最初に報告いたしました算定結果と同様のものであります。下の表につきましては「財政健全化法」で定める、財政状況の判断指標でありまして、「早期健全化基準」と、それより状況が悪い「財政再生基準」の 2 段階の基準を示しております。平成 27 年度決算の算定結果は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、「実質公債費比率」には、この基準の外にご存じのように、18%というラインがあります。これは地方債の借入れが協議制度になってからも、実質公債費比率が 18%以上の地方公共団体は、引き続き許可が必要になるもので、「公債費負担適正化計画」の策定を前提に許可をされることとなります。

当市も財政健全化法施行以来、この 18%を下回ることを目標に、「公債費負担適正化計画」を策定し「財政の健全化」を進めてきたところでありますが、平成 24 年度決算で 17.5%となり、18%以下となっております。

めくっていただきまして、4 ページをお願いいたします。総括表②は、連結実質赤字比率等の状況で、実質赤字比率も含めた算定資料であります。左側、上の表が、城内診療所特別会計を含めた一般会計等の実質収支額と、それにより算定した、実質赤字比率であります。そのほか、一般会計等以外の特別会計の実質収支額と、右側、公営企業会計の資金不足・剰余額の合計額に基づき算定しました連結実質赤字比率が、右側の最下段に記載されております。ページ左下の米印に記載のとおり、実質収支、連結実質収支とも黒字のため、比率はそれぞれマイナス表示となり、該当なしとなるものであります。

次の 5 ページは、総括表③実質公債費比率の状況であります。実質公債費比率は、1 年間の経常的な一般財源収入における借入金の返済額が占める割合で、3 か年の平均値をあらわ

す比率であります。計算としましては、借入金の返済額に当たります、表の①から⑦の合計が分子となり、⑮から⑰の合計、経常一般財源であります標準財政規模が分母となります。これを基準といたしまして、分子・分母それぞれに引き算が加わり、⑧は返済のための特定財源として、分子のみから控除します。⑨から⑭までは元利償還金に対して交付税算入される額として、分子・分母両方から控除となります。

これにより算出された、平成 27 年度決算に係る単年度の比率が、中央に並んでいる表の右から 2 番目の表で、最下段の平成 27 年度、13.77116 となり、直近 3 か年平均で右端の表 15.4 となるものであります。ここ 3 年間の推移では、単年度及び 3 か年平均ともに順調に減少しております。今後、病院事業等、公営企業への地方債償還のための繰入金の状況と、また普通交付税の状況により、変化してくるものと思われます。

平成 27 年度決算における、単年度比率につきましては、前年度比で、1.97 ポイントほど改善しております。これは分母となる標準財政規模が、構成要素であります、税収と普通交付税額の伸びにより、増額となったことと、分子における元利償還金の額について、一般会計では、災害復旧事業債・合併特例債・臨時財政対策債など、償還額は増加しているものの、合計の増加幅が減少していることと、企業会計における償還額の減少などにより、償還額総額としては、それほど大きくならなかったことと、臨財債や合併特例債等に対する交付税算入額が増えていることなどにより、減少となったものであります。

公債費における、基準財政需要額算入額の増加傾向は、今後もしばらく続く見込みであります。あわせて大規模事業の償還が本格化し、普通交付税の段階的な減少も影響してくることから、実質公債費比率は、急激に悪化するということはありませんが、単年度では、徐々に上昇に転じてくるものと見込んでおります。

なお、一番上の表①の元利償還金の額につきましては、決算書の 12 款公債費の額とは一致しておりませんが、これは、財政健全化法の規定により、地方財政状況調査、いわゆる決算統計による数値を使用していることによるものであります。具体的には借換債分などと下水との起債のやりとり等を控除し、産業育成資金返還金を加えたものとなっております。

6 ページが総括表④、将来負担比率の状況であります。一般会計が将来にわたって負担しなければならない、実質的な負債額の標準財政規模に対する比率であります。財政健全化法で定める早期健全化基準は 350%となっており、言い換えれば、地方債や公営企業債等繰入見込額から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額が、経常的な年収の 3 年半分を超えると、要注意ということであります。

将来負担比率は、財政健全化最終年度の平成 22 年度決算以降、150%代となり、ほぼ横ばいで推移してきております。平成 27 年度決算につきましては、大型事業の終了等により、起債残高及び公営企業債等繰入見込額が増えたことにより、前年度比較 3.9 ポイント上昇の、158.9%となっております。

一番上の表が将来負担額の内訳で、左端の地方債現在高は臨財債や合併特例債の活用により、前年度比較 8 億 277 万円増加し、3 番目の公営企業債等繰入見込額も、病院再編等によ

り5億9,422万円の増加となっております。中ほどの退職手当負担見込額も、大量退職による積立金の充当減により、前年度比較2億7,315万円ほどの増額となっております。

中央の表は、充当可能財源等で、右端の欄、基準財政需要額算入見込額は、前年度より増となっておりますが、充当可能特定財源の減により、全体としてはそれほど大きな増額とはなっていません。

以上により、一番下の分数式では、分子となる「将来負担額」引く「充当可能財源」A－Bが、前年度比較10億2,573万円の増となり、分母では標準財政規模Cが、普通交付税額の増により、前年度比較3億9,875万円増加したものの、引き算となる「算入公債費等の額D」も増額となっており、結果C－Dは2億5,488万円の増加にとどまり、標準財政規模の増加に比べ、将来負担額の増加幅が上回ったことにより、3.9ポイントの上昇となったものであります。

地方債残高に占める合併特例債及び臨時財政対策債等の割合は高くなってきており、公債費等に係る交付税算入額は、現状では、上昇傾向であります。しかしながら、合併特例債の減少と、下水道事業の資本費平準化債や病院事業債の増加に伴い、上昇傾向も鈍ってくるものと考えられます。標準財政規模においても、ほぼ横ばい状態で来たものの、一本算定移行などの影響も出てくることにより、やや、上昇傾向に向かうものと思われまます。

以上、第16号報告の、説明を終わります。

○議長 先ほどは失礼いたしました。次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 改めましておはようございます。それでは、平成27年度決算に基づく健全化判断比率の審査報告を行います。

審査の対象につきましては、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。審査の期間ですが、平成28年7月29日から平成28年8月22日までの25日間でございます。審査の方法につきましては、審査に付された健全化判断比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等、関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。審査の結果でございますが、審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認めました。健全化判断比率の状況ですが、先ほど報告がありましたとおり、実質赤字、連結実質赤字はございません。実質公債費比率は15.4%、将来負担比率は158.9%と、いずれも早期健全化基準を下回っております。

以上で報告を終わります。

○議長 質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 細かい部分はまた場面を変えて質問したいと思いますので、考え方をちょっとお聞きしたいと思うのですが。この前段2つの比率につきましては数字がないので

いいのですけど、後段2つのことについてお聞きをいたします。

監査委員からの今の意見も早期健全化基準内を下回ったという報告もありましたし、そういう認識であれば、それはそれでいいと思います。ただ、この部分、毎回問題になるのですが、今、実質公債費比率は全国平均、市・区は6.9です。非常に、町村を合わせても、市区町村合計でも8%ぐらい。こういうふうな自治体は、ほかの自治体はそういうふうなことで起債残高を減らしていくような方策を練っているということですよ。そういう中で、なかなか減らない、18%以下であるからいいのだというような考え方で今後ともいくのか、それで今回そういう努力をされたのかというところをお聞きしたい。

それと同様のことですけれども、将来負担比率158.9ですね。これは全国平均、市や区は25%、市町村合計でも45.8%。うちの市は158.9です。ほかのところと比べて意味があるのかというような話もあるかもしれませんが、先ほど言いましたように、全国の自治体はそのようなことで将来の負担を減らしたり、起債残高を減らしたりしながら、これからの人口減少時代そういう中で戦略的な取り組みができるというようなことで取り組んでいるわけですよ。この部分につきましても今年度こういう数字が出たわけですが、特別に減らそうということを何かやっているのか、いたのか。そしてまた今後の考え方についてもお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 今、議員がおっしゃるとおり、我々が15%になったからということで、それでよしとしているところではありません。全国的には高いということでありまして、しかし、毎回、これが24というところから申し上げてきたとおりでありまして、旧3町、あるいは水道事業、これらの部分が非常に大きかったわけでありまして、それらを徐々に減らしながら、しかし、合併特例債、臨財債を活用しながら、新しいまちづくりを進めてきたというところでありまして。

この実質公債費比率も、またもう少し1回上がります。病院事業債、病院関係のことですね。この部分について大体もうちょっと上がっていきますから、あと5年後ぐらいだったか18%近くになる……（何事か叫ぶ者あり）平成31年度あたりには18%近くなる、そういう推計も出ております。これは、それでよしとするところではありませんけれども、それだけの投資を行ってきたということです。

全国的に減っている、減っているという話ですけれども、減っているところがどういう事業をやっているかはわかりませんが、簡単に言いますと、何もしなければ間違いなく減りません、将来負担比率もですね。私は毎々申し上げておりますとおり、今、つくるものが将来の皆さんから負担をしていただく、これは当たり前のことだということです。我々がそのことだけを享受して、将来の皆さんに全く負担なしで、全然影響を及ぼさないという部分であれば別ですよ、赤字的な部分ですね。

しかし、例えば病院にしる、あるいは道路にしる、公園、野球場も含めたそういう施設にしる、将来、今、ゼロ歳の子どもから含めて、ちゃんとそれを利用する。そして生命、財産

を守る、安全を守る。あるいは運動もする、こういうことですから、常々申し上げているとおり、将来に負担が残らないような市政運営はできないということであります。してはならないということであります、私はですね。

当然、将来的に負担をしていただきながら施設整備を進めるわけですから、それが何ら悪いという部分——ただ、ただこの比率だけを見てそれはおかしいという話には、私はならないと思っているのですが、それは見解が違えば別です。

結局、私たちが目標に置いてきたことは、実質公債費比率が25%以上にならないということをもとに念頭に置いて、今、約10ポイント近く下がってきているわけです。また1回上がりますけれども。そういうことを念頭に置いてきました。他の市町村との比較、これは比較とすれば数値として出ていますから当然のことと思いますけれども、それなりに私は後世の批判に耐え得るものだということであります。ですので、合併特例債の適用期間もうすぐ終わりますけれども、そういう面を含めれば、もう少しの——将来的な部分を見れば、この数値はまたどんどん下がっていくわけです。私としてはそう悲観をしたり、罪悪感を感じたりしていることはないというふうに申し上げておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 前者と同じような質問になるわけでありますが、市長の答弁もずっと同じであったわけであります。私、何ていいますか、こういう国の健全化対策に該当するような、触れてくるようなそういう自治体、これはもう当然のことながら問題外なわけです。そして、ではほかの自治体と比べて、我が市が今、整えているような水道であれ、下水道であれ、極端に持っていない自治体というのはどれだけありますか。私はそれは必要な投資は、我々世代であって、将来の世代、次世代に負担してもらおう。当然のことですけれども、では事細かにほかの自治体と比べて我が市が利便性——そうだな、問題はいろいろあるでしょうけれども、ほかの自治体が本当に困っているのでしょうか。

普通の企業であれば、どんどん競争の中で落ちていく。資金繰りが悪いところは落ちていく。負債が多くて、ほかの新規投資ができないところは落ちていく。そういう中で自治体の経営も見ていくべきだと思っています。私は養豚という業界に身を投じました。始めたのは20歳になるときであります。全国に34万戸の養豚家がありました。25年、私が養豚をやめるときには、1万7,000戸まで減っていました。業者は5年に半分になるのです。将来若者が、今、我々が投資をしてつくった、整備をした施設、それよりもっといいものを、もしかしたらその時代に合ったものを選択できる、私はそういう余地を残しながら財政運営も、投資もやらなければと思っています。

市長はずっと、私に言わせれば、小学校の子どもが聞いてわかるような、将来の人が使うのだから今、我々がつくって、将来の人に負担してもらおうのは当たり前ではないかと、そのことはどこの人だってわかっています。ただ、その中で選択しながらこうして将来のための、将来施設のための余裕を残そうというこれが自治体のまた一つの大きな姿であります。

キャッシュ・フロー、これが将来、もう間もなく見えてきますが、なかなかうまくいってこない。そのことも全部含めながらほかのところは自治体経営をやっているわけです。もう一度、市長のその辺の見解を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 議員のご指摘は毎々そういうことでありますが、しからば、例えば水道、下水道、これが未普及という地域がどのくらいあるかご存じですか。普及していても簡易水道施設で大変な——ですから、簡易水道で今のところは水は安定的にきています。しかし、これが5年、10年たったときに、その水源から含めてそれを全部整備していくとどのくらいの額になっていくか、これを考えたことはおありでしょうか。下水道も含めて、今、下水道が普及していない地域というのは相当あります。私の知っている友好都市でも、市街地の中がまだ下水道化していないと、そういうところもあるのです。ですから、その数値は私が今ここで示すことはできませんけれども、そういうことを先進的に進めてきたことに対して、批難される筋合いは全くない。

いつも言っていますように、今、下水道なんか当然でしょう。水道だってこれはこういう投資をしているわけですから、じゃあ、そのおかげで水不足が発生したか。あるいは簡易水道的な部分で大変なお金が必要になるということが出てきているか。今はないわけです。平成23年の豪雨以来、私たちの地域に水が供給できなくて、給水できなくて、給水車も回さなければならぬなんていうことはほとんどなかった。

ことしの夏、やはり水源をここに求めていない、ほんの小さい簡易水道的な部分の中では、やはり水不足が出て、水道課で何度も給水車を出しております。これは今のこの広域水道とは連結をしていない部分です。しかし、水道事業の中では一括でやっておりますから、それはそれとして、そういう地域がまだいくらかもあるということです。これがこの後、例えば合併特例債も適用できない。そして平成32年度には簡易水道に対する国の補助金も打ち切られる。それ以降、この水源の整備ができるか。金をかければできますけれども、大変な問題なのです。そういう実態をご理解もいただきたいと思っております。

低いほうがいいですよ、低いほうがいいです。しかし、今、私たちは将来の人たちがどうということを見込んで、どういう投資をしたいかというところを見ながらということは、ちょっとでき得ません。将来の人たちになるべく、今あることで大体満足していっていただけるとうと、そう思いながら投資はやっているわけです。いや、この部分は我々が関与すべきでない、20年後、30年後の若い皆さんに任せて、ここは手をつけておかないでいいでしょうなんていうことは施策としてはありませんよ。あり得ないことです。新しいことは新しい皆さんがまた考えていただくこととして、今、我々が考えられる社会資本整備とかそういう中で、この部分は将来の皆さんから考えてもらうことだから除外していこうなんていうことは全くありません。ありとあらゆる部分をきちんとやっつけていかなければならない。それが現世に生きる我々の務めだと思っておりますので、それはやはりご理解をいただきたいと思っております。

率的に高い、これはもうずっとご指摘いただいておりますから、それはそれとしてお受けいたしますけれども、決してそのことが将来に大きな負担を残して、後世の皆さん方が大変なことになったということではないというふうに私は自信を持っておりますが、これはわかりません。50年もたって、墓石をたたかれるようになるかもわかりませんが、それはそれとして、今でき得る最善のことをやっているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 一般質問ではございませんから、簡単にさせてもらおうと思っておりますが、これが自治体であれ、事業であれ、経営としてみれば、どういう理由であれあった負債はあった負債なのです。そして、今、水道の話がございましたが、では1億2,000万人の日本人の中で、市長がおっしゃるような本当に不安定な上水道の水源で暮らしている方が、では1億2,000万人の中にどれだけいるかということになると、そういう特殊なことを私は言っているものではなくて、ごく当たり前のことを言っていると、前にそういう過剰投資をしてしまった。いろいろなことがあってしてしまったのであれば、また自分のその甲羅に合わせた選択をしながら事業をやっていかなければならない。それを私は見ながら、見合わせながら、また将来のキャッシュ・フローをきちんとしていかなければならないとなかなか将来世代が選択肢が狭まってくるのではないか、そのことを頭に置かなければならない、そう言っているだけであります。答弁がほかにありましたらお願いしますが、今までの聞いてきた答弁とは違う答弁を、違う内容の答弁を、違う例を挙げた答弁を私は望みます。

○議 長 市長。

○市 長 私は特別違った答弁にはなりません。今まで申し上げてきているとおりでありまして、前にこうやってしまったからこうだと、その部分は当然行政の継続性からいって、我々が今それをきちんと是正していこうということでやっているわけです。ですから、前のことに対して、ああであった、こうであったということは申し上げるつもりは全くありません。

今、例として挙げましたが、水道、下水道、これらが未普及、あるいは普及していても簡易水道という非常に不安定な水源で暮らしている皆さん方というのは、今、水道の未普及だけでも全国で300数十万人いるのですよ。水道の恩恵にあずかっていない人がそれだけいる。そのほかに、全国の自治体で全国簡易水道協議会、これがまだ相当数ありますから、この皆さんは簡易水道を抱えて、そしてこれを維持、そして修繕これらも含めてやっていく。その補助金を打ち切られる——本来であっても平成28年度、今年度で打ち切る予定だったのです。それが一応5年間延期はされましたけれども、これが打ち切られたときに、じゃあどうなるのですか。これは大変なことですよ。水道というのはライフライン中のライフラインですから。これをでは簡易水道の水源を、あるいは管路を全面的にやりかえるなんてことになりますと、莫大な金がかかるのです。

そうなる前に我々はやってきたというふうに理解をすれば、水道の関係であっても過大投

資ということは、それはそれでご指摘はいただきますけれども、将来に対してきちんとした責任をもった水源を開発してきたという点では、私は誇るべきものだというふうに考えております。

それで、今やる事業もご存じのように合併をしているのです。それで、それぞれの旧町から、このことだけは合併をしたらどうしてもやってもらわなければならない。その部分を今、私は着実にやっているだけでありまして、ほかに新たな大きな投資を目指してということは、今全くありません。ですから、旧3町の思いをきちんと実現させることが、私は私の務めだと思っておりましたので、そうやってまいりました。

それで、財政的にも厳しい時期もありましたが、ようやくここまできたわけでありまして。また若干厳しい時期は続くかもわかりませんが、これらは今いる皆さん方、これから市政を担っていただく方が工夫をすれば何とでもなりますよ。そこで破綻をしたなんてことになり——そういう道を選べば別ですけれども、そういうことにはなり得ない方策が必ずあるわけでありまして。今ここで私がそれを伝授するということではありませんけれども、それはきちんとやっていけるものだと。

ですから、私は将来的に大きな不安を持って今、市政の運営をやっているということではありません。厳しいですけれども、必ず将来的には明るい光が差す、差させなければならぬ、そういう思いでやってきましたので、皆さん方からご批判をいただくことはそれでお受けいたしますけれども、私としては全く、そういうことを念頭に置いてはいないということだけご理解いただければと思うところであります。

○議 長 質疑は自己の意見を言う場ではありませんので、注意をして発言をお願いいたします。

20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 関連した質問になりますけれども、一応18%というのが1つの上限かというふうに考えているわけです。また、今ほど答弁があったように、事業なしでいくことはできない。また、当市のような、狭いところに人口が密集しているそういう地域でもございませぬので、事業効率も悪いという、あまりいい部分がないのですけれども、今後、実質公債費比率1つとってみた場合、これを18%にいかないような事業コントロールというのは、今できている状況なのかどうか、それ1点だけお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 それはできております。先ほど触れました平成32年ごろですか、18%近くなる部分については、そのころからはもう投資的的事业は一気に——前から言っています、これがちょっとずれているだけです。特例債が終わると40億円、50億円という投資部分が20億円、半額にならしていかなければならないということですが、これは当然そうなるわけでありまして、新たな大きな投資という部分については今のところは——また新しい需要が出れば別です。別ですが、今のところは考えなくて、建設事業的な部分については半減をしていくと、そういうことで財政計画も今作成したところであります。また、い

ずれご説明申し上げますけれども、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で健全化判断比率についての報告を終わります。

○議 長 日程第 15、第 17 号報告 資金不足比率についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 17 号報告 資金不足比率についてご説明申し上げます。第 16 号報告と同じく「財政健全化法」第 22 条第 1 項の規定に基づき、公営企業の経営状況をあらわす、資金不足比率を算定し報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業ごとの「資金不足額」を事業規模で割った比率で、この資金不足額は、先ほど第 16 号報告で申し上げました、連結実質赤字比率の算定に用いる「資金不足額・剰余額」と同じであります。

1 ページの表のとおり、水道事業会計、病院事業会計、下水道特別会計の 3 会計とも、資金不足額は生じておらず、資金不足比率は表示されておられません。

報告資料 3 ページをごらんください。算定式の表であります。上側の表が、公営企業法 適用企業で、水道事業会計と病院事業会計の算定表であります。表の (1) 「a-b」、流動負債から控除額等、企業債などを控除した額から、(2) 「c-d」の流動資産から控除額等の貸倒引当金などを控除した額を差し引いた額が (3) の額で、財政健全化法施行令により算出される、資金不足額ということになります。

(3) では、資金不足額が「マイナス」ということですので、連結実質赤字比率に用いる数字は、(5) では剰余額となり、水道事業会計、病院事業会計いずれも黒字ということになります。したがって、(6) が資金不足額となりますが、不足がありませんので数字が入っておらず、資金不足比率は、該当がないということになります。

下側の表、公営企業法 非適用事業の下水道特別会計では、上の法適用事業の表と見方は同じであります。(1) 引く (2) が (3) となり、マイナス表示でありますので、(5) で剰余金となり黒字となりますので、下水道特別会計でも資金不足はなく、資金不足比率は該当がないということになります。

以上、第 17 号報告についての説明を終わります。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 それでは平成 27 年度決算に基づく資金不足比率の審査報告を行います。審査の対象につきましては、平成 27 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。審査の期間ですが、平成 28 年 7 月 29 日から平成 28 年 8 月 22 日までの 25 日間でございます。審査の方法につきましては、審査に付された資金不足比

率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等、関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認めました。

特別会計の水道事業会計、病院事業会計、下水道特別会計は、いずれも資金不足はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。以上で資金不足比率についての報告を終わります。

○議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開は1時10分といたします。

〔午前11時51分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後1時10分〕

○議 長 日程第16、第18号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長 第18号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について説明いたします。これは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市が出資している六日町街づくり株式会社の経営状況を説明するものです。

それでは、第22期 事業報告書及び決算書をごらんください。1ページの1.現況に関する事項の(1)事業の経過及びその成果でございますが、第22期においては、市立図書館、スーパー、内科・整形外科医院の「商業・健康・文化」の一体的施設として高齢者から年少者までの幅広いニーズに対応した施設として生まれ変わり2年目を迎えました。図書館には日平均810人余りの来館者があり、各テナントへの相乗効果も大きく、着実に歩んでおります。

テナント全体の売り上げは、昨年対比で101.61%、客数対比で101.63%となりました。1店舗が7月中旬に撤退したものの、直営店及び地場生産コーナーの売り上げが増加したことなどから、街づくり会社の決算は売上高1億9,350万円で、対前年比100.8%となり、当期純利益は1,369万円となりました。

続いて(2)売上高の明細でございますが、先に説明申し上げたとおり、1店舗撤退したことにより、固定賃料収入が前期比98.0%となっております。施設使用料収入は図書館設置に伴う精算行為が完了し通年ベースとなったことにより、前期比146.5%、地場生産者コーナーの売

り上げの増加で手数料収入が前年比 106.9%、直営店の実用衣料——これはファミスタでございますが——の売り上げ増により、直営店売上高が前期比 109.9%となり、全体として前期比 100.8%の増額となっております。

2 ページ下段の(6) 財産及び損益の状況の推移でございますが、4 期分の推移となっております。第 22 期の売上高は 1 億 9,350 万円で、前期比 100.8%となり、当期純利益は 1,369 万円で前期比 119.9%となっております。この結果、表の最下段の純資産は、3 億 2,437 万円となりました。

3 ページの(9) 従業員の状況については、記載のとおりパート従業員をあわせて 9 名となっております。

次の 2、会社の株式に関する事項については、記載のとおりで前期と変更はありません。

4 ページの 3. 会社役員に関する事項につきましては、記載のとおり 5 名の取締役と 3 名の監査役となっております。

5 ページの貸借対照表でございますが、表の左側、資産の部の流動資産 4,860 万円は、現金及び預金が主なものとなっております。

有形固定資産 8 億 9,934 万円については、減価償却の関係で前期比 1,559 万円の減になっています。

資産合計は 9 億 5,906 万円で、前期比で 2,183 万円の減となっております。

表の右側、負債の部の流動負債 3,327 万円は、前期比で 259 万円の減となっております。固定負債 6 億 141 万円は、前期比で 3,293 万円の減となっております。負債合計 6 億 3,469 万円は、前期比で 3,553 万円の減となっております。

6 ページ、損益計算書でございます。売上高が 1 億 9,350 万円で、売上原価が 4,429 万円となり、売上総利益は前期比 295 万円の減で 1 億 4,920 万円となりました。この売上純利益から販売経費及び一般管理費を引いて 275 万円の営業利益となりました。ちなみに前期、第 21 期は、328 万円の営業利益でございました。

営業外収入は 472 万円でありましたので、営業外費用の支払利息を差し引いた経常利益は 746 万円となっております。特別利益は、高度化資金の繰上償還に充てた債務の免除益 850 万円となっております。

この結果、前期より 227 万円ほど増の 1,369 万円の純利益となり、3 期続けての黒字経営となりました。今後もさらなる安定経営に向け、経営改善を進めていくこととしております。

7 ページでございます。株主資本等変動計算書は記載のとおり、2 ページでも説明いたしましたが、表の一番右、最下段の純資産合計は、前期より 1,369 万円ほど増えまして 3 億 2,437 万円となっております。

続いて第 23 期、平成 28 年度になりますが、事業計画書及び予算書をごらんください。1 ページの 1. 基本方針、重点事項につきましてごらんください。記載のとおりでございます。

続いて第 23 期の関係の 2. 会社役員に関する事項については、記載のとおり平成 27 年 6 月の株主総会で 5 名の取締役と 3 名の監査役が選任されました。前期と同じでございます。

3ページの第23期予算書でございますが、第22決算書との比較表となっております。売上高はテナントの賃料や直営店の売り上げなどですが、1億9,773万円で、前期と同程度と見込んでおります。売上原価は直営店の仕入原価4,404万円で、売上総利益は1億5,369万円となっております。人件費や地代・共益費支払いなどの販売費及び一般管理費が1億5,025万円で、営業利益は343万円を見込み、経常利益は436万円となっております。

特別利益850万円は、くみあい生活センター退店による敷金返済金のうち新潟県の持ち分を高度化資金の繰上償還に充当するものを、債務免除益として計上したものであります。これらを合わせまして第23期の純利益は前期の決算比394万円減の974万円を見込んでおります。

なお、ただいま説明いたしました貸借対照表、損益計算書、予算書などの資料の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示したものでありますので、したがって一部合計の数値が一致しない場合がありますので、よろしく願いいたします。

以上で第18号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、事業報告1ページ目の売上高明細の共益費収入6,400万円に関してでありますけれども、前年度比で7.5%の減で、市の負担分、これは一般会計に出ておりますけれども、そこから500万円ほど下がっているわけであります。共益費の部分が下がっているというものについて総会で説明があったと思いますけれども、それはどういう説明であったのかお聞きをしたい。

それから、貸借対照表。長期未払金でありますけれども、前年度は長期未払金が1,050万円の記載があるが、今回はないということで解消されたと思います。単純に利益が出たから解消できたかというそういう説明があったと思いますけれども、その辺がどういう説明であったのか。

あわせて高度化資金の返済でありますけれども、昨年度もこの報告の中でお聞きしました。高度化資金2,000万円の返済が迫っていると言いつつも、2,000万円の返済は非常に厳しいと。1,000万円を下らない範囲内で返済をとということで、どうも返済方法のほうが変わってきたというような説明が昨年あったわけですが、今年度、総会の中でその高度化資金の返済方法についてどういう説明があったのかお聞きをしたい。

それから、損益計算書のほうでありますけれども、当期純利益1,369万7,000円ということで、利益が出たということはよい方向なのですが、事業の予算、昨年度の予算の中では、1,527万円ほどの純利益が出るだろうという予定であったわけですが、それが達成できなかったと。当期純利益ですね、予定1,527万円、それが達成できなかったということについてどのような説明があったのか。以上、4点伺います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 1点目の共益費の関係のものでございますが、説明といたしましては、昨年度までは共益費の関係は、図書館設立の関係の状況等があったために変動があって、今年度

からある程度通年化されたものだという説明を受けたところでございます。

2点目の長期未払金は解消されたという報告を受けております。

3点目の高度化資金の返済。こちらのほうは経営努力と順調な、昨年度ご説明申し上げたとおりの計画で、何とか返済のほうが行われたと聞いております。資料で言いますと、長期借入金の関係が平成27年度、5億5,417万円、前年度が5億7,261万円ということですので、おおむね順調に高度化資金の返済が行われたという説明がございました。

4番目が当期純利益の達成ができなかったというところでございますが、昨年度1店舗撤退ということで内部で検討した結果、今年度になるのですけれどもある程度は新規の店舗を入れるということで検討をして、今年度は100円ショップですとかファミスタ等の経営に進むということで頑張りたいという報告がございました。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 共益費の部分については大体年間の掛かりといたしますか、それが落ち着いてきたのでこういう数字だという説明で、これは了承しました。それから、

長期未払金のほうは解消されたと。

3番目の高度化資金ですけれども、私の聞いたのは、要は年間2,000万円の返済が平成29年から始まるわけです。それがどうも難しそうだとということで平成29年からは1,000万円を下らない範囲内で返済をしていくというところで県との合意ができたという説明があったのです。ではことしはその説明はどういう説明であったのか。やはり2,000万円にしてくれという説明であったのか、そういうところを聞きたかったわけであります。

当期純利益については1店舗撤退ということで、この分の利益が減ったということで了承しました。

この3つ目の部分ですね、県のほうと打ち合わせをしていたわけでありますけれども、そこから辺でどうなったのかということの質問であります。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 3点目の高度化資金の関係でございまして、昨年度ご説明したとおりで県とのほうの協議は進めております。当該年度の説明を差し上げたのは、当該年度は約1,900万円償還のほうができたという説明でございまして、一応、平成28年度も同程度で行いたいということでございます。ただ、こちらのほうの償還につきましては、毎年度ある程度状況を話しながら決まっていく形でございますので、昨年度お話をしたとおりの方針に今のところ変更はないと認識しております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 では、確認しますけれども、平成29年度からについては1,000万円を下らない範囲内ということがあっても、それが一体幾らになるかということについては、まだまだ県と協議をしながらやっていく段階だということですね。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 はい、そのような認識で結構だと思います。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 第22期決算書ですけれども、2ページの下(6)財産及び損益の状況の推移。過去4年というか過去3年プラス決算の分が載っているわけですが、これは来年になるともう赤字の分が見えなくなってしまうわけですね。正直、この年数でやっているには平成24年、19期からのがそうですね。そうではなくて、過去は過去で大事だと私は思うのですよね。過去があるから今、なかなか苦しんでいるのがあるので、今後は例えば来年報告のときは、これももうちょっと10年くらいさかのぼって出していくのもやはり戒めというか——戒めという言い方もおかしいかもしれないですけども、市としては戒めと同時にまちづくりでこう変わったというふうなものあらわれにもなるので、そのほうが街づくり協議会もまたいいかもしれないし、市民も気をつけようというふうになるかもしれない。私はこれはもうちょっと多くしていいのではないのかと。そういう点の市の姿勢を聞いてみたいので、ここのところの答弁をお願いします。

あとは寺口さんが言ったのでいいかな。ここだけちょっと考え方をお聞かせいただきます。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 私のほうでは、市の考え方というよりは、こちらのほうやっと3期黒字になりました。今まで確かに赤字でございましたので、そこら辺の状況等を当該団体のほうに説明しまして、今後街づくり会社のほうと協議をしていきたいと思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 先ほどの高度化資金の問題ですけれども、これを順調に1,900万円ほど今回返しているということ——1,943万円ですか——ですが、今の残額が予定どおりなのか。当時、予定額を示してあるわけでありましたが、それでもあの予定表では最後に3億5,000万円も残るとい話を、私は指摘をした経過があるのですけれども、そういった業績がよければ順調に返そうということだと思っておりますが、その辺は順当に行っておりますか。ひとつお聞きします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 済みません、ただいま残額の資料を持っておりませんが、説明によりますと、このたびと来期を2,000万円近い金額で返済することになりますと、その後の県の協議はある程度その方針に基づいて行われているわけですので、その後の何かありましたときの返済の期間等の協議等も順調に進むものと思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 当時の表をちょっと私、抜粋して見てきたのですけれども、予定では平成27年度末で4億9,553万4,000円ということでしたのが、今ほどの平成27年度の予定は、5億5,417万7,000円。そうすると差し引きで5,864万円が予定よりは返済不足だというふうに私は理解しているのですけれども、それはもう県とは順当なのだという形で、何の当初の予定にさかのぼっての話というのはないわけですか。

○議 長 市長。

○市 長 ご承知のように、この図書館という状況が発生した際にその予定表みたいな

ものをつくってその際に確かご説明申し上げているのですが、今の計画としてはこうですけども、これが順当に返済できない状況も考えた中で、その都度、年度ごとの利益の出方やそういうことで次年度の返済額は県と検討して協議していきましょうということでもあります。ですので、今、議員がおっしゃるには 5,000 万円くらい少ないぞと、こういうことですが、これは当然県のほうもそれを承知した上で今やっているということでもありますので、そこに大きなトラブルは発生しておりません。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 そういった中で、一応商工観光課がこういった報告を受けることにはなっていると思うのですが、取締役が撤退して監査員のみという体制になったわけでありまして、そういったその経営戦略等については、街づくり会社にお任せというような感じでいくものというふうに私は捉えているのですが、最終的なその責任という形がやはり市にかかってくるというようなことがないかどうか。ここで 1 回確かめておきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 そのことにつきましても図書館建設の際にそれぞれ問題になったところでありまして、一応役員を出さないということになりまして、今は出していません。役員に就任していないということは、当然ですけども、いるまでは別であります、就任していないということになりますと経営的な責任というのは一切なくなるわけでありまして。そのために就任、最後の年になろうと思っておりますけれども、建設経過等も含めて道義的責任はあったと。あったということの中で補助金、3 億円だったかを支出したわけでありまして、今後、経営上のトラブルがあって、そこに市の責任が存在することはないというふうに私は、感じてではなくて思っておりますし、それは断言してよいかと思っております。よいかと言うか、そういうことで始まったわけでありまして、そういうことでもあります。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 役員報酬の部分でお聞かせいただきたいのですが、22 期までは役員報酬等は一切該当しませんということでございます。23 期予算を見ますと、2 ページにあるように役員報酬、監査役報酬等の規約がここに載っております。3 年間黒字が出ておりますので、今後そういう方向でいくという報告を受けているという形よろしいでしょうか。

もう 1 点は、あれだけ市としても投資をしております。その中で今もございましたけれども、県からの指導という部分。長期借入等が 5 億 4,000 万円ですか、ある中、短期もある中、そのような県との部分で問題はないのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 1 点目の取締役と監査役の報酬の件でございますが、今後そのような形で報酬のほうをお支払いし、責任を持つ形で運営を行いたいというふうなお話もございまして、こちらのほう、常勤のほうと非常勤のほうで、大体日額、1 回の金額的には 5,000 円程度の報酬だということです。ただ、これは金額の高低ではございまして、責任を全うするためのものだという説明がありました。

あとは高度化資金の返済については、現在、県のほうの指導等でトラブルは起きておりません。報告させていただきます。以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 そのような総会で報告があったということですので、今の報告を聞きますと、言葉を借りますと、責任を取るという部分でこういう形をとったということですか。その言葉は重いと思いますけれども、その言葉はそれで責任を取るということで、私ども市民感覚、民間感覚からいってよろしいでしょうか。確認したいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 これは本来、報酬があるなしにかかわらず会社の取締役は、当然その会社の運営、経営に対する責任というのはあるわけでありますから、報酬があるから責任を取らなければならない、ないから責任を取らなくてもいいということではないわけです。しかし、今日まで一銭も支払っていないという部分もありましたし、なお一層、取締役も含め監査役の皆さん方も含め、それを自覚していくと。そういう戒め的な意味でそういうことだというふうに伺っております。当然、これを出したから責任が重くなったとか、出さないから責任を取らなくてもいいなどということではないわけでありますので、そういう意志を持ってまた新たに臨んでいただくということで理解をしております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 日程第 17、第 19 号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます

農林課長。

○農林課長 それでは、第 19 号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出についてご説明申し上げます。これは地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、経営状況を説明するものです。

それでは、第 20 期、平成 27 年度の事業報告書をごらんください。1 ページの I、事業の概況の 1、事業の経過及び当期状況ですが、アグリコアでは従来から南魚沼産を中心とした新潟県産ぶどうによる製品製造方針を堅持しており、第 20 期においても日本ワインコンクールでの入賞、3 種類の新商品の販売など、品質はもとより確実に評価を上げております。

売り上げにつきましては、製品売上高 7,193 万円、前期比 102.1%となりました。レストラン部門では 5,678 万円で、前期比 100.2%となりました。売店部門においても 4,327 万円、前期比 103.4%となり、主要 3 部門でいずれも増収となりました。全体としては 1 億 9,200 万円、前期比 100.2%で当期の経常利益は 397 万円、前期比 105.3%を計上し、増収増益の業績をおさめることができました。

続いて2ページの2、営業成績および財産の状況の推移ですが、前期との対比で記載されております。今ほどご説明しましたとおり、増収増益の業績の状況となっております。

次のⅡ、会社の状況につきましては、1、2、3とも前年と変更はありません。4の従業員の状況については、記載のとおりパート及び越後ワイン株式会社からの出向者を含め11名となっております。前年は9名でした。

3ページの5、取締役および監査役については、記載のとおり16名の取締役と2名の監査役となっております。

4ページの貸借対照表ですが、表の左側、資産の部のⅠ流動資産1億4,891万円は、製品などのたな卸資産が主なものとなっております。前期比920万円の減となっております。中段のⅡ固定資産9,256万円については、減価償却の関係で前期比659万円の減、最下段、資産の合計は2億4,147万円で、前期比で1,580万円の減となっております。

表の右側、負債の部のⅠ流動負債7,723万円は、前期比で401万円の減。Ⅱ固定負債6,126万円は、前期比で1,275万円の減となり、負債合計1億3,850万円は、前期比で1,676万円の減となっております。

その下の純資産の部のⅠ株主資本1億297万円は、前期比96万円の増となっております。

5ページ、損益計算書ですが、1ページでご説明いたしましたとおり、それぞれの部門で増収となり、売上高は1億9,200万円で、売上原価が1億1,755万円となり、売上総利益は前期比205万円減の7,445万円となりました。この売上総利益から販売費及び一般管理費を引いて、前期比57万円減の586万円の営業利益となりました。

営業外収益は2万円でありましたので、営業外費用の支払利息を差し引いた経常利益は、前期比20万円増の397万円となりました。この経常利益から法人税などを差し引いた当期の純利益は、前期より16万円ほど増の287万円となり、黒字経営を続けております。

6ページの株主資本等変動計算書は記載のとおりでありまして、2ページの株式の状況及び4ページの貸借対照表でも説明をいたしましたとおり、純資産の合計は前期より96万円ほど増の1億297万円となっております。

続きまして第21期事業計画書及び予算書をごらんください。1ページには第21期の取り組み方針が記載されておりますが、南魚沼産を中心とした県産ぶどう100%の製造方針を継続し、特に高額商品の販売に力を入れていくこととしております。また、外販・売店・レストランの各部門においてもそれぞれ記載のとおり目標を掲げ、取り組みを進めていくこととしております。

2ページの会社役員に関する事項については、記載のとおり第20期と同じとなっております。

3ページの第21期予算書ですが、第20期決算額との比較表となっております。売上高は2%増の1億9,584万円を見込んでおります。売上原価は仕入れや製造原価で1億1,990万円、売上総利益は2%増の7,593万円を見込んでおります。人件費や水道光熱費などの販売費及び一般管理費が6,996万円で、営業利益は598万円を見込み、経常利益は453万円となっております。第21期の純利益は、前期の決算比55万円増の343万円を見込んでおります。

以上で第19号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、貸借対照表のほうからですが、負債のほうの1年以内返済長期借入金
が若干増えている。これは未払金ですね、これが1,000万円ほど増えているということだった
が、これに対する説明はどういうのがあったのか。それから、損益計算書でありますけれど
も、売り上げのほうの、商品の売り上げ、製品売上ですね、7,191万円。それに対して棚卸し
8,326万円と。ワインという性質上、つくってすぐ売るものではなくて、何年か寝かせて売るも
のであろうと思うわけで、こういう棚卸しの額は毎年度の損益計算書を見ても、その年の売り
上げよりも棚卸しのほうの金額が多いとそういう報告がずっと続いているわけですが、
これが通常のね、通常のワイン製造会社としてこれでいいのか。これでいいのですよとい
うような説明があったのかということをお聞きしたい。

それから、販売費及び一般管理費の中で従業員ですけれども、去年は正職が5、パートが2、
出向が2でありました。今年度は正職が4、パートが5、出向が2と。正職よりもパートに頼
るという部分が出てきたわけでありますので、人件費で見た場合は、恐らくコストを下げよう
ということで、人件費を下げようという努力をなさっているのだと思いますけれども、その辺
の支出というのはどの程度であったのか。あわせて役員報酬です。役員報酬というのはどの程
度支払われたという報告があったのか。

もう1点は、旧大和町時代に農業の6次産業化という名目で、この部分が第3セクターとし
て出発をしたわけであります。したがって、地元からの原料のぶどうの買い入れについては
こうであったという説明があったはずですが、そこをお聞きしたい。

○議 長 農林課長。

○農林課長 お答えいたします。1点目の1年以内返済長期借入金と未払金の金額の推移の
関係でございますが、こちらのほうはどうしても決算時期等のそれぞれ支払いの関係がありま
すので、未払金の前後が発生してくるということについては、済みません、特に説明はなく、
そのように理解をただけでございました。

2番目の製品売上と棚卸資産の金額的な多さの関係ですが、議員のご指摘のとおり単年度で
つくったものをすぐに売る業態ではないものですので、どうしてもその棚卸しの部分は、むし
ろ多くなるということについて、昨年、類似のご質問もありまして、そのように向こうの会社
のほうに確認をして伺ったところです。そのようなことでよいということでありました。

3点目、販売費及び一般管理費の中で人件費の関係でございます。人数が変わっているとい
うところですが……（何事か叫ぶ者あり）若干、では私でわかる範囲ですが、レストラン部門
のシェフの方で正職員の方が退職を昨年中にされました。その関係で正従業員が5名だった
ものが決算時点では4名というふうになりました。そのまま穴を開けておけませんので、シェフ
の方をまず臨時でお雇いして、そしてサービスの関係で2人ほどお雇いして、決算時点ではパ
ートの方が2名から5名というふう増加をしております。決算後にシェフの方は正職員のほ

うになられたというふうに聞いておりますので、今現在は正従業員の方は5名になっているというふうに認識しています。

4点目の市内産ぶどうの関係であります。ぶどうの原料の仕入れにつきまして伺いましたところ、今20期では7万7,449キロといった数量になっておりまして、そのうち東ぶどう組合で56.4%の量、そのほか市内でのぶどうが9.7%になっておりまして、そのほかで新潟県内、これは白根、栃尾、津南の方だそうですが、こちらのほうから33.9%を仕入れているという形になっております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 長期返済借入金であったり未払い費用については、特に説明はなかったということであればもうどうしようもないですね。

それから、在庫の部分については、これで正常なのだとわれれば私も酒造会社ではありませんで、まあそうなのかなという、これもどうしようもない。

問題は3番目の人件費の部分ですよ。人件費のほうは要するに幾ら幾ら払って、下がったのか、上がったのか。それから役員報酬はどうだったのかというところが、ちょっと説明がなかった。

原料については56.4%、市内9.7ですから合わせれば67%くらいを大体市内から買っているということでした。これが当初この事業を始めたときに、目標数値から見ると多分、100%市内からという目標であったはずですけども、この数字がもっと改善するにはこうしますというようところが、総会でも多分、説明があったと思うのです。これをもっと上げていきますよという部分が、そういうのがどうだったのか、ちょっとお聞きをします。

○市 長 従業員のパートがちょっと増えているという部分、これはご承知のように基幹病院が開院をいたしまして、非常にその繁忙期も大きく出てきたわけでありまして。当然、売り上げを伸ばしているのですけれども、なかなかトータル的に年を通してそういう需要が出てくるという部分がまだごくつかめていないということでありまして。ですので、従業員の対応はパートでその部分は今、お願いしているということでありまして。

これが次の期、あるいはその次くらいにCCRC、あるいはグローバルITパーク、これらも相まって、本当に通年見通してこういう需要が出るという部分がある程度見通せれば、これは当然正職員を増やしていかなければならないということでありまして、今のところはそういう増えてくる需要に対して、まだまだきちんとした安定感があるということではないということの中で、パート対応ということでご理解いただきたいと思っております。

それから、私の認識ですが、役員報酬はどうも——私も役員なのです。いただいた覚えがございませんので、役員報酬は確かない、というふうに認識はしております。

それからぶどうの地元生産ですが、確か当然計画のときは100%地元でということが始まったと思うのですが、今のところ7割弱ということでありまして。これは社長のほうからも言及がありましたが、本来といいますか、もう少しぶどうの買取単価を上げられれば、もっともって栽培農家は増えてくれるということでありまして今は非常にやはり厳しい買入れ価格というこ

とで伺っております。原料が上がれば当然製品にして売る価格も上がるわけですので、高級志向を目指すということの中でその路線がある程度定着をすれば、この部分ではある程度の解消が図れていくものだろうと思っております。今のところは生産者の皆さんに、ちょっと申しわけないなというようなことは社長が取締役会の席上でも申しておりました。極力、役員みんなが、地元の生産者の皆さんにもっともっとやはり還元できるように、一生懸命お互い頑張りましょうということで今のところはおさまっているところであります。以上です。

○議 長 農林課長。

○農林課長 人件費の増減の関係についてご説明申し上げます。販売費及び一般管理費の中のまたそこには出ておらない明細の中でございますが、給与、あと出向の方がいらっしゃいますので出向の方への負担金、あとは賞与といった項目を今ほど足し合わせますと、おおむね2,500万円くらいの金額の中ですが、数十万円程度減になっております。

また、今ほど市長が申しあげましたように、この明細の中に役員報酬の項目がございませんので、恐らく支払っていないものと認識しております。

それと、ぶどうの産地についてでございますが、私の聞いたところだと、今、新しい法改正によりまして、ワインの表示方法が変わるということで、日本ワインということで、地域のぶどうを用いたものはその産地なりを表示できるようになる。逆にその輸入の果汁などを使ったものは、そういった国産ワインの表示ができなくなるというようなことで、むしろこれを好機と捉えておるということでありますが、日本全国そういう傾向がありまして、今現在、県産もほかの産もそうですが、ぶどう等が引っ張り合いになっていて、入手しづらい状況が今、発生しているのだそうです。ですが、会社といたしましては、先ほども申しあげましたように県産ぶどう、市内産ぶどうの量を増やしていきたいという方針で、今後も続けてまいりたいということでございました。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 株主配当と申しますか、1株当たりの配当が1,000円というふうに出ております。長期借入金があるわけでありまして、それはそれで予定どおり返して行って、さらに配当をするというような非常にいい、経営状態だというふうに取れるかどうかというあたりをひとつお聞きしたいのですが。

もう1点、出向、この第3セクターである越後ワインと、農協と、市ということでありまして、出向が2名といいながら役員はほとんど越後ワインさんで占めているわけでありまして、そうした中で越後ワインさんの実態はどういう形なのか。このアグリコアに関連する仕事がほとんどではないかというふうに私は捉えているのですけれども、その辺はそうでないというような形なのか、ひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 農林課長。

○農林課長 配当の関係と長期借入金等の関係でございます。配当は1,000円ずつ行われましたので、決算の資料の7ページ等に表示がありますように、総額で191万2,000円の配当でございました。長期借入ももちろんございますが、こちらは順調に返しておりますので、あえ

て繰り上げて返すということではないかと思えます。

また、見方を変えますと、例えば損益計算書などに出てきます営業外費用の支払利息につきましては、増資をする前の時点では何期か連続しておおむね 350 万円から 390 万円くらいの範囲内で支払利息を払っていた記録があります。そこからしますと、増資をして資金が安定したことによって、支払利息の減が相当量あったということになりますので、資金の獲得を借入金をもっていつているか、またその増資によって得たものに対して配当するか、こういうふうにかえられるのではないかと思えます。

2 点目の越後ワインの関係でございます。酒造の免許という関係で、何もしない、最低 6,000 リットルの製造をしないと免許が返還になるというふうに伺っています。越後ワインのほうでは独自に原料を仕入れまして、アグリコアの施設を使って搾り取りをしたりしながら越後ワイン独自でワインを製造して、またそれをアグリコアのほうに桶売りの形で販売しているというふうにも聞いております。総量的なものは済みませんが伺っていないのですけれども、越後ワインのほうでもワインの製造を行っているということでもあります。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 増資のかわりに、借入金の利息がいらなくなったと。そして配当を、ということですが、借入額、借入金、個人的な借入れが大分あったわけでありませうけれども、それを解消して増資をし、そして配当するというこういった仕組みではなかったかなというふうに私は捉えているのですが。やはり、もうあの建物自体も大変年数が過ぎておりますので、今、個室もつくったというような話もありますし、そういったいろいろのまた投資もしていかなければならない部分があると思うのです。そうすると、やはり内部留保をしていて、そういった投資に向けると、リニューアルに向けるとというような考え方がないと、さらに増資をして建てかえとかそういう形もしていかなければならないというような形になってしまうのですよね。そういう点で、やはり今後そういった配当を重視する形ではないほうがいいのではないかというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

そして、もう 1 点が、越後ワインの実態がその施設を使って、そこで独自に仕入れをして、つくってなんていう形であると、一つの一体のものとして考えられるというふうに私は思うのです。そういう実態は酒造免許を保持するためというようなことでありますけれども、アグリコア自体が酒造免許があるのですよね。当時、私はそれを取らなくてもいいではないかという話をしたのですけれども、3セクの意味がなくなるではないかというような話までした覚えがあります。ですから、実態がそういう形であると、私も先般増資のときにお話しましたが、やはり今後の投資の問題からいろいろ考えると、それこそやはり第3セクターを解消していく方向というものを探っていくべきではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 配当の件であります。これは今、議員がおっしゃったように、増資をする前は借入金という部分がありました。ここにいらっしゃる役員の皆さんから相当額を借り入れていたわけですが、要は市が3分の1以上ですか、この出資額に満たないとこの皆さん方

が出資をするということにはならない。それをやりますと補助金返還ということが生じるということでありまして、増資の相当部分はやはりその皆さん方が借入金を出資したということになっております。これは借入金の際も借入利息で支払いしておりましたので、これが配当に変わったということで、大きくその額が変動しているところではありません。本当に大きく増資した、新たに3,000万円、あるいは1,000万円出したその部分についての配当分は増えましたけれども、それ以外はほとんど借入利息として支払っておりましたので、配当金になったからがくんとその分が増えたということではないわけでありまして。

ですので、ある程度1億円以上にはしたくはないと。これは法人税の関係もありまして、株が1億円以上になるとこれはまたぐんと税が増えるということでありまして、1億円以内に何とかおさめていきたいということの中で、ああいう形で増資をさせていただいたわけでありまして。

今、議員がおっしゃったように、農水省からの補助金の部分、そしてそれによって借り入れている長期借入この部分の返済が、ある程度終われば3セクの解消も当然視野に入れていかなければならないことだとは思っております。ずっと3セク——今は相当額を出資しているわけですので、そういう意味で、ではそれをどうするのだということになるかと思いますが、本来やはりそういう形に持っていくべきだろうと私は思っております。

今の施設が、やはり相当使い勝手の悪いところもありますし、個室は個室で増やしましたけれども、投資をしていかなければならない時期というのは、もう本当にそう遠い時期ではないわけでありまして。それらをやるときまた増資かと、これは市としてはその増資に応じるつもりは全く今ございません。さりとて、他の一般の方々がどんどん増資をして市の割合を超えますと、補助金の該当期間その間にそういう事例が発生しますと、もう全部補助金を返還という事態が生じますので、そのことは絶対避けていかなければならないわけでありまして。そういうことですので、その補助金の補助残額の——あれは農林漁業資金ですか、長期借入、この部分がきちんと返済が終わるまでは、当面現在のままで進んでいくと。その中で投資できる部分は投資をしていくということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 18番・岡村雅夫君。簡潔にお願いいたします。

○岡村雅夫君 補助金返還まではという話ではありますが、実際、補助金返還があと何年と。この長期借入金は5,800万円ですよね。ですから、そういった方向を目指すということであれば、当然その増資の問題がないというふうに今、明言したわけでありまして、じゃあどうしてその3セクを解消していけるかという検討を、私はきちんとしておくべきだと思うのです。そうしないと今言った言葉が、うそになってしまいますので、それをひとつきちんと明言できるような対策をこれから練っていけるかどうか、ひとつお聞きをしておきます。

○議 長 市長。

○市 長 この補助金の該当する期間は、あと確か3年か5年です。はっきり何年かわかったらちょっと後で。今まだそのことについて、ではその3年後、あるいは5年後に3セクを解消してやるかどうかということは、まだ議題、話題としては至っておりませんが、当然そ

れをやっていかないと増資もできませんし、増資を募るといふ部分もこの間ではできないわけです。今、議員がおっしゃったように、3セクという部分の解消に向けては、今度はもう具体的なスケジュールを描いていかなければならないということだと思っております。そういう面も含めてまた取締役会の中では、改めて議題といいますか話題として提供しながら、そういう方向に進んでいければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 第20期事業報告書の2ページ上に、こちらの営業成績および財産の状況の推移、これは2期しか出ていないわけですが、ここのやつはね。先ほどの六日町街づくりのは4期。また、書式もちょっと違う点もあるので、こういうところは一律になるように市の方針を出していったほうがいいのではないのでしょうかと私は思うのです。それと同時に、これは農林課、あれは商工観光課とかあるわけです。多分、補助金の出具合だけで担当する課が決まっているのだとしたら、いつそのことどこかによっこいしょという、こういう外部のところのこれはもう混ぜるようにしたほうが、役所としても監査しやすいのではないかと私は思うのですが、要はこういうところは見るところは一元化するべきと、あと、この書式も一緒にするべきではないのでしょうかということです。

○議 長 市長。

○市 長 その書式につきましては、ご承知のように市が3,000万円を増資した年から該当しておりますのでそういうことです。六日町の街づくり会社もずっと前からここの報告に該当する事案でありましたのですが、このアグリコアにつきましては、そういう要件が発生したのが2年前でありますので、そこからということになっております。

それから、こういうものを統一してどこか1つにすればということですがけれども、やはり補助金とか政府資金系を扱った、その当時からの曰く因縁故事来歴というものをきちんと理解していないと、来年ではすぐ一緒にみんなどこかの課でまとめてやれということは、なかなか難しいことがありますので、それはもう少しやはり現状のままで、市のほうの担当も変えていくということは、私はしないほうが良いと思っております。

あちらやこちらでいろいろ大変ですけれども、いわゆる縛りがなくなってから、こういうことをそっくり1つの部門で担当するということはいいかもわかりませんが、まだ3年あるいは5年。街づくりに関しては債務の返済、高度化資金の返済まではやはりその縛りが出てまいりますので、それらをきちんとある程度継続して熟知している部門でないと、皆さん方の鋭いご質問にお答えができないということになりますので、いましばらくこのままでご了承願いたいと思っております。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 じゃあ、課の管轄についてはわかりました。ただ、今回の19期、20期、3,000万円になってからというような、それはそれでわかるのです。ある意味そこからの資料で大変市に対して気を使っている資料だなと思う反面、もう20期もやっている会社であれば、もうちょっと長くしてもそのところはそのところでのいいのではないのかなと私は同時に思います。

市がかかわってからではなくて、前から出してもいいのではないのかと思うので、そういうところを市のほうで一律で出したらどうでしょうか、ということも含めての質問です。今後どうするかを考えをお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 行政といたしますと、該当する部門からということでやっているわけでありますので、どうしてもそのことが必要だということであれば、これはもういくらでもあるわけです。出せないことではありませんが、参考資料として提出できるか否か、この点については検討を進めてみたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で株式会社アグリコアの経営状況を説明する資料の提出についての報告を終わります。

○議 長 日程第 18、第 20 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 28 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 20 号議案につきましてご説明を申し上げます。

所信表明でも申し上げましたが、固定資産税の課税誤りが発見され、市税還付金及び還付加算金として 1,120 万円を増額するものであります。本来、住宅用地の特例が適用され、通常より減額されるべきところ、この当該特例を適用しないまま課税していたものでありまして、対象地は共同住宅の敷地 3,931.63 平米の 1 件であります。平成 24 年から平成 28 年までの 5 年間は、地方税法の規定によります還付金及び還付加算金として 170 万円を、平成 14 年から平成 23 年までの 10 年間は南魚沼市市税過誤納金補填金支払要綱、この規定によりまして補填金及び遅延損害金として 949 万円を支払うということであります。

非常に高額な還付金となってしまいましておわびを申し上げますとともに、再発防止のため、さらなる確認機能の強化を徹底してまいりますので、よろしく願いいたします。

当該歳出増に伴う歳入は、繰越金の増額で調整し、歳入歳出の総額をそれぞれ 328 億 8,132 万 8,000 円としたものであります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 住宅用地、共同住宅というあたりで私が想像してみると、住宅——要するに建物が建っていると安くなる、その分をそれをしないでしまったということなのですが、なぜそういうことが発生するのか、その辺をもう少し詳しくお聞きしたい。

それが何年間にわたってとか、何十年間にわたってとか、どこまでが責任で、どこまでの何

年間分だけ返済するというような形なのか、その辺もお聞きしたい。要するに建物が建ってからずっとの間を返済、その額が1,100万円だったというあたりをひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 なぜかと問われれば、明らかに見落としといたしますか、ということでありませう。平成14年から発生をいたしておりまして、過誤納還付補填金が949万円です。そして、平成24年から平成28年までの5年間は、地方税法の規定によります還付金と還付加算金で170万円。さっき触れました平成14年から平成23年の10年間、これは市の課税、市の税の過誤納金補填金支払要綱ということでありまして、これによって補填金と遅延損害金で949万円ということであります。

ですから、こっちのほうは圧倒的に額が多いわけでありませう。本来の税という部分よりは還付しなければならない部分というか、それが非常に多い。平成14年でありますから合併前でありませうけれども、結局その規定を全く見落としとしていたということにはほかならないう。ある大きな公団的なところの共同住宅といたしまして、これをそっくり見落としとしていたということ、これはおわびを申し上げる以外に何もものもないということでありませうが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 建物は建てる時に確認申請があります。そしてその調査をします。そうすると自動的にその手はずをやるというのが、大体税務課職員の仕事ではないかというふうには思っていたのですが。これについては、今28年です、では14年間ですよね。その14年——普通は時効とかそういうのがあるのかなというふうには思ったりするのです。要するに納めなければならないというのが、税法上でいうと大体7年さかのぼってとか、それ以上は問えないかという、要するに課税する側の責任と、納付する側の責任という、平たく考えればそんな話にもなってしまうのかなという気がします。その辺のものがこの損害賠償金というのか、その辺をちょっと、どうも今の説明では私は飲み込めませうので、もう1回お聞きします。

そして、こういった誤りというのは、謝ればそれでいいものか。損害を与えたということになりますと、それなりの——公務員は弁償の規定がないと言われればそれまでなのですけれども、そういった分野というのはどういうふうには捉えていますか。

○議 長 市長。

○市 長 これは今、議員がおっしゃったように、なぜということをお聞きすると全くの見落としという以外にはございませう。平成14年ごろでありますので、当時の担当者ということについても、なかなかそこまで訴求して私たちが調査をすることができ得ないということでありまして、現在の税務職員がたまたま発見をしたと。これは大変なことだということでありませう。詳しい説明は税務課長ができるか……。後で。

さっき触れましたように、遅延損害金、それから補填金で949万円です。税ではなくてです、ご迷惑をかけました。過分にいただいていた分について利息等も含めての金額になるわけでありませうけれども、謝礼ではなくて、何て言いますか、おわびのお金というふうには書いて

はいないのですけれども、やはり損害金ですのでその部分も含まれる、これが949万円。本来の税そのものは170万円、還付金はですね、こういうことです。時効は当然、いただくほうも5年とか7年とかというその時効はありますけれども、その部分についてはこのお金は還付金として我々が返す義務というか責任はないのですけれども、それによって生じている遅延損害金とかそういう部分も含めると、こういう額になるということです。

詳しくは税務課長に説明させますが、全くの見落としといたしますか、その適用分を見落とす。当然建築確認か何かは全部出てきているわけです。そういうまた期間でもありますので、全く一般の住宅ではない、そういうことですから、これは非常に私たちとしても大変な状況だというふうに理解しております、まずは私からはおわびを申し上げる以外の何ものでもないということではありますが、ご理解をいただきたいと思っております。ちょっと詳しい説明は税務課長にさせますので、よろしく願いいたします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 ただいまの件につきまして詳細のほうを説明させていただきたいと思えます。

市長のほうでお話をされたのは、要綱上の年数でございまして、私のほうからは経過について最初から説明をさせていただきたいと思えます。

まず、誤りの内容につきましては、対象物件については南魚沼市に存在しております先ほども説明をさせていただいたとおり、土地が一筆3,931.69平方メートルでございまして。そのところの建物については24戸入居できる共同住宅が建設をされております。誤りの内容でございまして、住宅用地に係る特例の適用漏れということとございまして。

住宅用地につきましては1戸当たり200平米以下の住宅用地については、小規模住宅用地ということで評価額の6分の1を課税標準とする特例措置がございまして。当該土地には24戸入居できる共同住宅が建設をされており、小規模住宅用地の特例については、計算上が200平米掛ける24戸ということで4,800平方メートルになります。

したがって、面積が4,800平方メートルまでは特例の適用が可能ということとありますので、当該の土地の面積については3,931.69平米ということで4,800平米以下のため、本来であれば小規模住宅用地の特例が適用されるべきところを、適用漏れになっていたという内容でございまして。

経緯といたしましては、6月の中旬、所有者の方から当該土地及び集合住宅の処分のために、本市財政課のほうに購入の依頼がございました。また、財政課のほうから当該土地建物について、私どもの税務課のほうに照会がありまして、その際に住宅用地の未適用というのが発覚されました。原因につきましては、全くの私どもの見落としということになるわけとございまして、当該土地につきましては、所有者が——現所有者の方が昭和50年に売買により取得をいたしました。翌年の昭和51年に共同住宅24戸を建設いたしました。

当該の建物については税務課の評価ではなくて、県の評価の対象の建物でございまして、旧六日町での家屋評価は行ってはおりません。そのため家屋の評価状況については県よりデータをその当時受領して建物については処理を行いましたが、その際、土地に対して何らかの事情

により住宅用地の特例の処理を漏らしたものであるというふうに推測をされます。そのために昭和52年度から住宅用地の特例を適用すべきところを、適用漏れになったという内容でございます。

あと、そのほかにつきましては、市長のほうからも話がありましたように、地方税法の規定によって5年間の還付、それから市の要綱に基づいて10年ということで、合わせて15年の還付のほうを行った次第でございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 やはり、最初からそういうふうに説明をすべきではなかったかというふうに思います。要するに今までの説明だと平成14年からということになりますが、それは要綱上で平成14年までさかのぼってという話ですよ。実際は昭和52年からだと。そうするとそのまた先20年もということですから、とんでもないことをしましたねと、こういう話になる。私はやはりそういった規定があって、そういう賠償の規定もあるということになれば、ミスはミスでそういう形でおさめる方法があるということでしょうが、これは一担当者の問題とかではない。

やはりチェックというものをしていないのかなという、要するに例えば建物が建つと、物置でも何でも航空写真でチェックをしていますよね。そういうことをやっているわけですから、その土地についてなぜ意識がなかったのかというあたりが——それは県が査定したから建物だけの報告があったと、土地の報告がなかったという話でしょうけれども、その前に多分、農転もされているだろうし、いろいろなシステムの中で動いているから行政はきちんとつかめるものなのですよ、宅地というのは。宅地化する段階でもう大体わかるのですよね。

そういう点はやはり今後の対策としてどういう形を取るのか。そういった物件がまだあるのかどうか、本当にそうだと定かではないなというような気がします。所見を伺って私の質問は3回ですので終わります。

○議 長 市長。

○市 長 今、触れましたようにそういう問題でありまして、農転という話が出ましたが、とてもその農地転用するような部分ではない。もう全く市街地の中でありまして、生まれたときからもう農地ではないということではないと思うのですけれども、農地転用とかという部分については全く関与できる問題ではなかった。

先ほどから触れておりますように、当時の担当職員にそのときの状況や認識を伺うことすらもうでき得ないほど昔のことでありまして、それが今こうしてこういう状況の中で発見をされたわけでありまして、これは私のほうでおわびを申し上げますと、これ以外何ものでもないわけでありまして、当然職員については、今後またこういうことが発生するなどということだけはないように十分注意をしたところでありまして、その辺で皆さん方からご理解を賜ればというところでありまして。幾重にもおわびを申し上げます以外に何ものでもありませんが、本当に申しわけございませんでした。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 岡村さんに続いてみたいな感じですがけれども、ちょっとこの間税務課長にお

話したのですが、私もこれと同様な相談を過去に受けたことがあります。ちょっと調べたら2012年にこれと同じような形の話を受けました。その方はやはり店舗兼住宅で住宅軽減がされていないということで、役所のほうに行ったけれども、役所のほうではなかなか取り合ってくれない。県がやったことで、県の資料がもうないからだめだと言われて私のところに来たのです。

その中で私が話をちょっとしてみたら、建てたときのことは建てたときに評価をしているのだから、そこであればもうそれを見れば住宅軽減になるはずなのに、何で今回住宅軽減されていないかを所有者のほうで証明するというのはおかしいのではないかというふうな話をいろいろやりとりしたら、市のほうはちょっと過去にさかのぼったりとかそういうことをして、私はちょっと金額は覚えていないのですけれども、300万円とかそういう世界の金額だったと思うのです、2012年にね。

そのときに私は指摘したのに、また今回こういう問題が出たというのは、非常に残念なことだと思います。黙っていようかとも思ったのですけれども、やはりしっかりしてほしいということであえて言います。確かそのときも、では今まで年にこういう問題が過去に何回あったかと聞いたのですけれども、今回も同じように私は聞いてみたいのが、こういう課税誤り、住宅軽減を受けられなかったとか、住宅軽減のミスがあったというのは、例えばこの5年間とか10年間で何件あったというのもやはり——これは金額が大きかったからここに発覚したわけですよ、議会にかかるようになったわけです。

そういうこともあると思いますので、ミスを防止するためにも過去に何件あった。そして、私たちはしっかりしなければいけないというふうに、役所のほうでも思うためにも、しっかりとその過去というか、今、再発防止のために洗い出しをしていると聞いていますけれども、この記録として何件ミスがあったかというのは、やはり改めて調べたのかどうかも聞いてみたいのです。

今回これが発覚した。ではほかに、今まで例えば去年、おとしは、額の小さい20万円、30万円のがあったとか、そういうところを調べているかどうかについては、私は聞いてみたいと思います。お願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 大変申しわけございませんでした。今の状況でありますけれども、過去何件、住宅特例の適用で誤りがあったかということの具体的な数字を私はつかんでおりません。けれども、とにかく今、合併以後、システム化された状況の中では、土地の情報と建物の情報を同じ画面でもって一緒に見られるわけです。そこで職員がチェックが可能、容易にできるわけですけれども、紙の時代ですね、紙の時代の評価の資料というのが、なかなかデータ化が進んでおりません。

そこに載ってしまった、それで固まってしまったものは、何らかのアクションがなければ、そこに我々の注意が向かないわけです。だから今やっているのは、2万5,000棟くらい適用可能物件があるのではないかとされておりまして、計算しております。全部当たるしかないのです。全部当たってあるかないかをチェックするしかない。一旦固まってしまったデー

タというのは、我々が何か、所有者の方とか、今回のように買い取りの申し出があるとかアクションがあったときに、初めて間違いがわかる、そんな状況であります。これではいけないということで、我々も一生懸命、それはもう1回総ざらいをせざるを得ないということで、取り組みを始めたところであります。

もう1つはシステム上の問題であります。土地と家屋、これは別々のシステムで今までは動いているわけです。そこで例えば軽減適用がされていた土地に建っていた建物が除却されたらどうなるのか。その場合に除却の届け出があって、その建物の課税はなくなりました。そうすると特例の適用もなくなりますので、6分の1の規定がなくなるわけです。固定資産税は上がらなければならない。普通はそれは今のシステム上では、すぐ画面でわかります。されていない場合、何らかそこにエラーチェックが画面にポップアップされないと、職員も気がつかない。そういう問題がありまして、システム面での整備これもあわせて——これは金の掛かることでありますので、財政当局との検討が必要なわけですが、これもあわせて今、検討を進めているところであります。以上であります。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 私のその2012年の指摘のときには年に一、二件あるかないかという回答だったのです。この課税の誤りというか、軽減を受けられるけれども軽減を受けられないという相談があると言っているの、そのところは今回、把握しているの、していないの。今後のことと言うのはあれですけれども、毎年、例えば私が2012年に指摘して2013年にもまた1件や2件あった、2014年にも1件や2件あったとかそういうことであれば、いつかはこういう大きい爆弾が出たかもしれないというのは、防止できたかもしれないわけです。そのところはしていないの、しているの。そこを聞いてみたいのです。

○議 長 税務課長。

○税務課長 手元に資料のほうがちよっとなくてなのですが、特例適用の誤り等に関しては、平成27年度が大体4件くらいありました。それから平成26年度が1件というような形でございます。それから、平成25年のところでは、大体3件くらいということで、今、私の持っている資料は以上でございます。以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 今までの説明だと、要はこの1,000万円の1件が過去にあったというふうに今まで取れていたわけですね。その数字があるから、4件だとか5件だとか毎年ぼろぼろ出てきますというのがあるから、ああ、やはり過去にあったのではないか。ということは、大きいのあるかもしれないというのは想像がついたわけです。そのところの自助努力が足りないのではないですか。システムでやるとか、やるのはいいですけども、1,000万円のこの問題がなかったら対応策をしなかったというのは、私はこの姿勢は問題あると思いますので、こういうところは改めていくべきだと思います。そこを強く言いたいです。

○議 長 市長。

○市 長 この1,000万円があったから、ないから、そういう努力をする、しないとい

うことではないわけでありまして、これが発覚したのは先ほど触れましたように、我々がチェックをして、あるいは相手方がおかしいぞということで申し入れをして発覚したものではなくて、この建物と土地を市で買収できないかと、こういうご相談があつて財政のほうから税務課のほうに照会が出て、そしてそれを調べてみたらそうだったということでもありますから、この問題が出たとか、出ないとかということにかかわらず、今、税務課長が触れましたように年に何件かのその相談といいますかご指摘があるわけでもあります。これらについても確かですよ、確か——これは私の憶測ですが、全てやはり合併前のことだと思っているのです。そこが非常にまた難しいところがございます。

システムの話をして、今、部長がしましたけれども、システムとして整っていない時期にあったものが、今のシステム上に正確なものとして載ってきてしまっているという部分があるわけですね。それを我々のほうで見つけ出すというのが、非常に困難性を極めているのです。ですから、申し入れがあつて、ああそうかということになると、それがさっき言った何らかのアクションがあると、それが出てくることがあるということですので、その点については適正に処置をさせていただいているところではありますが、まだこれで全てこういうことが今後一切ないとは私も言いきれません。言いきれませんので、またどういう問題が出るのかちょっと予測もつきませんが、極力そういうことは避けていかなければならないわけでもあります。今回のこの額の大きさのこの問題につきましては、どういう申し開きもできないわけでもありますので、おわびを申し上げるということ以外に何もものもないということをお先ほどから申し上げておりでございます。ご容赦をいただきたいと思っております。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 言わないにしようかと思ったのですけれども。この件で過払いが出た場合です。滞納の場合は、払え、払えというものが出るわけですがけれども、過払いが出た場合、保育料でも私も以前過払いが出てそういう対応をしたのですけれども、やはり滞納の場合はきつきますよね、当然なのかもしれませんけれども。過払いが出たときは、はい、これを返して終わり、というような態度なのですよ。

なので、やはり市民の方もそういう不審に思っている部分というか、これで終わりというか、それだけというような感じが思われます。多分、今は固定資産税のことですけれども、ほかの部分でも多分そういう場面というものは、年間に幾つかあるかと思っています。そういったときの対応をしっかりとやはりやらなければいけないのではないかと思いますけれども、その点どういうふうにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今回の場合も遅延損害金という部分もここに入っているわけですね。過剰に市民の皆さん方からいただいて、それをお返しするときは当然その損害、遅延、まあまあ取り過ぎて、その間の利息とかそういうものも含めて損害金として支払ってです。その際に、ただそれで終わりよということで済んでいるか否かというのは、私のところに報告がないものはわかりませんが、上がってくれば、これはもうこういうところでおわびを申し上げるよりほかに

はない。ただ、職員の関与がきちんと解明できたときは、その職員の処分、当然私もその監督責任としての処分を受けなければならないわけでありますから、そういうことをもっておわびにかえるということであります。

滞納分をいただくときは、催促はします。催促はしますが、そして利息もつけますけれども、その方に対して世間におわびをしろとか、責任を取って自分の給与を減額しろとかということは申し上げないわけですので、ある意味、当然行政側のほうがそういうことに対する責任の重さ、これは痛感をしながらやっているというふうにご理解いただければありがたいと思います。

そういうことがあったときに、支払って、はい、終わりよということでは私はないことでちゃんと処置をしているものだと思っておりますけれども、具体例がまたあるとすれば、そういうことはきちんと注意をしていかなければならないことでもあります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第20号報告 専決処分した事件の承認について（平成28年度南魚沼市一般会計補正予算（第3号））は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第20号報告は提出のとおり承認することに決定をいたしました。

○議 長 次の議題に移ります前に、きょうは日程第34まで行きますので、質問者また答弁者ともに簡潔明瞭に心がけてくださるようお願いを申し上げます。

○議 長 日程第19、第81号議案から日程第31、第96号議案の付議事件につきまして、8月26日の議会運営委員会において委員会付託とすることに決定をしております。運用内規にありますとおり、質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの方に質問の機会を譲るようお願いいたします。

○議 長 日程第19、第81号議案 南魚沼市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 第81号議案 南魚沼市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてをご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律が平成 27 年 9 月 4 日に改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。主な改正点といたしましては、農業委員の選出方法の変更と、農業委員の定数の上限基準の変更、そして農地利用最適化推進委員の新設となっており、これに伴いまして条例制定をお願いするものです。農業委員の選出方法につきましては、今までは選挙制と市町村長の選任性の併用でしたが、改正によりまして市町村議会の同意を必要とする市町村長の任命制のみになりました。

また、推進委員につきましては、農業委員会が委嘱を行います。推進委員の業務ですが、当市では毎月開催されます農業委員会総会に出席、審議をしない以外は基本的には農業委員と推進委員は同じ業務を行うという予定であります。

なお、農業委員、推進委員は推薦・公募を行いまして、その結果によりそれぞれ任命、委嘱を行うこととなっております。

それでは議案をごらんください。第 2 条で、「農業委員会の委員の定数は、19 人とする」となっておりますが、法律改正後の農業委員の定数の基準で、農業者の数及び農地面積の区分により当農業委員会では 19 人が上限基準となりますので、上限の 19 人でお願いしたいと思っております。

また、3 条では「推進委員の定数は、24 人とする」となっております。推進委員の定数の上限基準は、「区域内の農地面積の 100 ヘクタールに 1 人の割合で配置できる」とありますので、当市の場合ですと農地面積が 6,460 ヘクタールございますので上限で 65 人となりますが、それに関しましては 2 月に農業委員会の総会におきまして農業委員による組織検討委員会を立ち上げて、6 回の検討を行いました。その結果、市内の旧村単位の 12 地区それぞれに 2 人を配置しまして、合計で 24 人とさせていただきたいと思っております。その結果、農業委員と推進委員で合計 43 人となり、現在の農業委員の定数 38 人より 5 名増となります。

続きまして附則の 1 といたしまして、この条例は平成 29 年 7 月 20 日から施行するものでございます。現在の農業委員の任期が平成 29 年 7 月 19 日ですので、次回の改選から適用となります。

附則の 2 といたしまして、南魚沼市農業委員会の定数等に関する条例は、廃止とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 事務局長にお伺いいたしますけれども、この推進委員であります。当市内での要するに農地集積を進めているわけでありまして。そうは言っても、その土地、土地の状況をよく知らない方たちが、例えば大和地区の農業委員が塩沢地区のものについてどうのこうの言うということについて、なかなか議論といいますか、進まないという状況があったわけですね。そういう状況をとにかく解消して、進めていこうというそういう部分も、うちの市としてはです、国は違いますよ。うちの市としてはそういう部分に非常に効果があるのではないかと思います。

ています。そう思うと 24 人という数字が適正かどうかということについて、農業委員会の内部の中ではどのような議論があったかちょっと教えていただきたい。

○議 長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 先ほど申しあげましたように、農業委員の中で 2 月から組織検討委員会を立ちあげまして、そちらのほうで協議をしました。当初は各地区に 3 名で 36 人という案もあったのですが、農業委員と推進委員と一緒に仕事をしますので、各地区に 3 名の農業委員がいて、36 人くらいという感じでもって推進に回ろうと。それによって流動化を図っていこうということで、多くして後で減らすのも何なので最初は 24 人でお願いをして、本当に大変になったら、またもしかしたら増員をお願いをするかもしれないということで話をさせてもらいました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 81 号議案は産業建設委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 20、第 82 号議案 南魚沼市モンスターパイプ条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第 82 号議案につきまして提案理由を申し上げます。

本条例は石打丸山スキー場内で整備を進めておりますモンスターパイプにつきまして地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により条例を制定し、モンスターパイプの設置及び管理について規定するものであります。

モンスターパイプの設置工事につきましては 8 月 25 日に契約済みであり、11 月末の完成を目指して工事を進めております。また、完成後のモンスターパイプの管理につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者による管理とし、今後選定作業を進め、12 月定例会にその指定について提案をさせていただきたいと考えております。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。議案 1 ページをごらんください。議案の第 1 条は、モンスターパイプの設置とその目的、第 2 条は、モンスターパイプの位置について規定するものであります。第 3 条は、モンスターパイプの管理を指定管理者に行わせることを規定するものであり、第 4 条以降はその内容について規定するものであります。第 4 条で指定管理者が行う業務、第 5 条で利用時間、めくっていただきまして 2 ページの第 6 条で利用期間を規定しております。

指定管理者が行う主な業務は、利用の許可に関する業務及び施設の維持管理に関する業務とし、利用時間は日の出から午後 10 時まで。利用期間は石打丸山スキー場の営業期間と規定しております。第 7 条では利用の許可、第 8 条で不許可にする場合の条件、第 9 条で利用許可の取り消し等について規定しております。

第10条から3ページの第12条では、利用料金に関することを規定し、個別の利用料金は第10条第2項により、1ページめくっていただきまして4ページの別表に規定しております。利用料金につきましては、事業費の3分の2を県補助金によって建設されることから、個人利用については県内に住所を有する者と県外者に区分し、さらにそれぞれ高校生以下と一般に区分した料金設定とし、1人当たりの1日利用、シーズン利用の料金を規定いたしました。大会等の占用利用につきましては、各種大会等で占有的に利用した場合の料金として1日当たりの料金を規定しております。

2ページに戻っていただきまして、第11条による利用料金の減免については、別に教育委員会規則で定めることとしておりますが、他の施設と同様に市及び市教育委員会、市立学校並びに市体育協会と直接市に関連する団体が大会・事業等で利用した場合は、教育委員会規則で100%減免としてまいります。

3ページの第13条は損害賠償について規定し、第14条はこの条例施行に関して必要な事項は、別に定める教育委員会規則に委任することを規定しております。

附則1項で施行期日は、別に定める教育委員会規則に委任する形でございます。さらに附則2項以下、4項で指定管理者が不在等になった場合の管理業務及び使用料の徴収について規定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

1番・永井拓三君。

○永井拓三君 4ページ。料金は何をもとにこれは算出したのか教えてください。

○議 長 社会教育課長。

○社会教区課長 料金でございますけれども、他のパイプを設置しているスキー場が、北海道のばんけい、それから岐阜の高鷲ということであるわけですが、それらのスキー場につきまして民間のスキー場で、スキー場と一体でパイプを運営しているということです。料金についてはリフト料金に含まれるということで、特に追加で徴収しているわけではございません。ですが、今回のパイプにつきましては市営施設で指定管理ということでもありますので、できるだけ使いやすい、低料金ということで規定をさせていただきました。料金のその具体的な設定理由がどうかという細かい理由はございませんが、あくまでも使いやすい料金設定ということで考えてございます。以上です。

○議 長 大綱質疑ですのでお願いいたします。

1番・永井拓三君。

○永井拓三君 かつて議論した中で、常にモンスターパイプであることではないという話だったわけです。それに対する料金ということは、ここら辺はなかなかスーパーパイプのときとモンスターパイプのときと、その日によってサイズが違うわけで、それと料金をどういうふうに整合性を取っていくのですか。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長　　今ほどの話のとおりですね、最初からモンスターパイプができるという状況ではございませんで、雪が少ないときはスーパークラス、その後、雪がかなり積もりまして高さも十分確保できた中ではモンスター級になるということでございます。同じパイプでありますので、スーパーの時点が幾ら、モンスターが幾らというような違いではなくて、このパイプを利用した場合の料金は一律というふうに考えて設定をさせていただいております。

○議　　長　　4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君　　大綱質疑なのですが、若干心配というか——指定管理のほうである程度安全管理等も配慮された中で決めごとをつくられると思うのですが、ちょっと心配なのは、今、1番議員が言われた中、料金設定を設けられています。私が感じる中には確かにオリンピッククラスを目指す人たち、そしてまたこれだけいい施設があれば、小学校とか中学校でも使ってみたいというような中で、やはりそうした上級と初心者とのバランスが非常に心配になってくる。そういうところについてはこの条例の中で今回は取り入れなかったのかと思ひまして質問いたしました。

○議　　長　　社会教育課長。

○社会教育課長　　小学生、中学生のその利用の仕方とか安全管理でございますけれども、その辺のところは規則のほうで定めてございまして、小学生につきましては保護者同伴での使用、中学生につきましてはその保護者の承諾を得て、申請書に記載をして申し込みをしてもらうというような記載で規定を行っております。

また使用に際しては、ヘルメット等の防具を使用していただくというようなことで考えておりますので、その辺、指定管理者も含めて安全管理には努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議　　長　　23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君　　1点お聞きいたしますが、あのモンスターパイプができることは、本当に喜ばしいことでもあるし、ありがたいことだと思っています。そうした中で、あれだけの相当の量の土を動かすわけだけでも、私も建設の仕事をしていて何年も土いじりはやってきました。この時期が悪いときに土をいじるということは、本当に後のなかなか最後に仕上げたとき、とにかくやはりいい品物をつくっていただかなければならない。そうしたときに、市長も年内にオープンを目指しているわけですが、果たして——心配されるのですが、そういったあれは心配ないと、そういうふうにいるのか。私は11月になってくると、段々雪のあれになるが、心配なのです。とにかくいい品物をつくって、そしてみんなから喜ばれるというふうなものをつくっていただきたいと思ひますけれども、その点についてひとつお願いします。

○議　　長　　市長。

○市　　長　　阿部議員のご心配はごもっともでありまして、相当量の掘削、そしてまた壁の高さ分でもこれは半分くらいが盛り土になるわけです。ですから、本当にそういう心配はありまして、それを危険を無理をしてこのシーズンのオープンに間に合わせようなどということを考えているところではありません。順調にいった場合、こういうことですよと。ですので、

期間の中での天候や、あるいは掘削してみなければどういうものが出てくるかまたわからない部分がありますから、これによって今シーズンは断念をせざるを得ないということが生じるかもわかりません。これは本当に安全第一で考えていかなければなりませんので、請負業者の皆さんにもそのことはきちんと申し上げて、無理をしてですね、崩落事故があったとかそういうことにならないように万全の注意を払いながらやっていきたいと思っております。

〔「わかりました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 細かい部分は多分、委員会のほうに付託されて審議されると思うのですがけれども、その前提としましてこの3月議会に予算のときに出たときの話では、この予算化をされた。だけれどもやはり維持管理を一番、私も含めて議員が心配しているわけですがけれども、そのときのやりとりの市長の答弁の中、当時の高井教育長さんとの話の中では、選手強化費とかそういう名目とか、県のほうのある程度の維持管理的な支援もあるような、期待のこもった答弁もあったわけですがけれども、その後そういう面での話がどうなっているのか。細かな話になる前にその経過をちょっとお話しいたきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 その点につきましては、当時の教育長であります高井さん、それから保健体育課長——現在の保健体育課長においでいただいたときに、維持管理費についてお話をさせていただいた中で、県として維持管理費という名目で出すのは非常に難しい。選手強化費というようなことの中である程度の支援はしていきたいということをお話しいたきました。教育長は今度かわられました。高井さんは副知事になりましたので、先般グローバルITパークのオープニングにおいでいただき、そのときにそういう話をさせていただきまして、それは十分理解しているので、改めて教育委員会といいますか、保健体育課長のほうと細かな相談をしますと。我々も、またではそのことについて見解をきちんと伺いにいずれ上がりますから、という話はしてあります。

ですので、全く何でもないよということにはならないと思えますが、ここにまいりまして知事選の構図が大きく変わりまして、現職が出馬をしないということでもありますから、副知事をはじめ、皆さん方の処遇的なものがどうなるのか。これもはっきりわかりませんので、なるべく早めに私もまた行って、きちんとした対応をしてこななければならないと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第82号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第21、第83号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　それでは第 83 号議案につきましてご説明申し上げます。

本案は、先ほど説明させていただきました第 81 号議案での農業委員会の定数の変更と農地流動化推進委員の新設に伴いまして農業委員の報酬額の改正と、農地流動化推進委員の集落の新設をお願いするものであります。

それでは、議案資料 3 ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。別表第 2（第 4 条関係）であります。農業委員会の会長が現行 5 万円を 6 万 500 円とし、1 万 500 円の増、会長代理が現行 3 万 3,600 円を 4 万 800 円とし、7,200 円の増、委員が現行 3 万 1,300 円を 3 万 5,200 円とし、3,900 円の増としております。

理由といたしましては、業務の重点化により農地利用の最適化が任意業務から必須業務に位置づけられたため、業務量が増加することと、近隣の農業委員会の報酬額との均衡を勘案して決定をさせていただきました。

また、新規の農地利用最適化推進委員の報酬は、3 万 4,100 円といたしました。これは農業委員の報酬より 1,100 円を減額したものであります。農業委員と最適化推進委員の業務の違いは、毎月開催されます農業委員会総会に出席するかないかの違いで、その他は同じ業務を行うこととなりますので、総会出席分の差額として当条例の別表 3 にあります日当の額 1,100 円を減額した額といたしました。

なお、今回の改正により農業委員会全体の報酬費等は増額となりますが、これにつきましては業務の重点化に伴い新規農業委員会に交付されます農地利用最適化交付金で対応できるものと考えております。

以上で第 83 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　ただいま議題となっております第 83 号議案は、産業建設委員会に付託をいたします。

○議　　長　　ここで休憩といたします。再開は 3 時 20 分といたします。

〔午後 3 時 05 分〕

○議　　長　　休憩を閉じ会議を再開いたします。

〔午後 3 時 20 分〕

○議　　長　　なお、腰越議員より体調不良のため早退の届け出がありましたので、報告をいたします。

○議　　長　　日程第 22、第 84 号議案 南魚沼市税条例等の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 第 84 号議案 南魚沼市税条例等の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

平成 28 年 3 月 29 日に地方税法等の一部を改正する法律案が参議院で可決成立し、3 月 31 日に公布となったことを受けての条例改正であります。本年 4 月 1 日からの施行部分については 3 月 31 日付で専決処分を行いまして、5 月の臨時議会で承認をいただいたわけでございますけれども、今回上程申し上げますのは、平成 29 年 1 月 1 日施行に係る部分でございます。

今回の条例改正は、本則の 3 条だてとなっております、第 1 条及び第 3 条では延滞金の計算期間に関する改正であります。第 2 条では、新たに法整備がなされました台湾との経済交流に伴います租税特例等に関する規定を追加するものであります。

第 1 条は、原条例の改正、第 2 条は、一昨年平成 26 年 3 月 31 日付の専決処分改正を行いました市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。第 3 条は、これは昨年ありますが、昨年の 3 月 31 日付の専決処分改正を行った市税条例の一部改正であります。その一部改正となっております。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。議案書の 9 ページをごらんください。改正条例本則第 1 条の改正内容についてご説明申し上げます。まず、そこにあります第 10 条の改正についてでありますけれども、10 条は、納期限後に税金や納付金を納付した場合の延滞金の計算に係る規定であります。原則としまして、納期限の翌日から納付日までの期間について、条例本則上は、年 14.6%の延滞金を加算し、税目ごとに定める一定期間については半分の年 7.3%で計算するという規定になっております。ご承知のようにこの利率は、附則の第 2 条で当分の間、公定歩合に基づく特例基準割合で計算することになっておりますけれども、本則上は 14.673%という数字で規定をされているところであります。

1 ページはぐっていただきまして、10 ページをお開きいただきたいのですが、今回改正をいたしますのは、税目ごとの一定期間の定めについて、これまで第 2 号と第 3 号で規定をしておりました、法人市民税とたばこ税の規定について、たばこ税は第 2 号及び第 3 号で、法人市民税は第 5 号と第 6 号で分離をして規定するという規定の形式を変えるものであります。内容的には規定内容そのものの変更ではありませんけれども、このたび条例準則等が変更になったことに伴いまして、規定の形式、形を変えるというものでございます。

10 ページの中ほどでありますけれども、第 32 条の改正についてであります、第 32 条は、普通徴収に係る個人の市民税について、課税額の変更、修正等で課税額が増額された場合について、増額分の本税のほかに、当初の納期限の翌日から当該増額決定の日までの間の延滞金も加算して徴収するという原則が定められているものであります。これが第 1 項、第 2 項の規定であります。この制度に、今回の法改正で新たな特例を設けるというものであります。第 1 項から第 3 項についての改正については、文言の適正化を図るものでありまして、内容的な変更はございません。

11 ページのほうですけれども、第 4 項の追加であります。これが、今回の法改正で新たに

設けられた制度であります。原則は当初の納期限にまでさかのぼって延滞金を計算するわけですけれども、このたびの制度は、増額決定の前に一旦減額するという旨の更正決定があった場合は、当初の納期限から当該減額更正で変更した納税通知書が発せられた日までの期間、及びその後の増額更正で変更された納税通知書が発せられた日までの期間について延滞金の計算期間から控除する、この期間を計算しないという制度であります。

12 ページをお開きください。第 37 条の改正でありますけれども、これは法人市民税についての規定であります。第 32 条の改正と同じく、第 3 項及び第 4 項については文言の適正化を図るものであります。

13 ページのほうで、第 5 項が追加をされまして、個人市民税と同じく、増額更正の前に一旦減額更正が行われた場合への延滞金計算の特例について規定をするものであります。最大、最初の納期限から増額更正に係る修正申告書が提出された日までの期間が延滞金の計算から控除されますけれども、減額更正において詐欺等の不正行為が認められ、あらかじめその後に増額更正が来るだろうということが予知できた場合、これは減額更正通知のあった日までしか控除されないと、そういう規定であります。

14 ページをお開きください。第 38 条の改正でありますけれども、法人市民税の不足税額の納付の手續きに関する規定であります。これについても第 37 条と同様な改正を施すものであります。内容についてはほとんど同じですので、詳細については省略をさせていただきたいと思っております。

15 ページの下の部分、本則の第 2 条であります。改正の趣旨は、租税条約を締結していない外国との経済交流において得られた収入・所得に関して、租税条約締結国と同じく二重課税等の廃止を調整する法律、長いのですが、「外国居住者等の所得に関する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」——外国居住者等所得相互免除法という略称でありますけれども、これが定められたことに伴います規定の追加であります。5 月に発せられました同法施行令によりまして、この法律の対象となる外国というのは、台湾であるというふうに、台湾一国が規定されております。したがって、専ら今回追加される条項というのは、もっぱら台湾一国との経済交流において発生した所得等に係る課税の調整を行うものであります。よって、この法令の対象となる、今回の改正の対象となるケースというのは極めて限定的なものと考えられますので、条例本則上の改正は行わずに、対象となる所得等がある場合に限って、該当条文をこれこれに読みかえて適用するという取り扱いにいたします。したがって、本則ではなくて、これを附則においてその旨を規定するという方法をとったわけであります。

16 ページを開けていただきたいのですが、16 ページの 3 行目、附則の第 18 条の 3 の 2 にその旨の規定を追加しようとしたところ、平成 26 年 3 月の専決により、当該条文が既に改正をされておりまして、かつ、その改正の施行日が今回の改正と同じく平成 29 年 1 月 1 日であったことから、先に改正をされておりまして先行する一部改正条例を再度呼び出しまして、これに改正を加えるという必要が生じたものであります。

附則第 18 条の 3 の 2 第 1 項は、特例適用利子について、個人の市民税の課税は分離課税とすること、及びその税率は 100 分の 3 とすることを定めるものであります。第 2 項は、この場合における関連条文の読みかえに関する規定、第 3 項は、特例適用配当について、特例適用利子と同じく分離課税とすること、それから税率は 100 分の 3 とすることを定め、18 ページをお開きいただきたいのですが、18 ページの第 4 項でありますけれども、第 4 項では特例適用配当の申告は年度により区分すること。その下、第 5 項は、関連する条文において特例適用配当がある場合の読みかえ規定を置くものであります。

特例適用利子あるいは特例適用配当ということが出てまいりますけれども、これは今回整備されました外国居住者等所得相互免除法の適用によって、通常の利子所得、配当所得よりも軽減された税率が適用される所得ということで、地方税においては条例でその税率等を定めるということになっているものであります。

19 ページの中ほど、附則第 18 条の 4 の規定、これは先ほど申しました租税条約が適用される外国との国際課税に関する特例を定めたものでありますけれども、第 18 条の 4 を削り、第 18 条の 5 を第 18 条の 4 に繰り上げる改正を行ったことに伴う条ずれの修正、及び文言の適正化による修正であります。これがずっと 22 ページの第 6 項まで続いておりますけれども、具体的な規定内容あるいは制度の変更ではございません。ほとんどが文言修正ということでございますので、申しわけありませんが、詳細については省略をさせていただきたいと思えます。

23 ページ、平成 26 年改正条例の附則に第 4 項を追加いたします。今回追加いたしました特例適用利子、特例適用配当の規定については、施行日以降、平成 29 年 1 月 1 日以降ですけれども、これ以降に支払いを受けるものから適用する旨、経過措置を追加するものであります。

23 ページの中ほど、本則第 3 条の改正であります。これは、第 1 条で改正をしました条例第 10 条の延滞金の特例期間に係る改正において、たばこ税と法人市民税を分離して規定したということから、これに係ります附則第 5 条の読みかえ規定の文言を修正するものであります。これも平成 27 年 3 月の専決で既に改正が施されておりました、かつ、その施行期日が平成 29 年 1 月 1 日であったことから、当該一部改正条例を再度呼び出しまして、これに改正を加えるという方法をとったものであります。

議案書の 8 ページにお戻りください。本改正条例の附則であります。第 1 条は、施行期日でありまして、平成 29 年 1 月 1 日の施行となっております。第 2 条は、延滞金計算の控除期間に関する経過措置の規定でありますけれども、第 1 項は個人の市民税について、第 2 項は法人市民税について、それぞれ経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 16 ページの外国居住者等所得相互免除法ですか、台湾一国のみとあります。

大和庁舎に今、グローバルITパークということで、外国法人を日本法人化してこちらに来ていただきたいということで進めていますけれども、全国的に行われているわけでありまして、こういうものは台湾企業にとって、日本に行くという恩恵があるということであると、台湾企業の人たちがこちらに来て住んで起業するというものについても、ちょっと好条件を整えたのではないかという気がしますけれども、そういうような解釈はしていないものかどうか、ちょっとお伺いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 私も経済関係についてはあまり詳しくはないですけれども、この法律が整備された背景には、やはり近年における台湾との経済交流が非常に活発化しているという点があるようでありまして。台湾というのは国交もありませんし、租税条約そのものが締結できない状態に今まであったわけですが、ご承知のようにシャープという大きな会社が台湾傘下に入るというような経済的な大事件もありまして、それ以前から台湾との経済交流も三十何社ぐらいの日本とのやりとりがある、実績があるようであります。

その間でこれまで租税条約の適用がなかったために、本国で台湾に課せられる税金、あるいは日本で課せられる税金、何もなければ両方かかるわけですね。それをそうではないと、それを取り払うことによって、租税条約によって二重課税をやめよう。こっちがこれだけ取りましたら、こっちはこれだけ取りますよという分担をはっきりさせるということが決められたわけでありまして。今までよりは経済交流に関しては好条件がそろえられたと、整えられたというふうに我々も感じているところであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第84号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第23、第85号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第85号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明申し上げます。これは第84号議案と同じく本年3月31日に公布となった地方税法等の一部改正に基づく条例改正であります。今回の改正は、第84号議案で説明を申し上げましたけれども、台湾との関係における国際課税を定めた外国居住者等所得相互免除法の制定に伴う改正であります。市税条例と同じく対象者が限定されるということから本則の改正は行わず、対象となる所得がある場合に限り条例の適用を読みかえて適用するという方法をとります。よって、附則でその旨を規定しようとしたところ、平成26年3月専決で既に附則の改正が行われておりまして、かつ、その改正の施行期日が平成29年1月1日であったことから、先行する一部改正条例の規定を再度呼び出しまして、これに改正を加

えるという方法をとったものであります。

では、新旧対照表でご説明を申し上げます。議案書の5ページをお開きください。平成26年南魚沼市条例第23号の国保税条例の一部改正条例を改正するものであります。この中の附則でありますけれども、第19項を第16項としまして、その次に第17項及び第18項を加えるものであります。第17項は、特例適用利子がある場合について、国保税の課税対象所得に当該特例適用利子に係る所得を加算して課税するということ。

1枚はぐっていただきまして、6ページでありますけれども、第18項であります。これは同じく特例適用配当がある場合について、それも含めて国保税の課税対象所得とすることを定めるものであります。

7ページ、平成26年改正条例の附則に第4項を追加いたします。今回追加をいたしました附則第17項、第18項の規定について、施行期日以降、これは平成29年1月1日以降でありますけれども、これ以降に支払いを受けるものから適用するという、その経過措置を追加するものであります。

議案書の3ページに戻っていただきたいと思っております。本改正条例の附則であります。実質の施行期日及び経過措置は、平成26年改正条例中に規定をしてありますので、ここでは公布の日からこれを施行するという旨、規定しておるところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております第85号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第24、第86号議案、南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 第86号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。今回の改正は、大きく2点について改正を行うものであります。1点目は、規制の対象除外を定める第9条第2項に、救急病院に関する規定を追加するもの。2点目は、規制の必要がなくなりました、塩沢第1地区を削除するというものであります。

それでは、詳細につきまして、資料の新旧対照表で説明をさせていただきますので、議案書の3ページをお開きください。第9条第2項第6号を第7号としまして、第6号として、「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）の規定に基づき、知事が認定した医療機関の用に供する場合」という文言を加えるものであります。

第9条は、本条例の核心部分であります、揚水設備の許可基準を定める条項でありまして、第1項において規制区域ごとの許可基準を別表第2に定める旨、また第2項で、当該許可基

準にかかわらず、市長が許可できる場合を列記したものであります。ここに、救急病院の用に供する場合を加えまして、救急病院については規制の対象外とすることを定めるものであります。

理由といたしましては、昨年11月に開院をいたしました南魚沼市民病院につきまして、現在、駐車場等の整備が進められているところでございますけれども、当初の計画では、旧六日町病院の消雪用井戸及び市道改良により移転補償となった井戸の掘りかえ等によって、従前と同じ揚水規模で、その範囲で駐車場等の消雪を行い、当然不足をするのですけれども、不足する部分は機械除雪等で対応するという計画でございました。

しかし、本年の降雪期、極端な少雪だったわけでありましてけれども、それにもかかわらず、通院する患者さん、あるいは病院スタッフにおいて転倒等による負傷事故が多発をしてしまったということでありまして。中には手術を要する骨折事故まで発生してしまったと。非常に重大な事件であります。

また、市民病院は、救急病院としまして24時間体制で患者さんを受け入れておりまして、降雪時であっても、救急車の進入経路の確保、あるいは駐車場の確保は不可欠であります。市民病院の使命といたしまして、いかなるときも必要な医療を提供しなければならないわけでありまして、そのためには、安心・安全な受診環境を整えることはいわば最低限の条件ではないかと、このように考えているところであります。

第9条第2項の適用除外条項には、ここには資料は省略になっておりますけれども、第1号に「水道、その他の飲料の用及び防災の設備に供する場合」、第2号には「消防の用に供する場合」ということで除外要件が定められているところであります。いずれも市民の生命、財産を守るという趣旨から、この規制の適用を外すという趣旨であろうと解釈しているところであります。市民病院をはじめとして、救急病院につきましても、飲料用水の確保あるいは防災、消防と並びまして、市民の生命、財産を守るための重要な施設であることから、今回、条例を改正し規制対象から除外したいという考えでございます。

次の、塩沢第1区域の削除でありますけれども、塩沢第1区域は、市道上野関山線ですか、石打のはりまやさんからちょっと入りましてJR線路までの間にあります、丸山小規模水道組合水源井戸から半径300メートルの区域を指定したものであります。旧塩沢町の時代から、この水源の保全を目的としまして周囲の井戸に規制をかけてまいりました。本年4月でありますけれども、石打区長及び丸山小規模水道組合長連名で、当該水源につきましてはその役目をもう既に終えているということで、また周辺に地盤沈下の兆候も見られないということから、できれば規制を解除してもらいたいという要望書が市役所に提出をされたところであります。その後の地下水対策委員会において審議をしましたが、規制を解除することで委員会の了承を得たところであります。よって、今議会に塩沢第1区域の規制を削除する旨の改正を提案申し上げるものです。

新旧対照表の3ページ、中ほどの別表第1の改正でありますけれども、別表第1は、規制区域の名称と、その地理上の範囲を定めるものでありまして、その第4項、塩沢第1区域を

定める範囲を「削除」という文言に置きかえまして、実質的な規制を廃止するものであります。単純に第4項そのものを削るという方法もあるわけですが、塩沢第1区域に続きまして、第2、第3区域と、数字的に連続する名称がつけられていることから、第1区域の名称を残しながら、第2、第3区域の名称は変更しないと、あるいはいきなり第1区域がなくなって第2区域から始まるという違和感を防ぐために、第1区域という名前だけは残すということを選択したわけであります。

3ページの下の方ですけれども、同じく別表第1の第7項につきまして、その他の区域を定める規定の中から塩沢第1区域という文言を、これはそっくり削ります。このことによりまして、削除されました塩沢第1区域は、その他の区域の中に編入されるということになります。

一番下、別表第2の改正であります。これはめくっていただいて4ページの方ですけれども、別表第2は規制区域ごとの揚水設備の許可基準を定めるものであります。その塩沢第1区域の規定について、別表第1と同じく、塩沢第1区域の名称を残しながら、揚水設備の基準を「削除」という文言に置きかえるものであります。

議案書の1ページにお戻りください。本改正条例の附則であります。施行期日は公布の日としたいものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わる……22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 地下水採取に関する、これはこれで非常にいいことだと思うのですが、きょう所信で言ったことに触れてもいいのですか。やっぱり地下水——だめという首振りがあるのですけれども。

○議 長 質疑ですから。

○牧野 晶君 一部の中ではそれを聞くようにというふうな、条例改正があるんじゃないかという声が飛んでいたりもしたので、もし差し支えなければ聞かせていただければと思うのですが、市長の所信表明でちょっと触れたことに関して……（何事か叫ぶ者あり）

○議 長 一般質問であればいいですけれども、これは質疑範囲外だと思います。

〔「議長の判断に任せます」と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長、これはいいですか。では、市長の許可がありましたので。

市長。

○市 長 所信表明でも申し上げましたとおり、今現在地下水の規制をしている、掘削ができない、あるいは掘りかえもできない地域がここに存在しているわけであります。そのほかにもいろいろ第1地区とか第2地区とかあるのですが、それを解除して掘りかえができる、そして新たに掘ることもできるという方向に向かうことで、地下水対策委員会の皆さん方からは、その方向でいいだろうということは、先般、委員会の会議の席上で正式にお話

をいただいたところであります。

ですので、これから何でもかんでも全部掘らせるよということは、やはりきちんと規制をしていかなければなりませんので、総量を抑制するというところで、どういう規制部分がいいのか。スノーコンの非常に性能のいいものをつけるとか、あるいは複数で、2軒、3軒と一緒に共同利用するとかそういうことも含めて。それから、掘削深を今のところは80メートル、今40メートルで全部ここを規制しているのですけれども、それを80メートルまで掘らなければならないという方向で進めてはどうかということで、具体的な検討に入ったところあります。

でき得れば9月定例会と思ったのですけれども、そこはちょっと無理でありますので、これは12月定例議会のほうに条例改正として提出できるように、今、準備を進めているということでご理解いただきたいと思えます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております第86号議案は、社会厚生委員会に付託いたします。

○議 長 これより特別会計及び公営企業会計の決算認定議案の審議に入りますが、各決算認定議案は委員会付託となりますので、運用内規にありますとおり、質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は他の人に質問の機会を譲るようお願いいたします。

○議 長 日程第25、第90号議案 平成27年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第90号議案につきまして、提案理由を申し上げます。平成27年度は形式収支は黒字でありましたが、一般会計、法定外繰入金等を控除した単年度での収支は赤字であり、財政的には厳しい決算であります。

歳入では保険税は税率を据え置いたものの、被保険者数の減少及び被保険者1人当たり課税所得の減少から、前年度比9.3%、1億4,796万円の減額となりました。現年度分、滞納繰越分を合わせての全体の収納率は81.8%で、1.3ポイント上昇し、4年連続の上昇となりました。一般会計から法定外繰入金5,000万円を繰り入れ、前年度からの繰越金は1億475万円となりました。

歳出では、保険給付費の総額は1,079万円の減であります。一般被保険者に限りまして、被保険者数が減少しているにもかかわらず、1.7%、5,519万円の増となっております。1人当たりの給付費が大幅に上昇いたしました。

歳入総額は65億2,842万円で、前年度比9.6%、5億7,022万円の増額となりました。歳出総額は64億9,664万円で、前年度比11.0%、6億4,321万円の増額であります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支は3,177万円の黒字となりました。

なお、平成 27 年度末の支払準備基金の残高は前年度末と変わらず、327 万円であります。概要につきまして市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、平成 27 年度国民健康保険特別会計決算の概要をご説明申し上げます。資料としまして第 90 号議案から第 94 号議案資料、平成 27 年度特別会計決算説明資料に沿って説明を申し上げます。お手元にご用意をいただきたいと思っております。

資料の 1 ページであります。歳入の款別に予算現額、調定額等の項目を前年度決算額と比較した表になっております。表の一番右の欄、収入済額の前年度比較増減欄の主な内訳等の欄に、前年度との主な増減理由が記載をされております。

第 1 款の国民健康保険税についてでありますけれども、平成 27 年度と平成 26 年度決算を比較した比較増減欄をごらんいただきたいと思っております。これをずっと横に見てまいりますけれども、その調定額で 2 億 1,099 万円の大幅減となりました。内訳としますと、一番右の欄記載のとおり、被保険者数が年度末現在で 739 人減少したこと、及び課税所得——これは農業所得が一番大きな影響を及ぼしたと思うのですけれども、その課税所得が減少したということによりまして、現年度分で 1 億 3,635 万円の減、滞納繰越分の調定額では——これは年々減少しておりますけれども、ことしも前年度比 7,464 万円の減ということでありました。

その隣の収入済額でありますけれども、これは 9.3%、1 億 4,796 万円の減となっております。収納率は、現年度分において前年度比 0.2 ポイント減の 95.2%となりました。滞納繰越分の収入済額は、前年度比 1,502 万円減の 8,023 万円となりましたけれども、収納率は 0.8 ポイント上昇しております。調定額のほうが大きく落ちたということでありまして。

不納欠損額については、2,356 万円減の 2,459 万円でありました。滞納者の生活実態の調査等に基づきまして、徴収不可能な滞納分については、この間欠損処分をずっと進めてまいりました。これはある程度、一定程度進んだということで、平成 27 年度決算ではこれが減少に転じたということでありまして。収入未済額につきましては、3,945 万円減少しまして 2 億 9,752 万円となりました。国保税全体の収納率は 1.3 ポイント上昇しまして、81.8%となっております。実態に合わせた滞納繰越分の徴収が進んだ結果であると考えております。

次に、3 款国庫支出金でありますけれども、収入済額、比較増減欄では 6,322 万円の減であります。減額理由は、次の 5 款の前期高齢者交付金が大幅に増額をしたこと、及び歳出の介護納付金が減少したことによりまして、療養給付費負担金が 9,383 万円減少したということでありまして。これは収入額との差し引きになりますので、前期高齢者交付金が大幅に増えると、かなり大きな影響がこの負担金のほうに出てくるということになります。逆に国保税収入が大幅に減少したということによりまして、保険者ごとの財政力に応じて交付額を調整する機能を持ちます財政調整交付金、これが 2,806 万円増加をしております。

第 5 款の前期高齢者交付金 10 億 4,869 万円でありますけれども、対前年度 1 億 4,746 万円、実に 16.4%の増加であります。南魚沼市の被保険者全体に占めます前期高齢者の割合が

上昇したということ、及び前期高齢者に係る医療費そのものも、単価そのものも上昇しているということから、大幅な増加となったものであります。

6 款県支出金は対前年度 2,460 万円の増となっておりますけれども、一番右の欄にありますように、県の財政調整交付金が 2,165 万円増加をしております。国の財政調整交付金と同じく、財政力が低下したとあわせて、平成 27 年度から、次の 8 款の共同事業交付金と歳出 7 款の共同事業拠出金との差額——収支の赤字分ですね、共同事業の赤字分について、県が補填するという制度を設けたことにより増額となったものであります。

8 款の共同事業交付金は、収入済額で前年度よりも 7 億 7,957 万円、115.4%の増加であります。14 億 5,514 万円という巨額になっておりますけれども、この制度は市町村からの拠出金を財源としまして県単位で費用負担を調整する制度であります。保険の保険と言われる制度でありますけれども、一番右の欄、2 行目の保険財政共同安定化事業につきまして、制度改正によりまして、これまでは 1 件 30 万円以上のレセプトを調整の対象としておりましたものを、1 件 1 円以上、全てのレセプトを調整対象とすると制度を改正したことから、歳入の交付金及び歳出の拠出金とも大幅な増加となったものであります。その上の行、1 件 80 万円以上のレセプトを調整対象とする高額医療費共同事業につきましては、1 件当たりの医療費の上昇に伴いまして 411 万円の増加となっております。

10 款繰入金でありますけれども、比較増減 4,336 万円減の 4 億 7,730 万円であります。一番右の欄、保険基盤安定繰入金は、保険税軽減対象者が拡大したこととあわせて、国の財政支援分——国全体の総額でもって 1,700 億円でありますけれども——この財政支援分がこの部分に投入をされたわけであります。保険税軽減分でもって 1,061 万円、保険者支援分が 6,661 万円、合わせて 7,722 万円が増加をしたものであります。

その右の、人件費、事務費は、主に職員給与費等の上昇により 444 万円の増、下の行であります。基準外繰入金は 8,000 万円減の 5,000 万円を繰り入れました。その隣の、基金繰入金は基金残高が 327 万円と少額になったことから、平成 27 年度は繰り入れを行っておりません。4,000 万円の皆減であります。

その他の款に係る額、一番右の欄、療養給付費等交付金は、退職被保険者に係る保険給付を補填する交付金でありますけれども、退職医療の制度が平成 30 年度で終了するというに伴いまして、毎年度確実に減額をしております。平成 27 年度は 9,165 万円の減少となりました。繰越金は、6,850 万円減の 1 億 475 万円でありました。歳入合計で 65 億 2,842 万円、対前年度比 9.6%、5 億 7,022 万円の増となりました。

めくっていただいて 2 ページであります。歳出であります。1 款総務費であります。支出済額、比較増減の欄で 484 万円の増となっております。職員給与費が 531 万円の増となっております。

2 款保険給付費、支出済額、比較増減で 1,079 万円の減でありますけれども、一番右の欄、一般被保険者療養給付費等が 5,519 万円の増となっております。一般被保険者は 404 人減少しておりますけれども、1 人当たりの給付費が 4.6%ぐらい上昇したということで、給付費

総額は逆に上昇したということでございます。退職被保険者数は 335 人減少しまして、給付費総額は 6,541 万円の減でありますけれども、1 人当たり給付費は 11.8%と大幅に上昇しているという状況であります。

3 款後期高齢者支援金等でありますけれども、前年度比 2,797 万円減の 8 億 1,489 万円でありました。国保会計から社会保険診療報酬支払基金へ拠出する、現役世代からの後期高齢者への支援金であります。被保険者数の減少に伴いまして減額となったところであります。

4 款の前期高齢者納付金等 52 万円でありますけれども、これは 65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療給付に要する経費と、事務費負担分として社会保険診療報酬支払基金に納付したものであります。

6 款介護納付金でありますけれども、前年度比 6,115 万円減の 3 億 4,046 万円でありました。各保険者から社会保険診療報酬支払基金への納付金でありまして、厚生労働省から示された数値に基づき支払ったものであります。介護 2 号被保険者数が 483 人ほど減少となっておりますので、総額として減額となったものであります。

7 款共同事業拠出金であります。支出済額、比較増減 7 億 9,473 万円の増。歳入の 8 款の説明でも申し上げましたけれども、保険財政共同安定化事業の対象レセプトが全レセプトに拡大されたため、拠出金についても大幅な増加となったものであります。

8 款保健事業費 5,654 万円でありますけれども、40 歳から 74 歳までの被保険者に係る特定健診・特定保健指導及び人間ドック等の保健事業に伴う費用であります。

その他の款に係る額、一番右の欄、一般保険者保険税還付金は、対前年度比 503 万円の減。平成 26 年度で発生しました軽減判定誤りによる還付金 264 万円が平成 27 年度は減少したと、その分が減ったということでありまして。及び社会保険へのさかのぼり加入者というのが、ここ数年多かったわけでありましてけれども、それが減少傾向を見せているということから還付金の額が減ったということでありまして。その下の償還金が 4,931 万円減少しておりますけれども、平成 26 年度で支出しました会計検査院の指摘に係る療養給付費負担金等の国への過年度精算返還金等が減額となったものであります。

歳出合計で 64 億 9,664 万円、対前年度 6 億 4,321 万円の増であります。歳入歳出差引額については、対前年度 7,298 万円減の 3,177 万円、全額平成 28 年度会計に繰り越すことといたしました。

以上で概要説明を終了いたします。

○議長 長 次に監査報告をお願いしたいと思いますが、監査委員から、第 90 号議案から第 94 号議案までの特別会計 5 会計の監査報告をここで一括して行わせていただきたい旨の申し出がありました。これを許したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。それでは監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 それでは、平成 27 年度南魚沼市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の

運用状況審査意見書の冊子をごらんいただきたいと思います。

1 ページをお願いいたします。平成 27 年度南魚沼市特別会計歳入歳出決算の審査報告を行います。審査の概要ですが、審査の対象につきましては、(2) から (6) までの平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、南魚沼市介護保険特別会計歳入歳出決算、南魚沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、南魚沼市城内診療所特別会計歳入歳出決算、南魚沼市下水道特別会計歳入歳出決算でございます。

審査の期間でございますが、平成 28 年 7 月 14 日から平成 28 年 8 月 22 日までの 40 日間でございます。

審査の方法につきましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書が関係法令に準拠して作成されているか、係数は正確であるか、及び予算は適正に執行されているかどうかを主眼に審査いたしました。また、必要に応じ関係職員からの内容聴取等も実施いたしました。

審査の結果でございますが、1、総括といたしまして、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、係数は関係帳簿と符合しており、適正に作成されていたと認めました。また、予算の執行に関しても適正なものと認めました。

それでは 4 ページ目をごらんいただきたいと思います。3 の特別会計決算審査意見でございます。(1) 国民健康保険特別会計。決算額は歳入総額 65 億 2,842 万円、歳出総額 64 億 9,665 万円で、翌年度に繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は 3,177 万円の黒字でございます。収入済額は 65 億 2,842 万円で、前年度より 5 億 7,023 万円の増、予算現額に対する割合は 99.4%、調定額に対する割合は 95.3%となっています。また、国民健康保険税の収納率は 81.8%で、前年度より 1.3 ポイント上昇いたしました。

収入未済額は 2 億 9,753 万円で、前年度より 3,946 万円の減となりました。内訳は全額国民健康保険税で、一般被保険者分が 2 億 8,819 万円、退職被保険者等分が 933 万円となっております。

支出済額は 64 億 9,665 万円で、前年度より 6 億 4,321 万円の増、予算現額に対する割合は 98.9%、不用額は 7,246 万円となっております。保険給付費 35 億 6,370 万円は、支出済額の 54.9%を占めており、前年度より 1,079 万円の減となりました。主な内容は、療養諸費 31 億 5,553 万円、高額療養費 3 億 8,718 万円でございます。

国民健康保険税の不納欠損額は 2,460 万円で、内訳は一般被保険者分が 2,452 万円、退職被保険者等分が 8 万円で、前年度より 2,357 万円の減となっており、いずれも地方税法の規定によるものでやむを得ないものでございます。

被保険者数は 1 万 4,785 人で、前年度より 771 人の減となっております。団塊世代の加入等により年々高齢者の占める割合が大きくなっており、その結果、1 人当たりの療養の給付額は、一般、退職合わせた金額で 21 万 836 円と、前年度より 8,954 円の増となりました。

国民健康保険税の税率については、平成 23 年度より現行税率で据え置いており、保険給付

費が増加する中で厳しい運営が続いております。日ごろの健康管理や生活習慣病の予防など、市民が主体的に取り組む健康増進について積極的に支援していただきたいと思います。また、あわせてジェネリック医薬品の利用促進を図り、保険給付費の抑制につなげていただきたいと思います。

(2) 介護保険特別会計ですが、決算額については、歳入総額 62 億 6,486 万円、歳出総額 61 億 2,198 万円、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は 1 億 4,289 万円の黒字でございます。

収入済額は 62 億 6,486 万円で、前年度より 8,836 万円の増、予算現額に対する割合は 99.7%、調定額に対する割合は 99.8%となっております。

収入未済額は 979 万円で、内訳は全額介護保険料でございます。

支出済額は 61 億 2,198 万円で、前年度より 3,798 万円の増、予算現額に対する割合は 97.4%、不用額は 1 億 6,465 万円となっております。保険給付費は 57 億 3,659 万円と支出済額の 93.7%を占めており、前年度より 9,279 万円の増となっております。主な内訳は、介護サービス等諸費 51 億 5,714 万円、特定入所者介護サービス等費 2 億 9,027 万円でございます。

介護保険料の収入済額は 11 億 9,687 万円で、収納率は 98.9%、収入未済額は 979 万円となっております。内訳は現年度分が 543 万円、滞納繰越分が 436 万円でございます。

介護保険料の不納欠損額は 318 万円で、前年度より 6 万円の減となっております。介護保険法の規定によるものでやむを得ないものでありますが、滞納繰越分についても厳格な管理と収納確保に努めていただきたいと思います。

年度末現在の要介護度別認定状況は、第 1 号被保険者 3,322 人、第 2 号被保険者 81 人、合わせて 3,403 人で、前年度より 36 人の増となりました。

介護サービス等の給付状況は、延べ利用者数は 8 万 4,068 人で、前年度より 3,400 人の増、給付額は 53 億 3,611 万円で、前年度より 8,296 万円の増となりました。延べ利用者 1 人当たりの給付額については 6 万 3,474 円で、前年度より 1,647 円の減額となりました。

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の計画期間として第 6 期介護保険事業計画がスタートいたしました。高齢者の現状と介護認定の状況については、65 歳以上の第 1 号被保険者は 1 万 7,317 人となり、人口の 29.6%を占めております。第 2 号被保険者を含む要介護認定者は 3,403 人で、要介護 2 から 5 までが全段階で減少した一方で、要支援 1、2 及び要介護 1 までが 61 人の増となりました。第 6 期に第 1 号被保険者の基準月額保険料を 621 円増額し 5,813 円としたことから、歳入で 8,836 万円の増となったものの、保険給付費については高齢化の進行や施設の拡充とサービスの充実により増加傾向にあります。特に地域密着型サービスの利用者の増が保険給付費増加の要因となっており、今後は要介護者の増加抑制と介護給付費増に歯どめをかけるべく、医療、介護、保険等が連携した地域包括ケアシステムの推進により、保険給付費の抑制に取り組んでいただきたいと思います。

(3) 後期高齢者医療特別会計。決算額は歳入総額 4 億 7,378 万円、歳出総額 4 億 6,580 万円、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は 797 万円の黒字でございます。

す。

収入済額は4億7,378万円で、前年度より310万円の減、予算現額に対する割合は95.9%、調定額に対する割合は99.7%となっております。

支出済額は4億6,580万円で、前年度より310万円の減、予算現額に対する割合は94.3%、不用額は2,829万円となっており、後期高齢者医療広域連合納付金が支出済額の95.9%を占めております。

後期高齢者保険料の不納欠損額は2万円で、高齢者の医療の確保に関する法律によりやむを得ないものであります。

収入未済額は147万円で、前年度より15万円の増となっており、引き続き収納確保に努めていただきたいと思います。

被保険者数は9,637人で、前年度より14人の減となりました。なお、障がい認定による被保険者は193人となっております。保険料の総額は3億842万円で、収納率は99.5%、1人当たりの保険料の調定額は3万2,022円で、前年度より798円の減となりました。

保険給付の状況については、平成27年度は24万8,806件と、前年度より1万913件の増、保険給付費は63億3,357万円で、前年度より2億3,980万円の減となりました。現物給付の内訳は、入院が件数で464件、金額で2億8,904万円とそれぞれ減ったものの、調剤が件数で8,348件、金額で9,512万円の増となりました。今後団塊の世代が後期高齢者となる9年後には保険給付費が大幅に上昇するものと見込まれております。人間ドック助成や高齢者健診等の積極的な取り組みにより、医療費の削減に向け引き続き努力願いたいと思います。

(4) 城内診療所特別会計。決算額は歳入総額1億6,302万円、歳出総額1億5,376万円、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は926万円の黒字でございます。収入不足を補填する一般会計からの繰入金は5,685万円となっております。収入済額は1億6,302万円で、前年度より2億520万円の減、予算現額に対する割合は100%、調定額に対する割合は99.9%となっております。

支出済額は1億5,376万円で、前年度より1億9,867万円の減、予算現額に対する割合は94.3%、不用額は930万円となっております。

平成27年度から原則無床としたことにより、入院収入が皆減となったことに加え、前年度に引き続き外来患者数の減少や城内地区の住民健診の民間委託等により、診療収入は減少いたしました。総患者数は外来患者の1万215人で、前年度より5,608人の減となりました。魚沼地域の医療再編により規模が縮小されたものの、引き続き地域に貢献できる医療施設として健全経営に努めていただきたいと思います。

(5) 下水道特別会計。決算額は歳入総額51億3,677万円、歳出総額51億3,081万円で、翌年度に繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額400万円を差し引いた実質収支額は195万円の黒字でございます。

収入済額は51億3,677万円で、前年度より4億8,485万円の減、予算現額に対する割合は97.0%、調定額に対する割合は97.8%となっております。

支出済額は 51 億 3,081 万円で、前年度より 4 億 1,429 万円の減、予算現額に対する割合は 96.9%、不用額は 8,519 万円となっております。

不納欠損額は分担金及び負担金で 98 万円、使用料及び手数料で 95 万円、合わせて 193 万円となっております、地方自治法及び都市計画法の規定によるものでやむを得ないものであります。

収入未済額は 1 億 1,587 万円で、前年度より 2,336 万円の増となりました。内訳は分担金 1,318 万円、負担金 186 万円、使用料 2,484 万円などであり、引き続き厳格な債権管理と収納確保に努めていただきたいと思います。

市債の本年度起債額は 16 億 7,590 万円、償還額は 22 億 361 万円、年度末残高は 309 億 3,641 万円となっております。また、公債費は 28 億 1,196 万円と前年度より 9,422 万円の増となり、歳出総額の 54.8%を占め、財政状況は依然として厳しい状況にあります。

平成 27 年度をもって面整備が終了し、市全体の下水道普及率は 98.6%で、前年度より 0.7 ポイント上昇いたしました。下水道普及率も年々向上し、生活環境も改善が図られておりますが、一方では水洗化率の向上、不明水対策、ディスポーザーの導入等、課題も多く、面整備終了後も管渠布設工事を初めとした諸施設の維持管理費等、事業費も増額が見込まれております。今後も水道事業と連携し、計画的かつ効率的に作業を進め経費削減を図っていただきたいと思います。

なお、特別会計の決算概況詳細については資料の 43 ページ以降に記載してありますので、ごらんをいただきたいと思います。以上で審査報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では 1 点だけ、済みませんがお願いします。不納欠損のところですけども、財産調査をしながら、もう無理だということについては、執行停止しながら 3 年で落としていくというその状況はわかりました。ことしの場合はそろそろいいあんばいになってきたのでということで、減ってきたと、そういう状況はわかったのですけれども、今まで 5 年間で 1 億 2,000 万円ぐらいは不納欠損で落としていますし、収入未済額が約 3 億円ありますよね。この現実というのはどう解釈したらいいのか。

やはり今まで法定外繰入とかでなるべく税負担を軽減して図っているのですけれども、なおかつやはり国保加入者については、本当にもう耐えられないぐらいに重い状況なのかと解釈していいのかというところが 1 点。もう 1 点ですけども、同じところで、2 年後といたしますか、2018 年に県に今度は国保会計は移行するわけですけども、収入未済額が約 3 億円あるということが、それはちょっとマイナス要因になってしまうのか。そういう関係もあって減らしているのかというちょっと勘繰りもあるので、そこら辺の状況がわかりましたら教えていただきたいと思います。1 点と言いましたけれども 2 点をお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 確かに不納欠損が一定程度落ち着いたというのは、平成 23 年度に大々の

な調査を行いまして、そのときに大量に執行停止をかけたわけでありまして、平成 26 年度の不納欠損額がかなり大きかったわけでありまして。平成 27 年度、調査は継続して行っているわけですが、それほど突出した数は出てこないということで、平均的には大体この金額がずっと続くのかなという気がいたします。

ただ、滞納額そのもの、収入未済額が 3 億円を超えているという状況、これは非常に重たいわけでありまして、これが減っていく傾向をもたせないといけないということでありまして。払えない状況がかなりあるのかということでありまして、確かに重圧感があることは認識をしております。ただ、その中でも大半がお支払いをいただいているわけでありまして、中で、過去にたまった部分を分納はしておりますけれども、なかなかそれが追いつかないという場面もございます。

収入の面では、ことしの課税を見ますと若干給与的な部分は上がってきているという面が見られますけれども、大きなものではないということで、なかなか所得の面で上昇が見られないということから、税率は据え置いておりますけれども、改善がはかばかしくは進まないという状況ではないかと思っております。

今後につきましても当然、生活実態、払える能力があるかないか、財産があるかないかをつぶさに調査をしながら、払える現実性において我々も最終的な判断をしていかざるを得ないというふうに感じているところであります。

収入未済額が 3 億円あるのが合併のときのマイナス要因になるかどうかということでありまして、今のところそれは全く考慮されておりません、我々のところが多いか少ないかというのは議論があるところですが、こんなものではない未済を抱えている市町村は県内でたくさんあるわけでありまして。我々のところは、これは合併のためということではなくて、平成 30 年度改正のためではなくて、実際に例えば滞納を、時効を中断しながらずっと抱えていって果たして最終的にどうするのだと。延滞金だけがごろごろたまっていくような滞納を抱えていくことが、本当に国保会計にとってプラスなのか。あるいは納税者にとって先の見えない状態に追い込んでしまうことになるのではないかと。こういうような反省から一定程度調査を進めて執行停止をかけるという措置に踏み切ったわけでありまして。その点、保険者合併についてはあまり影響はないというふうに考えています。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 点お願いいたします。前期高齢者の交付金が 15%も増えている。これは私を含めた団塊世代がこれからどんどん、そういうカウントの中にもう入っているわけですよ。そういう中で平成 30 年の機構大改革があるわけでありまして、私どもにしてみれば、やはり人間ドックあたりを重視して、やはり前期高齢者の健康を維持していった負担を少なくしていくというほうがいいと思っております。しかしながら、人間ドックの助成事業が 160 万円決算として減っているわけです。私はもっと政策的にこの辺は考えながら、平成 30 年合併後の負担割合なんかはどう影響する、しないは別にしても、やはり監査委員の意見にはしたがって、保険事業、ドック事業に力を入れるべきだと思っておりますが、それについてはい

かがでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご指摘のとおり、前期高齢者交付金がこのところ大幅に伸びてきておりまして、これは説明でも申し上げましたけれども、被保険者に占める前期高齢者の割合とあわせてやはり単価そのものも上がってきているということから、支払額、交付額が増えてきたものであります。平成30年度改正におきましては、前期高齢者交付金は市町村ごとの算定ではなくて、県一括の算定で社会保険診療報酬基金から支払われるということが決まっております。ただ、それだと今までいっぱいもらっていたところと、もらっていないところの差が出てしまいますので、年齢調整を行うと。年齢構成による調整を行うということで概略は聞いてはおります。かなり制度的には変わるわけですが、やはり前期高齢者交付金の負担部分というのをどう減らすかということが、国保の医療費総体を減らす一番のポイントであると。これは議員のおっしゃるとおり我々も認識をしているところであります。

人間ドックが減りましたことにつきましては、本当に我々も残念でありますけれども、1つ大きな原因としてありますのは、平成27年度に1万戸の地域で人間ドックをいっぱいやっておりました健友館ですね。これが大和病院が機能移転をするということで、やはり受け入れを制限せざるを得なかった。胃カメラができるお医者さんが、どうしても経常的に確保できなかったということがありまして、その点でやはり平成26年度よりも受け入れ数を制限せざるを得なかったということがあります。

また、城内診療所の検査技師さんがなくなったということで、受け入れができなくなったということから、ちょっと受け入れ態勢そのものに不備がございました。平成28年度の締め切りは終わっておりますけれども、平成28年度の受け入れにつきましては、健友館については前々年度並み、制限をする前の状態にまで戻していただいたという状況でありますので、今後とも人間ドック等の受診の拡大につきましては、引き続き努力をしてみたいと考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどの答弁の中で、重圧感があるという認識を示していただきましたが、私は滞納者の割合はどういった階層が多いのかというあたりを、つぶさに検討しているのかどうかを教えていただきたいと思えます。

そしてもう1つは滞納についてですけれども、滞納の整理の仕方です。何か月滞納があった。そしたら督促を出す。そして進むと財産調査とかという話になると思うのですが、文書だけで送っている経過のようでもありますけれども、やはりそういった手はずの中で差し押さえ更生決定が強制的に行われている部分というのはあるのかなという気が私はしているのですけれども、そういう点で決定に至る順路等はどういう形で考えられているか、ひとつお聞きしたいと思えます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず、第1点目、滞納者の階層別の分析をしているかどうかとうことであります。階層といいますと、所得階層と解釈してよろしいのでしょうか。我々としては世帯の状況については滞納徴収者あるいは相談者——税務課の職員でありますけれども——その交渉記録をつぶさに見ながら検討を進めているところであります。まず第1点の検討課題になりますのが、短期証を交付する段階ですね。短期の保険証を出す、出さないという段階。それからそれを過ぎてまだ滞納が続いている、大きくなっているという場合の資格者証をどうするかという検討。これは年に1回必ず行っているところであります。その中で該当の世帯についてどういう変化があったとか、どういう問題があるとかと、解決ができるのか、できないのかというような検討を行った上で審査をしているところであります。

滞納整理の仕方でありまして、文書が多いというのは、これは最初は当然そうなるわけでありまして。滞納が始まってすぐに法令の規定ですと、差し押さえをしなければならないということになっておりますけれども、まずは督促を出す。督促を出して入ってこない場合には催告を出す。催告を出してだめな場合には連絡をつける。電話でもって催告をすとかという手順を踏んでいきまして、いきなり差し押さえということは、まず我々のところでは考えられないところです。必ず本人に連絡をした上で、1年間ぐらいは様子を見ます。1年たってまだだめだと、改善されないと。納税相談にも来ないということになってしまうと、こちらのほうも手の打ちようがなくなるわけでありまして。

その上でそうなってしまうと、もう我々のほうも強制的に財産調査をして、あるものは押さえなければならないという手順になっていく。大まかでありまして、そういうふうに進んでいくものでありまして、ただ文書だけやって、その後、財産調査をして、本人が一度も会ったことがないのに差し押さえがかけられるというようなことは、私はないと考えております。

○議長 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 詳細のところは委員会でやっていただければいいのですけれども、私は7割、5割、2割の軽減以外の方々が多いのか。その軽減があっても、まだ——大変軽減のほうは重視されてきましたけれども、そういった傾向というのはどうなっているのかなというあたりがひとつ。そして、軽減の場合は、申告しなければならない軽減というのが2割の場合はあると思うのですけれども、要するに申請しなければならない部分というのはあると思うのですね。そうするとそれに該当するか、しないかというところが、理解している人は申請もすると思うのですけれども、なかなかそういう形がなくてそういった事態に陥るということもあるのかという気がしましたもので、そういったところをまた委員会等でもきちんと調査していただきたいと思っております。

それから更正決定に至るまでの要するに差し押さえですね。差し押さえの段階で、面接がない。今でも話がありましたけれども、本人が来ないからやるのだという形だと、非常に状況を把握していない部分があるのではないかと私は感じていますね。本人がやっとの思いで生きているところを、わずかばかりの貯金を差し押さえられたとかという例が先般、私も相

談に乗ってあるのですけれども。そういった形が、面談をした上で、状況を察知した中で、あるいは本院の承諾を得てこういった決定をしますという形にしないと、ただ取るのだと。剥ぎ取るのだというふうにとられたら、非常に民と公という対立が生まれてしまうと思うのですが、その辺はどういう考え方をされていますか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず後のほうの差し押さえの関係でありますけれども、それはケースバイケースでありまして、相談に来ないという状態、理由等も勘案した中で、それでもここに預金があるではないかと。これの話を一緒にしたいのだけれども、それも相談できないということであれば、我々としては、それは本人の承諾があろうがなかろうが、押さえざるを得ないという場面は生じます。これは税務上もうどうしようもない部分というのはありますので、本人から苦情が来る場合も多々あるわけですが、これを全部本人が承諾しない以上は差し押さえができないという体制には、ちょっと我々としてもできない。やるべきことはやらざるを得ないという場面、決定せざるを得ない場面もございます。この点をご承知おきをいただきたいところであります。

それから、軽減にかかっている人、かかっていない人の滞納の状態でありますけれども、これも先般、去年でしたか寺口議員からの質問がありまして、我々のほうでも調べてみました。今、手元にその資料がございませんし、ことしについてはまだその分析をしておりませんのですけれども、やはり7割、5割、2割の軽減がかかっている人でも滞納になっている方というのは相当数いらっしゃるわけです。所得がある、なしというよりは、やはり今の経済状況、所得があっても負債そのものが多ければ、支払いに回せる金額はないわけでありませう。課税額ではない、あるいは軽減額ではない、その方の置かれた経済状況、家庭環境によってやはり滞納が生まれてくるというふうに我々は考えざるを得ないのではないかと思います。

申告がないと、例えば7割軽減を受けるときに、所得がないということがわからないと、我々は判断ができないわけですね。高齢者の方で、私はもう所得は年金しかないから申告しなくていいのだと思っていらっしゃる方で、そうすると未申告の状態になってしまう。そうすると、軽減判定をこちらでかけようと思ってもシステム上かけられないということが起こります。そういう場合はこちらから連絡を申し上げます。申告してくださいということで、可能な限りの軽減対象に判定をした上で、それでもだめだという場合は、滞納整理に入ることになります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 電話をしてわかる人はそれでいいのですが、そうでないと面談をしないで、いくら電話をしても答えてくれない、来てくれない。そういう状況で決定をした場合は大変な事態が起きますので、そういった例が私自身もありますので、そういうのは委員会でしっかり調査していただきたいと思っています。会わないで承諾もなく貯金を差し押さえるというのはいかがなものかと、私は感じているところです。以上です。

○議 長 答弁はよろしいですね。

〔「いいです」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております。第 90 号議案は社会厚生委員会に付託いたします。

○議 長 なお、本日の会議時間は日程第 34、第 109 号議案までといたしますので、あらかじめ延長をさせていただきます。

○議 長 日程第 26、第 91 号議案 平成 27 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 91 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。この会計の主な歳入は、保険料 3 億 841 万円及び一般会計からの繰入金 1 億 5,197 万円であります。主な歳出は後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 4,680 万円であります。歳入総額 4 億 7,377 万円で、対前年度比 309 万円の減額、歳出総額は 4 億 6,580 万円で前年度比 309 万円の減額であります。実質収支では 797 万円の黒字決算となりました。

概要につきまして、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、平成 27 年度後期高齢者医療特別会計の決算について説明をさせていただきます。また、特別会計決算説明資料で説明をさせていただきます。先ほどの資料ですが、資料の 3 ページをお願いいたします。

歳入の 1 款保険料であります。保険料率につきましては、平成 20 年度の制度発足時から変わっておりません。一番右の欄、被保険者数は対前年度 0.1%、14 人の減少でありまして、9,637 人となっております。

収入済額は 3 億 841 万円で、前年度比 778 万円の減となっております。このうち 420 万円ほどは、低所得者の軽減対象者の範囲が拡大したことに伴う減少であろうと考えられますし、残りの 320 万円ほどが所得が下がったということであろうと思いますので、年金の所得が下がるということは、いわゆる年金の物価スライドに伴う減少——年金支払額の減少が原因ではないかと考えております。

不納欠損額は、1 万 6,000 円増の 2 万 5,000 円となっております。

収入未済額は 147 万円で、前年度比 15 万円の増となりました。現年度分の収入未済額は 15 万円の減ではありますが、平成 26 年度以前の滞納分についてなかなか収納が進んでおりません。生活困窮者といいますか、国保の時代からのやはり困窮されている方が段々後期高齢のほうに年齢が上がって増えてきているという感じを私は持っております。

3 款の繰入金でありますけれども、収入済額は 1 億 5,197 万円で、前年度比 450 万円の増

額となっております。一番右の欄、保険基盤安定繰入金、保険料軽減分が、先ほど保険料で説明しましたように、低所得者に対する保険料軽減範囲の拡大に伴いまして 418 万円増額しております。その下、一般会計繰入金 31 万円の増は、職員給与費の増に伴うものであります。

5 款諸収入、前年度比 22 万円の減でありますけれども、一番右の欄、過年度分の保険料還付金に対する広域連合からの補填金が 47 万円の減、広域連合派遣職員人件費の広域連合負担分が 23 万円の増となっております。

その他の款に係る額の主なものは、前年度繰越金が前年度より 40 万円多い、797 万円となっております。

歳入合計で、4 億 7,377 万円、対前年度 309 万円の減であります。

次の 4 ページをお願いいたします。歳出の 1 款総務費でありますけれども、支出済額 1,883 万円で、前年度比 55 万円の増額となっております。広域連合派遣職員 1 名分を含みます 3 名分の職員給与費 1,650 万円が主な内容となっております。一般管理費 233 万円のうち 208 万円が郵送費であります。これは前年度とほぼ同額であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金であります。支出済額 4 億 4,680 万円で、前年度比 317 万円の減となっております。これは、歳入 1 款の保険料収入及び歳入 3 款の保険基盤安定繰入金の合計額を広域連合に支払うものであります。歳入の説明で申しましたとおり、保険料分が 735 万円の減、保険基盤安定負担金分が 418 万円の増となっております。

3 款諸支出金でありますけれども、前年度分以前の過誤納保険料について還付を行ったものであります。前年度より 47 万円の減となっております。

歳出合計で 4 億 6,580 万円、対前年度 309 万円の減であります。

歳入歳出差引額については、対前年度 2,000 円増の 797 万円、全額平成 28 年度会計に繰り越すことといたしました。

以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております第 91 号議案は、社会厚生委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 27、第 92 号議案 平成 27 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 92 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。この会計、平成 27 年度は第 6 期介護保険事業計画の初年度に当たります。歳入では、保険料が第 1 号被保険者の増加及び保険料の見直しによりまして、前年度比 12.7%増の 11 億 9,686 万円となりました。国県支出金及び一般会計繰入金等は基準による収入であります。認定者数の増加によ

る保険給付費の増に伴い、前年度比で国庫支出金が2.2%、県支出金が3.1%、一般会計繰入金金が0.4%それぞれ増となりました。

歳出では、保険給付費の5割を占める居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費が利用者の増加によりまして、前年度比3%の増、保険給付費は前年度比1.6%増の57億3,659万円となりました。地域支援事業につきましては、任意事業費の家族介護支援事業費に計上してございました、在宅要介護者高齢者家族手当及び紙おむつ給付費を一般会計に移行したことによりまして、前年度比4.8%減の1億4,520万円となりました。

歳入総額は62億6,486万円で、前年度比1.4%、8,835万円の増、歳出総額は61億2,197万円で前年度比0.6%、3,797万円の増となりました。実質収支額は1億4,288万円でありませす。

概要につきまして、福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは平成27年度介護保険特別会計の決算の概要につきまして、特別会計決算説明資料でご説明申し上げます。資料の5ページをお開きいただきたいと思ひます。

初めに歳入です。各款の収入済額の欄をごらんください。なお、前年度との比較増減の主な内訳につきましては、一番右の欄をごらんいただきたいと思ひます。まず、1款保険料です。65歳以上の第1号被保険者が前年度より321人増え、第6期介護保険事業計画により、月額保険料が第5期の5,192円から5,813円に621円上がったことなどにより、前年度より1億3,455万円、12.7%増の11億9,686万円となりました。

なお、本年度から第1号被保険者の負担分が従来の21%から22%とされた一方で、5款支払基金交付金として交付される第2号被保険者の保険料負担分は、逆に29%から28%と1%下げられております。この収納率は98.9%で、前年度より0.1%上がっており、保険料改定の中で、前年度に引き続く上昇であり、収納への取り組みの成果によるものと考えられます。

介護保険法の規定により100人分、318万円ほどを不納欠損処分とし、現年度分及び滞納繰越分を合わせた収入未済額は、前年度より30万円増の979万円となりました。

下の段、4款国庫支出金は、国庫負担金と国庫補助金ですが、そのうち国庫負担金は、施設給付費の15%、施設以外の給付費20%のルールにより算定された額で、施設整備の進展による保険給付費の増加に伴い、前年度より3,240万円、3.1%増の10億7,656万円であり、国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金で、いずれもルールに基づき算定された額で、前年度より112万円、0.2%増の4億5,321万円となりました。

4款国庫支出金の合計では、前年度より3,352万円、2.2%増の15億2,977万円となりました。全体的な増加要因は、施設整備等による介護給付費の増加に伴う負担金の増によるものですが、前年度よりは上昇割合は鈍化しております。

その下の段、5款支払基金交付金は、第2号被保険者の負担分です。保険料のところで説明しましたように、従来は29%相当額でしたが本年度から28%が交付されるものです。給付

費の増加傾向の中にあつて、負担割合の減により前年度より2,523万円、1.5%減の16億3,683万円となりました。内訳としまして、介護給付費分は4,772万円の減となりましたが、地域支援事業分は、介護予防ケアマネジメント事業費が加わったことにより2,249万円の増となっております。

その下、6款の県支出金は、これも県負担金と県補助金ですが、そのうち県負担金は、ルールに基づく負担により、介護給付費のうち施設給付分として17.5%、施設以外の給付費分として12.5%の合計額として、前年度より2,540万円、3%増の8億6,308万円となりました。一方、県補助金は、地域支援事業費に対し事業の内容により、それぞれ12.5%及び19.5%のルールに基づき算定された額で、介護予防・日常生活支援事業開始による介護予防ケアマネジメント事業費の増により、前年度より121万円、5.1%増の2,529万円となりました。

以上、6款合計では、前年度比3.1%、2,661万円増の8億8,838万円となりました。こちらも、全体的な増加要因は、国庫支出金と同様に、施設整備等による介護給付費の増加に伴う負担金の増によるものです。

その下、8款繰入金は、一般会計と基金からの繰入金です。一般会計繰入金は、保険給付費及び地域支援事業費について、それぞれルールにより算出された額に、人件費及び事務費相当額を加えたもので、前年度より351万円、0.4%増の8億7,065万円であり、基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰り入れのみであり、第6期計画で期間中の繰入金を1億2,000万円に抑えることとしておりますが、保険料等の収入に対する介護給付ほか、収支の調整が図られたことから、前年度より3,212万円減の4,137万円の繰り入れで対応できました。

以上により、8款合計では、前年度より2,861万円、3%減の9億1,205万円となりました。

10款諸収入は延滞金と雑入ですが、雑入の地域支援事業実費徴収金の総体的な減額を主な要因といたしまして、前年度より96万円減の353万円となりました。

最下欄、その他の款に係るものの額の内訳は、2款の分担金及び負担金の認定審査会運営費等の湯沢町負担分477万円、3款使用料及び手数料の督促手数料の収入10万1,000円、7款財産収入の介護給付費準備基金の運用利子収入として2万1,000円、9款繰越金の前年度繰越金9,250万円です。

これらの総額では、前年度より5,153万円減となっておりますが、その要因は、前年度繰越金の5,076万円減によるものです。

以上、歳入合計は、62億6,486万円となり、前年度比1.4%、8,835万円の増額決算となりました。

次、はぐっていただきまして6ページ、歳出です。1款総務費ですが、総務管理費、徴収費、介護認定審査会費の合計となります。このうち、総務管理費は、介護保険課の一般職員10人分の人件費や事務費、介護認定審査会費は、一般職員2人及び臨時職員に係る人件費や事務費など運営に要する費用等の合計です。総務管理費の中の一般管理費が、前年度より711

万円、7.9%減となりましたが、人事異動等に伴います人件費の減によるものです。介護認定審査事務につきましても、認定審査件数は前年度を上回っておりますが、審査合議体の見直しによる審査会委員報酬の減、及び一般職員人件費の減によりまして596万円、11.5%ほど減額となっております。

以上の理由によりまして、1款総務費の合計は、前年度より1,205万円、8.4%減の1億3,155万円となりました。

その下、2款保険給付費は、介護保険事業のメインとなります。予防を含めた各種介護サービスに係る費用の総額です。主な内容といたしましては、1項の介護サービス等諸費、これは第5期における地域密着型施設等の整備により、「居宅介護サービス」「地域密着型サービス」「居宅介護サービス計画給付費」につきまして、利用者数、給付額ともに増加したことにより、1億352万円、2.0%増の51億5,713万円となりました。2項介護予防サービス等諸費は、平成25年度実績を上回ったものの、利用者数の減などにより、前年度より2,056万円、10.3%減の1億7,897万円となりました。3項その他諸費は、介護給付費診査に要する手数料が22.8%減となりまして、その次、4項高額介護サービス等費と5項高額医療合算介護サービス等費は、それぞれ利用件数の増により、給付額合計は589万円の増となりました。次、6項特定入所者介護サービス等費は、低所得者層の利用増により、前年度より300万円、1.0%増の2億9,027万円の決算となりました。

以上、2款保険給付費合計では、前年度比1.6%、9,279万円増の57億3,659万円となりました。

その下の段、3款地域支援事業費は、本年度に事業の組み替えがあり、介護予防生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費となりました。事業ごとの多少の増減がありますが、3款合計としては前年度より725万円、4.8%減の1億4,520万円の決算となりました。

その下、5款基金積立金は、介護給付費準備基金に、前年度より7,631万円少ない5,359万円を積み立てたものです。歳入で説明しましたように、4,137万円の取り崩しを行いましたので、基金の現在高は、2億3,160万円となっております。

その下、その他の款に係る額につきましては、4款の諸支出金及び6款予備費ですが、6款予備費は該当ありません。諸支出金は、過年度の介護事業の精査に伴う国県補助金、負担金等の返還金及び保険料の還付金で4,081万円の減となっております。

以上、歳出合計は61億2,197万円となり、前年度比0.6%、3,797万円の増額決算となりました。

歳入歳出差引額は1億4,288万円となり、前年度に比べ54.5%、5,037万円の減となりました。このうち翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額であります。

以上で概要説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっています第 92 号議案は、社会厚生委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 28、第 93 号議案 平成 27 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 93 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。城内診療所は、この年度から原則無床化及び前年度後半からの院外処方化による診療規模の縮小などによりまして、前年度に比べ大幅に決算額が減少しました。

歳入では、診療収入が前年度比 56.5%減の 8,902 万円、繰入金の前年度比 56%減の 5,685 万円となりました。歳出では、総務費が前年度比 51.2%減の 1 億 2,103 万円、医業費が前年度比 76.6%減の 1,694 万円であります。歳入総額は 1 億 6,301 万円、前年度比 55.7%、2 億 519 万円の減、歳出総額は 1 億 5,376 万円で、前年度比 56.4%、1 億 9,866 万円の減額であります。実質収支額は 925 万円となりました。

概要につきまして、福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 城内診療所特別会計決算の概要につきまして、同じ資料によってご説明申し上げます。資料の 7 ページをお開きください。

初めに歳入です。まず、1 款診療収入は、入院、外来診療及び介護保険利用のサービスによる収入、その他健診、ドック、予防接種等による収入ですが、前年度より 1 億 1,585 万円、56.5%減の 8,902 万円となりました。内訳は、入院収入が 3,244 万円の皆減、外来収入が 43.7%、5,814 万円の減、介護保険収入も 95.9%、1,659 万円の減となっております。これは、先ほど市長が申し上げましたように、原則無床化それから院外薬局、院外処方化に伴う投薬収入、及び外来患者数の 1,418 人減による外来収入の減などによるものです。

また、その他の診療収入では、人間ドックや健診等による諸検査と予防接種等の収入ですが、市の住民健診を受託しなくなったことによる 754 万円の減額を主な原因として 867 万円の減となりました。

なお、収入未済額の 19 万 4,000 円につきましては、5 名の方の入院及び外来診療費で、前年より 4 万 6,000 円の減となっております。

その下の段、2 款使用料及び手数料は、自動車使用料及び介護保険主治医意見書、健康診断書等の作成手数料です。在宅患者の減により、往診時の自動車使用料が減となりましたが、主治医意見書作成件数増などにより、前年度より 3 万 7,000 円増の 88 万円の決算となりました。

その下、3 款財産収入は皆減です。

その下、4款の繰入金は一般会計からの繰入金ですが、経営規模の縮小に伴い、前年度より7,234万円減の5,685万円でした。

最下欄、その他の款に係る額につきましては、5款繰越金及び6款の諸収入です。繰越金は前年度より1,595万円少ない5,685万円であり、諸収入は自販機手数料、医師アパート代負担金などの雑入によるもので、患者外給食費の皆減により11万3,000円の減となりました。

以上、歳入合計は1億6,301万円となりまして、前年度比55.7%の2億519万円の減額決算となりました。

めくっていただきまして、8ページ、歳出です。1款総務費ですが、医師を含めた正職員7人、非常勤医師及び臨時職員の人件費と、診療所運営に係る一般的経費です。原則無床化など診療体制の縮小により、正職員、臨時職員及び非常勤医師を削減したことから、職員給与費及び一般管理費が大幅に減額となりました。

また、施設管理に係る経費及び診療関係経費の減を合わせ、前年度より51.2%、1億2,712万円減の1億2,103万円となりました。

その下、2款医業費は、医療用機械の取得、借上げ、管理等に係る費用及び診療用の薬品や衛生材料に係る費用です。内視鏡検査の廃止等による医療機械器具費の764万円の減、院外処方化に伴います薬品費の大幅減を主な理由としまして、医療衛生材料費の84%、4,671万円の減、他医療機関からの医師派遣日数の減による、その他医業費123万円の減額により、前年度より5,558万円、76.6%減の1,694万円の決算です。

その下、3款諸支出金は、前年度繰越金を一般会計に1,578万円繰り出しを行ったもので、前年度より1,596万円の減となっております。

4款予備費は、支出はありませんでした。

以上、歳出合計は1億5,376万円となり、前年度比56.4%、1億9,866万円の減額決算となりました。

一番下の表のとおり、歳入歳出差引額は925万円となり、前年度決算より652万円の減額となりました。このうち翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額の925万円となります。

なお、この925万円は平成28年度の補正予算に計上し、一般会計に繰り出しを行います。

以上で概要説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお願いします。原則無床化、そしてまた外来患者も大分減りまして、今、説明がありましたように、住民健診も民間が行っているようであります。結果として、決算の数字は非常に大変厳しいところがあるわけですが、地域に必要な医療機関だという観点で、この決算を受けて、ここだけはやはりこういう状態だけれども、ここだけは守っていこう、ここだけはやっぺいこうというような検討が、私は病院についてはあつてしかるべきだと思うのですけれども、この決算を受けてそういうところの思いがありました

ら聞かせていただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 城内診療所は、その前身の城内病院から引き続く地域の入院施設を含む貢献といたしますか、それは大きいものがありますが、時代の流れによってなかなか病棟を維持するだけの医師それからスタッフを確保できないという状況の中で、今の無床化という方向性を選んだわけです。最終的にもう市民病院、それから基幹病院等の市の病院再編が行われた中で、高度な技術を要する医療というのはそちらでやっていただく。ただ、そこでもうたわれておりますけれども、医業分業といたしますか、すみ分けによってかかりつけ医を持つという必要性があるかと思っております。この中で今後求められるというのは、城内、五十沢、大巻も含めてですが、地域のかかりつけ医としての役割を果たしていくべきであろうと思っております。健診ができるところは健診できるところにお任せする。高度な医療は高度なそういった病院にお任せするということでの立ち位置を維持していければというふうに考えております。以上です。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 この決算を受けて、今も多分、非常勤医でやっていると思います。常勤の高橋院長がこの冬にやめたということで、こういう決算になっていきますけれども、今ほどの答弁を聞いていても、常勤医がいついつまでに見つからなかったら、閉院ということも考えられる部分ではないかと。そこから市民病院、基幹病院に行くに当たっても車では10分ぐらいで両方どちらにも行けますし、また、黒岩先生の病院にはもっと早く行けるわけで、そろそろそういうことも考えつつ、やるべき決算の内容ではないかなと思っておりますが、いかが思いでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 これは無床化のときにもそういう議論はありました。しかし、例えば指定管理あるいは民間委託これも含めて、この地域からこの医療機関をなくするという方向性を選択させていただいたわけでありまして。もちろん、民間への委託も考慮しながらやっていかなければならない部分はありますけれども、でき得ればやはり市民病院の体制がもう少し充実してくれば、市民病院からの医師の派遣ということも考えていかなければならないと思っておりますので、この医療機関を今ここで閉鎖するという考え方は全く持っておりません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております第93号議案は、社会厚生委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第29、第94号議案 平成27年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 第 94 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。下水道の面整備につきましては、昭和 58 年度の公共下水道事業着手以来、当初予定より 2 年遅れましたけれども、この年度をもって完了となりました。

歳入では、使用料及び手数料が事業進捗に伴う水洗化率の向上により、前年度比 4.4%増の 10 億 6,935 万円となりました。国庫支出金は、要求額に対して 72%の内示率で事業費が減額となったことから、前年度比 35.6%減の 5 億 2,442 万円であります。繰入金は、事業費の減に伴い 14.2%減の 16 億 6,650 万円となりました。

歳出では、施設管理費がほぼ前年並みの 6 億 8,284 万円であります。下水道事業費は繰り越し事業費の大きな減額と国庫補助対象事業の減額によりまして、28%減、13 億 7,688 万円であります。公債費は前年度比 3.5%増の 28 億 1,195 万円となりました。歳入総額は対前年度比 8.6%減の 51 億 3,676 万円、歳出総額は対前年度比 7.5%減の 51 億 3,081 万円となり、差し引きの収支 595 万円から翌年度繰越明許費一般財源を差し引いた実質収支額は 195 万円であります。

概要につきまして、企業部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長 企業部長。

○企業部長 それでは、決算の概要につきまして説明資料でご説明申し上げます。説明資料の 9 ページ、歳入をごらんいただきたいと思っております。1 款の分担金及び負担金であります。前年度比 29.8%増の 7,419 万円であります。前年度比 29.8%増の要因であります。六日町美佐島地内で 17 号バイパスの用地について用地が決定をしないということで、賦課を保留していたものを事業最終年度だということで、平成 27 年度に一括賦課をしたことによりまして、負担金で 2,922 万円の増となりました。

そしてまた、分担金では新規賦課件数の減によりまして、前年比 27.3%減、金額にして 1,219 万円の減額となっております。収納率であります。収納率は現年度分が 96.6%で、前年より 1.3%の増となっております。滞納繰越分につきましては 14.2%で、前年より 3.0 ポイントの減ということになりました。

また、不納欠損につきましては 97 万円で、件数が 17 件、人数にして 6 人ということになります。

2 款であります。使用料及び手数料、前年比 4.4%増の 10 億 6,935 万円あります。下水道事業の進捗に伴いまして水洗化率が向上しているということで、前年比 4.4%増となったものであります。収納率であります。現年度分で 99.0%、前年度より 0.1 ポイントの増、それから滞納繰越分につきましては 38.4%、前年より 2.9 ポイントの増ということになっております。

不納欠損であります。金額にして 94 万円、件数が 62 件、29 人分ということになっております。農集の使用料が減額となっておりますけれども、これにつきましては、農集地域につきましては水洗化率が非常にいいということ、それから新規の事業がない、水道の使用料

が非常に減っているというようなことから、農集の使用料については平成 26 年度決算よりも減額、そういうことになっております。

それから、3 款の国庫支出金であります。前年度比 35.6%減の 5 億 2,442 万円です。面整備完了に向けまして、社会資本整備総合交付金が 4 億 5,542 万円、そのほかに防災安全社会資本整備交付金 5,900 万円、それから浄化槽の補助金であります循環型社会形成推進交付金が 1,000 万円というような内容になっております。この中で特に防災安全社会資本整備交付金につきましては、私どもの要求よりも実際の内示が半分程度であったということから、前年度比 35.6%の大きな減となったものであります。

4 款であります。県支出金 644 万円の決算であります。前年比 12.3%の減となりました。農集整備事業費の県単償還補助であります。平成 27 年度は 3 処理区が該当になっておりまして、644 万円の収入ということになっております。

5 款の繰入金であります。前年度比 14.2%減の 16 億 6,650 万円の収入済であります。減額の要因であります。事業費の減によるものでございます。それから、公共下水道建設基金繰入分につきましては、利子を含めた全額を今回、平成 27 年度に繰り入れておりまして、面整備が終了したということで、この下水道建設基金の条例につきましては 3 月末で廃止をしたということになっております。

8 款市債であります。前年度比 1.5%の微減ということで、決算額は 16 億 7,590 万円ということになっておりますが、この中には資本費平準化債の借換分 1 億 4,160 万円を含んでいるということから、実質ではマイナス 9.9%、1 億 6,780 万円の減ということになっております。特環の減であります。面整備終了ということで、事業費の減によるものでございます。

その他の款であります。前年度比 61%増の 1 億 1,995 万円の収入済であります。前年度繰越金及び消費税の還付 1,800 万円ほどございました。そういったことがありまして、前年度比 61%の増額となったものでございます。

めくっていただきまして、10 ページをお開きいただきたいと思っております。歳出であります。1 款の総務費であります。前年度比 9.9%増の 2 億 5,912 万円となりました。執行内容はほぼ平成 26 年と同じような内容となっておりますけれども、9.9%増えた要因であります。下水道一般管理費で人件費及び繰出金、並びに浄化槽一般管理費で繰出金の増によるものでございます。

2 款施設管理費であります。前年度比 0.5%増の 6 億 8,284 万円の決算であります。これも 1 款と同様であります。執行内容はほぼ例年と同様でありまして、前年度比 0.5%の微増の決算ということになります。

下水道施設管理費であります。マンホールポンプ等の管理費や流域下水道負担金などが増となっております。また、農集施設管理費であります。流域下水道負担金の減、修繕費の減などによりまして、前年度比 7.8%、1,339 万円の減額となったものでございます。そして浄化槽施設管理費については、ほぼ前年並みということになっております。

3 款の下水道事業費であります。前年度比 28.0%減の 13 億 7,688 万円の決算となっております。この要因であります。公共下水道事業費で 1 億 3,596 万円の増となっておりますけれども、特環の繰越明許費が 6 億 3,243 万円の大きな減となったことによるものでございます。農集につきましては事業がございませんでした。浄化槽事業費では整備基数が前年の 13 基から 17 基に増えたということもございまして、20 人槽以上の大きな浄化槽の設置が増えたということによりまして、事業費も増えているということでございます。水洗化の接続補助の実績でございまして、243 件、3,975 万円となっております。

4 款の公債費であります。前年度比 3.5%増の 28 億 1,195 万円の決算であります。資本費平準化債借換分 1 億 4,160 万円を除く実質では、ほぼ前年並みの決算となっております。利子では前年度比 6.2%減ということになっております。償還のピークであります。元金が平成 29 年度、利子は平成 28 年度となりまして、償還額合計では平成 29 年度をピークに、以降、償還年数延長や残高の減少などにより年々少なくなっていくという方向の見込みであります。

5 款の予備費であります。不用額が 454 万円ということで、予備費充用は 1 件でありました。

説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 下水道会計について、当初予算でもまず公共施設老朽化対策に取り組むということであったわけでありまして、その結果はどうであったのかということです。

この会計で一番大きな問題と考えられるのは、まず不明水対策でありますね。不明水対策のほうは結果的にどうであったのか。

もう 1 つは水洗化率向上でありますね。水洗化率向上のために接続補助金というものを継続してやっておるわけでありまして、接続補助金というのは本当に水洗化率向上に貢献したのかどうかというところまで多分総括なさったかと思っておりますけれども、この 3 点について伺います。

○議 長 企業部長。

○企業部長 まず、最初の質問でございまして、老朽化の対策ということであります。老朽化をしている施設、特に処理場、平成 28 年度から大和クリーンセンターの老朽化対策ということで改修事業に入っております。それが終わりますと、ほかの処理場の改修ということが予定をされておりますし、その次の質問の不明水ともダブるのですが、不明水と管渠の老朽化につきましては、国の補助をもらって事業をやっているということで、今年度、平成 28 年度からストックマネジメント計画というのをつくらないと国の補助が受けられないということでありますので、平成 28 年度にもう既に発注をしておりますが、ストックマネジメント計画というものの策定をします。実際の事業が平成 29 年からになるのか、平成 30 年になるのかというのは、今の時点ではちょっとはつきりしませんけれども、それを受けて

実施をしていきたいと考えております。

不明水については今ほど申し上げたとおりでございます。国の補助を受けて不明水の一番大きな原因でありますマンホール周り、そういったものの修繕をしていきたいと思っております。

それから、水洗化率の向上に補助金が本当に役立ったかというお話であります。これは平成 24 年から実際に水洗化の補助を始めたわけですが、非常に接続の件数は増えております。実際に増えておりますので、補助金を使ってそういったことをやると。それと制度融資の無利子ということもやりましたので、そういったことの 2 つの面から非常に接続件数が伸びたということで、水洗化率も大きくアップしていると。平成 27 年度末の実績で多分 88% ぐらいの水洗化率になっておりますので、水洗化の補助をやる前については 80% そこそこだったということでもありますので、3 年間、4 年間のこういう接続の補助によりまして、8% ほど率が伸びたというような実績になっております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっています第 94 号議案は、産業建設委員会に付託をいたします。

○議 長 ここで休憩といたします。開会時刻は 5 時 45 分といたします。

〔午後 5 時 30 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 5 時 45 分〕

○議 長 日程第 30、第 95 号議案 平成 27 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 95 号議案この水道事業会計決算認定の前の、利益の処分そして決算認定についてという項目でございますので、その提案理由を申し上げます。

初めに利益の処分についてであります。平成 26 年度の会計制度改革でみなし償却制度が廃止された影響で、昨年度決算で計上いたしました利益剰余金の変動額 1 億 484 万円につきまして資本金に組み入れるため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に平成 27 年度決算についてであります。収益的収支についてですけれども、昨年 8 月から上下水道料金徴収等の業務を民間委託することにより、市民サービスの向上と経営のスリム化を図っております。

給水収益は人口減あるいは節水機器の普及等によりまして、前年度比 2.3%、3,692 万円の減、他会計補助金も前年度比 1,481 万円の減となりまして、収入合計は前年度比 3.3% 減の 20 億 9,776 万円となりました。

支出では平成 26 年度会計制度改革の影響がほぼなくなったことや、人件費の減、維持管理

経費等の節減によりまして4.9%減の19億6,226万円となり、差し引き1億3,550万円の純利益となったところであります。

資本的収支についてでありますけれども、支出の建設改良では事業計画の見直しによりまして、水尾水源事業を保留したほか、下水道あるいは道路改良など他事業の減や、旧簡易水道地区の補助事業の皆減等によりまして、前年度比43.6%減の2億9,109万円となり、大きな減額となったところであります。

企業債償還金では償還のピークを迎え、12億9,273万円の元金償還となりました。収入では建設改良費の減によりまして、企業債で前年度比25.6%減の5億5,140万円となりまして大きな減額であります。

資本的収支におきます収入不足額8億6,998万円は、過年度損益勘定留保資金等で補填し、決算を調整いたしました。

概要につきましては、水道事業管理者に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、冒頭申し上げました利益の処分について若干ご説明申し上げます。これは会計制度改革の影響で全国全ての企業体で発生しているものであります。この部分は既に工事費などで執行済みであり、現金はない。その裏づけは全くありませんで、かつ資本造成に資していることから資本金に組み替えるものであります。全国全ての水道事業で同様な処分を行うため、決算の認定とあわせ議会の議決が必要なことから、今回提案したものでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは95号議案について説明申し上げます。初めに事業の総括について報告を申し上げます。

決算書の17ページ、18ページをお開きください。平成27年度は、先ほど市長も申し上げましたように、上下水道料金センターの開設に向けまして、半年間の引き継ぎを経て8月に上下水道料金センターの業務を始めております。市民サービスの向上と経営の効率化を目指し7月末で1年が経過をしておりますが、今のところ順調に推移をし、収納実績も上がっているというような実績になっております。

費用の削減効果ということでもありますけれども、平成27年度につきましては1年目ということで、初期費用も必要であったということから、費用の削減効果としてはほぼ前年と同じということで、あまり削減効果は発揮をしておりませんが、収納実績では未収金が前年度と比較をしまして1,200万円ほど減っているということで、収納実績が上がっているというようなことになっております。

昨年からの継続でアセットマネジメントの精査を行うとともに、経営戦略策定の準備としまして事業計画の見直し、そして財政計画等についても並行して検討を進めているところでございます。

次に給水状況について申し上げます。給水人口であります5万7,290人、給水件数2万

3,806 件、給水人口は前年より 626 人の減、給水件数は反対に 316 件の増ということになっております。

年間の配水量は 808 万 5,000 立法メートル、有収水量は 630 万 7,000 立法メートルとなり、前年比で配水量が 2.7%、有収水量で 2.5%のいずれも減となっているところであります。この減の要因であります、人口減はもちろんでありますけれども、人口減とあわせて節水機器等の普及による影響が大きいものだというふうに思っております。

次に経営状況について申し上げます。収益的収支につきましては、収入合計 20 億 9,777 万円で前年比 3.3%の減というふうになりました。この要因であります、料金収入及び一般会計補助金の減によるものでございます。支出合計であります、19 億 6,227 万円で前年比 4.9%の減ということになっておりますが、この要因は原水・浄水関係で脱水汚泥処分費及び修繕料などの減、配水・給水費関係で人件費、除雪委託等の減額によるものでございます。

結果、収益的収支では 1 億 3,550 万円の純利益を計上することができたということであります。

次に資本的収支について申し上げます。収入合計であります、7 億 3,798 万円で前年比 23.1%の大きな減となっております。この要因であります、事業費の減によりまして企業債で 1 億 8,950 万円の減、それから旧簡水の補助金で 4,473 万円の皆減などによるものでございます。

支出では 15 億 8,711 万円で前年比 11.9%の減となっております。この要因であります、新設改良費の減によるものでございます。また、企業債の元金償還金は本年がピークとなったことから前年比 0.6%の増となりましたが、次年度以降は緩やかな減少傾向となっていくものであります。

結果、資本的収支差引不足額は消費税込 8 億 6,998 万円となりましたが、消費税及び地方消費税の資本的収支調整額 2,079 万円、及び過年度損益勘定留保資金 8 億 4,919 万円で補填をしております。

次に工事状況について申し上げます。建設改良費であります、実績決算額が 2 億 9,106 万円ということで、前年比 43.6%の大きな減となっております。これは先ほども市長が申し上げましたが、本年末までに経営戦略策定をするということのために、事業計画を見直したことから、水尾水源の事業を保留したということ等によるものでございます。

また、配水管布設延長は 4,390 メートルということで、管路の更新率は 0.4%ということで、新潟県の平均を下回りましたが、この下回った原因は下水道あるいは道路改良等のほかの事業との関連事業が減ったということによるものでございます。

石綿セメント管につきましても更新事業等によりまして、延長は前年度 9,277 メートルから 4,711 メートルと大きく減っております。

最後に利益の処分について申し上げます。決算書の 7 ページの下の表でございます。剰余金処分計算書（案）をごらんいただきたいと思っております。

平成 26 年度の会計制度改正におきまして「みなし償却制度」が廃止をされたということで

ございますが、この影響で平成 26 年度決算におきまして、利益剰余金変動額として 1 億 484 万円を計上しておりますけれども、これも先ほど市長が説明しましたが、既に執行済みの経費でありまして、新しく剰余金が発生したものではありません。なおかつ現金の裏づけのないものということでございます。既に執行済で資本造成に資しているということから、この 1 億 484 万円全額を資本金に組み入れるため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で利益の処分及び平成 27 年度決算についての説明を終わります。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 それでは、平成 27 年度南魚沼市公営企業会計決算審査の報告を行います。審査の対象につきましては、平成 27 年度南魚沼市水道事業会計決算でございます。審査の期間ですが、平成 28 年 6 月 10 日から平成 28 年 8 月 22 日まででございます。審査の方法につきましては、審査は各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びに各企業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、その経営の内容を分析いたしました。

審査に当たっては、決算書類と会計諸帳簿、証書類との試査、照合及び関係職員からの説明を聴取して審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された水道事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数は水道事業会計の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

それでは、2 ページ目をごらんください。審査意見 1、水道事業会計でございます。業務関係では 8 月から上下水道料金センターを開設し、上下水道料金の徴収を民間委託したところであります。メリットとして窓口業務の時間延長や日曜日の営業による市民サービスの向上、及び民間事業者のノウハウによる収納率の向上、職員の削減による経費の削減が図られたことがあげられます。職員の削減については、期の 8 月の途中でしたので、来年以降に平成 28 年度以降に効果があらわれるものと思います。また、緊急水源の整備につきましては、畔地浄水場内に深井戸の水源を確保し、災害時においても安定した給水が確保できるように努めたことです。

また、昨年実施したアセットマネジメントにより、将来の更新事業費の財源確保が困難であることが資産面から実証された結果を踏まえ、今後は長寿命化を図り浄水場施設の耐用年数経過による定期的な更新は行わず、最小限の経費で延命化を図りつつ、将来的には浄水場の廃止・地域別配水方式への検討をしているとこのことでございます。

工事関係では、管路工事として石綿セメント管や塩化ビニール管等の老朽管布設がえ工事に取り組み、道路改良工事や下水道工事との合併施工により、効率的な配水管布設工事を進めました。また、新潟県が施行する 1 級河川十二沢川床上浸水対策特別緊急事業に伴い、排水管移設工事を実施いたしました。

施設工事については、畔地浄水場内非常用緊急水源の電気設備及び滅菌設備工事、石打地区の減圧弁更新工事を実施いたしました。

利用概況につきましては、平成 28 年 3 月末現在の給水人口は 5 万 7,290 人で、前年度より 626 人の減、給水件数は 2 万 3,806 件で、前年度より 316 件の増となっております。

水道普及率については、97.8%と前年度と同数値でございます。年間有収水量は 630 万 7,657 立方メートルで、前年度比 97.5%となっており、有収率は 78.0%で前年度より 0.1 ポイント増加しました。給水人口の減少と節水機器の普及により、今後も有収水量の減少は続くものと思われま。

(2) 経営状況でございますが、収益的収支の部では収入 20 億 9,777 万円に対し、支出 19 億 6,227 万円で、1 億 3,550 万円の純利益となりました。収入のうち一般会計からの補助金——高料金対策、水源開発等の繰入金ほかですが——で、2 億 2,056 万円で、前年度比 1,482 万円の減であり、今後も高料金対策分の減少や水源開発、広域化等の大規模投資事業分の企業債の償還が進んできたことにより、繰入金総額は減少傾向が続くものと思われま。

高料金の最大の要因である事業債の元利償還金は、元金 12 億 9,274 万円、利息 2 億 9,713 万円、合計 15 億 8,987 万円で、本業の主な収益である給水収益が 15 億 3,640 万円であることから、給水収益を 5,347 万円上回っており、事業経営は依然厳しい状況が続いております。

したがって資金は一般会計からの繰入金及び企業債残高が減少することを前提に、当年度も資本費平準化債による借り入れを行い、資金繰りの円滑化を図っているものです。なお、借入総額については平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間で、総額 23 億 8,900 万円を見込んでおります。

収益に関する比率をみますと、総費用に対する総収益の割合で、経営活動の成果をあらわす総収支比率は 106.9%、営業収支比率は 93.8%と総収支比率では 1.7 ポイント増加したものの、営業収支比率は前年度と比べて 0.3 ポイント低下いたしました。この要因は給水収益の減少、一般会計補助金等の減少によるものであります。

次に資金繰りに関する比率をみますと、短期債務の支払い能力や資産の流動性をみる流動比率は 152.9%、当座資金と流動負債を対比する当座比率は 129.6%、当座資金の調達運用が円滑であるかを示す現金預金比率は 120.5%となっており、資金繰りについては資本費平準化債活用等により円滑化が図られております。

自己資本構成比率については、61.0%と前年度比 1.5 ポイントの増であります。健全な水道事業の運営については一般会計からの繰入金が必要となっております。

(3) 結びといたしまして、当市の水道事業の基本的な問題は、当初建設時の過大設備が原因であり、それに伴う企業債償還が高料金の最大の要因となっております。給水人口の減少と節水機器の普及により有収水量の減少が進む中で、将来の水道事業の方向性については、緊急水源等を常用水源として活用を図り、浄水場の廃止も含め検討がなされておりますが、廃止をするには市内全域を賄える水源確保が前提となるため、そこまでに至るまでの事業計画、財政計画等、市民には廃止によるメリット・デメリット等の十分な説明が必要であると

考えます。今後も経費削減はもとより、一般会計の繰入金及び資本費平準化債等の資金を適正に活用し、資金繰りの安定化を図り、健全な経営の継続を望むものであります。

なお、詳細については6ページから38ページまで参照願います。以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 平成27年度の当初予算で非常に大きな部分が、資産台帳に基づくアセットマネジメントの検証とPFI的手法の検証だったわけですがけれども、ただいまの監査委員の意見にもありました、浄水場の廃止、地域別配水というのを平成27年度はこれらの検討の結果、進めたらどうかという部分であったわけでありましてけれども、そういう結論に至った部分について、やっぱり地域別配水というのは相当のまた設備投資が必要であると思うわけがあります。そこら辺が本当にきちんと検討なされたのかどうか、そういうところをまずお伺いをしたい。

もう1つは経営的にみれば料金徴収業務を民間に委託を行って、要は滞納整理でありますよね。これを見ても現年分の未収金が3,800万円と、繰り越し分が6,400万円と、これを2つあわせて1億円を超える滞納がまだまだある。そういう中でも民間委託をすることによって効果があったというような総括をなさっているのかお聞きをしたい。

もう1つは漏水対策であります。このことについて、いつも、いつも聞いているわけでありましてけれども、これが果たして十分な対策が取れたのかどうか。以上、3点をお伺いします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 浄水場の廃止に関連しまして、事業費の精査ができていいのかというお話でありますけれども、私どもが今、財政計画をつくっておりますけれども、その中の見込みでいきますと、今の浄水場をそのまま維持していくといったときの、今の浄水場の施設関係の更新費用が大体60億円以上になるだろうというふうに見込んでおります。

一方、浄水場のほうの施設更新を行わないで、それぞれの地域で深井戸なり、あるいは旧町の水源なりを利用していくということの事業費が、大体20億円程度というふうな今のところ見込んで、財政計画を今、つくっているところであります。そういったことを考え合わせますと、もう数字だけで20億円と60億円ですので、相当の差があるというようなこと。それから、災害対応、災害なんかの非常時のときに、23年災ではありませんけれども、市内の3分の1が断水をしてしまうというようなりスク、そういったものを分散していくにはやはり地域別配水方式というものの検討も大いに必要だろうというような方向づけで今、検討を進めているところであります。

それから、上下水道の料金センター、負債の整理等も進めているがということですが、効果はどうかということでありましてけれども、これはまだ1年目ではっきりとした事業効果、委託効果というのが示されておりませんが、先ほども申し上げましたが未収金が1,200万円ほど前年度と比較をして減っているというようなことが、1つの大きな成果だろうとい

うふうに思っています。もう1つは金額的に今すぐ実績が出なくても、料金センターのほうで未納者に対してきちんと納付誓約を1件ずつみんなもらっております。全て今いただいておりますので、その納付誓約に基づいて、臨戸徴収そういったものも含めて徴収をお願いしているということでもありますので、これにつきましてははすぐに事業効果が出てくるものではないというふうに思いますけれども、1年、2年、3年、4年とするにしがいまして、納付誓約書に基づいての納付ということがきちんと進められてくるものだろうというふうに思っております。

それから、漏水対策であります。これにつきましては残念ながらしっかりとした事業成果が出ているというようなところまでにはまだ至っておりません。本年も職員による直営の漏水調査だとか、あるいは業者委託による調査をしておりますけれども、なかなか水道管の延長自体がもう670キロというような非常に長い延長がありますので。それともう1つは漏水については、もう市内あちこちでとにかく漏水の状況があるというようなことですので、正直言って市内のどこから始めれば一番事業効果があるのかというところが、まだ私どものほうでしっかりとつかめてはいないというようなところがございます。これにつきましてはもう少し時間をかけてゆっくり、業者のほうに委託をしまして、しっかりとした漏水対策をしなければいけないということです。今のところまだ十分な成果が上がっているということには至っていないというふうに、私は考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 財政が大変というところだけを強調してもらっているのですが、それでも黒字だというおかしな話ですが。それで、私がいつも言うのが、料金が高いところをきちんと認識をしているかどうかということが問題なんです。それをどう据えるか、据えて計画をするかというところだと思うのです。その辺をどう考えていらっしゃるのか、私は明らかにし、そして財政計画をきちっと立てることが大事ではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 財政だけを見据えているというふうなお話ですが、私どものほうでは平成25年から資本費平準化債を借りておりまして、今年度、平成27年度の決算だけを申し上げれば、水道事業の経営状況はよくなっている。留保資金もとにかく増えているというふうな状況になっておりますので、水道事業の経営というのは現時点では非常にいい状況だというふうには思っております。けれども、先ほど来申し上げておりますように、将来の浄水場の設備関係の更新費用だとか、そういったのを見据えていくと今の状況だけではちょっと済まない。非常に多額の費用が必要になってくるということで、それらを見据えて一番いい効率的な事業の運営方法がどういうことなのかということ、模索をしているというところであります。

それから、料金についてということですが、もちろん、料金についてはもう新潟県で一番

の高料金になりますのでそれは十分承知をしておりますし、我々のほうもどうすれば料金を下げられるのかと。あるいは福祉減免をもう少し広げていくというようなことができるのかということは、もう毎回のようにこれは内部で検討はしております。けれども、今の状況でいえば、なかなか水道事業だけの状況で水道料金を下げるといふようなところまでには至っておりません。

したがいまして、水道料金を下げるといふことになれば、ある程度やっぱり一般会計からのルール外の繰り入れ、こういったものを財源にして料金を下げざるを——下げるといふことしか今の時点では方法はないのかというふうに認識をしております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、管理者がこういった苦しい答弁をしているわけでありましたが、市長はいつも下げられるようになれば幾らでも下げるといふような話をした経過があります。でも、このままでいくと、どうしてもそれができないということであって、今、一般会計繰入という形が、そして返済をしていくという形をとらなければということだと私はとったのです。そうした計画をきちっと立てないと、私は若干、調べさせていただいたんですけども、近隣市町の倍を負担していくということは、早急に解消をしていかなければならないというふうに私は思うんです。その決断が市長ができないはずはないと私は思っているんですけどもいかがでしょうか。そこに手をつけなければ、今後さらに踏襲をしていくことになれば、私は下げることはまあまあ不可能だろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 大綱質疑でありますので、押し問答にならないようお願いをいたします。市長。

○市 長 今、管理者が申し上げたとおりでありまして、我々も最終的などうか一番、最大の願望目標は、料金を下げるといふことでもあります。現状を申し上げますと、この年度、1億数千万円の純利益、平成28年度も今のままでいきますと確かその程度のお金が出てくるわけでありまして。そして、それらを勘案いたしますと、水道事業会計だけの力で料金の値下げは可能であります、今は。しかし、それが10年先あるいは5年先まで続くか否かというのがちょっと見通せない。状況は厳しいわけでありまして。ですから、1年、2年、3年の料金の値下げは可能であります、将来的にわたってその下げた料金でいけるか。それから消費税もまた来年、再来年ですか2%アップになる。これらを考えますと、つけ焼き刃的に3年、5年、値下げをしました、またその後は大幅アップですといふことは、これは避けなければならないわけでありまして。さっき企業管理者が触れましたように、それを恒常的に料金を下げていけるということになりますと、一般会計からの基準外の繰り入れ、繰り出しが1億数千万円を超えるという試算が出ております。これをどう判断するかということでありまして、このことについては私が今、判断をする立場にはないわけでありましてけれども、料金を下げたいという思いについては人一倍でありますから、それらについてまた議会の皆さん、そして新しい首長のもとで大いに議論をしていただくものだと思っております。

一般会計のほうも基準外の繰り入れを毎年1億数千万円、5,000万円前後だと思ったんですけれども、これを繰り出していくということについては非常に厳しいものがありますので、その辺をどう捉えるか、どう判断するかということにかかってくるわけでありまして、3年、5年の料金の値下げはいつでもできると。今ですね、そういう状況であります、それをやると水道会計がある意味、立ち行かなくなる部分がきちんと見えておりますので、それらの調整を行うということです。

先般、水道事業の運営委員会にもそういう数値の説明を申し上げて、今後についてまたご検討いただきたいということをお願いしてきたところでありますので、料金を下げることについての大きな目標はずっと持ち続けていますが、今、きちんと判断するには至っていないということをご理解いただきたいと思います。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 平成27年度の決算審議でありますから多くは申しませんが、企業会計の中でという中で、売り上げがそっくり借金利息の返済で消えてしまうと。固定長期適合率、本当にこれは高過ぎるわけでありまして、それが私はこれ企業管理のほうでどれだけ認識をしているかですよね。また新しい水源を求める。その水源が地下水とすれば、その是非も問われるわけでありましょうし、新たな投資、これが県が今、広域という指導を出してきた。また、あちこちで見られるような民間の知恵、DBOであれPFIであれなんでもありますが、そういう新しいというか企業の発想として、私は戦略のまた大きな見直しが必要だと思っています。そういうことが今回の決算の、盛り込まれていないというような報告を受けると、少し心配があるのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今、議員がおっしゃいました広域化あるいは民間委託、PPPやPFIですね、こういう手法も水道の財政計画等の中で全て検討を今、しているところであります。検討はしておりますが、広域化につきましては、私どもがいくら望んでも、相手方がそれはいらぬということになれば、これは全くだめですけれども、全部、検討を進めておりまして、先ほど岡村議員の答弁と同じようではありますが、それらも全てきちんと検討をした上で、それではどうなるのかとこのことをなるべく早く結論を出さなければならないということがあります。

平成28年度につきましては、補正の中でも出てまいりますけれども、高料金対策の基準が相当低下しましたので、新たに1億数千万円、水道事業会計のほうに繰り入れることができるわけですが、そういうことも含めて。ただ、この高料金の基準の部分というのが、いっとう変わるかわからないというのが、非常に我々も——これがもう継続的にずっとこうだよということがきちんとお約束していただければ、これはまた相当ある意味では財源となるわけでありまして、それらについても総務省ともそれぞれ連絡を取りながら検討を進めているところであります。ありとあらゆる方法は全て考えていくということをご理解いただきたいと思います。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 押し問答にならないようにしますが、あまり早急に結論を急がずに、あらゆる戦略を——あらゆる方面から情報を得たり、考えをまとめたりしながら、戦略を練ってほしい。急ぎ過ぎると後が非常にまた厄介になってきますから。前に踏んだ轍を踏まないように、じっくりと多方面から検討してください。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 95 号議案は、産業建設委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 31、第 96 号議案 平成 27 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 96 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。初めに概況であります。平成 27 年度は日本でも初めてといわれる極めて複雑な魚沼地域医療再編の仕上げの年でありました。

ゆきぐに大和病院の縮小と市民病院の立ち上げのため、入院・外来制限をはじめ、あらゆる部門で通常の診療体制を大幅に制限せざるを得ない状況でありました。また、ゆきぐに大和病院は 11 月から高齢者医療、在宅医療、終末期医療を中心とした 40 床の病院として新たなスタートを切ることになったところであります。

以上のことから、ゆきぐに大和病院の外来患者数は前年度比 40.9%減の 7 万 6,865 人、入院患者数は 35.4%減の 3 万 5,401 人となりました。市民病院は年度途中の開院となったため、外来患者数は 4 万 4,557 人、入院患者数は 1 万 6,180 人でありました。

決算の状況についてであります。病院事業会計の収益的収支のうち大和病院事業分は、収入において規模縮小及び診療制限によります医業収益の減と、魚沼基幹病院への土地売却による特別利益を計上した結果、前年度比 22.4%減の税抜き 28 億 4,350 万円であります。支出におきましては、再編に伴う給与費、建物除却費及び修繕費等の経費の増などによりまして、28.4%減の 30 億 2,231 万円となり、単年度の純損失は 1 億 7,880 万円であります。

市民病院事業分の収支につきましては、開院当初の入院・外来の診療制限に加え、当初、診療報酬の一部の加算が取れなかったことや、控除対象外消費税 3 億 7,480 万円の計上等によりまして、総収益が 15 億 7,213 万円、総費用が 18 億 6,707 万円となりまして、純損失が 2 億 9,494 万円となったところであります。

以上によりまして、病院事業会計全体では単年度 4 億 7,374 万円の純損失を計上しました。これに前年度の繰越欠損金を加え、累積の繰越欠損金は 22 億 5,097 万円となったところであります。

次に資本的収支であります。大和病院事業分につきましては税込み収入が 1 億 8,392 万

円、支出は1億9,462万円となり、1,070万円の不足が生じました。市民病院事業分につきましては、税込みで収入が52億4,297万円、支出は53億3,047万円となりまして、8,749万円の不足が生じました。両事業分を合わせた不足額9,818万円につきましては、当年度分の損益勘定留保資金等で補填をしたところであります。

概要につきまして、市民病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、平成27年度南魚沼市病院事業決算概要につきましてご説明申し上げます。

1ページ、2ページをごらんいただきたいと思います。収益的収入及び支出で、税込み額となっています。概要につきましては、市長の説明にもありましたように、平成27年度は、魚沼地域の医療再編の仕上げの年となり、6月の魚沼基幹病院開院にあわせ南魚沼市立六日町病院、魚沼市立小出病院が開院し、県立六日町病院・県立小出病院が閉院いたしました。市立六日町病院開院のために、ゆきぐに大和病院では人工透析機能と一部外来機能を市立六日町病院に移転し、小児科、耳鼻咽喉科の診療を5月末日で終了といたしました。

また、11月の市民病院の開院に向け、療養病棟廃止の準備を7月から始め、9月末には基本的に閉鎖といたしました。一般病棟におきましても、9月から徐々に入院患者を制限し、新病院への患者移送は20人での実施となりました。

移行期間中につきましては、入院制限、外来制限に加え、手術の中止、化学療法中止、MRIをはじめとした放射線機器の移設に伴う撮影の中止等、あらゆる部門において、通常の診療体制を大幅に制限せざるを得ない状況となりました。これらの対応は、多くの方にご不便をおかけすることとなりましたが、患者さんの安全と安心を最優先とした移行の実現のために必要不可欠な措置であったことをご理解いただきたいと思います。

また、11月に開院いたしました市民病院につきましても、開院当初の入院・外来の診療制限や診療報酬の加算が取れないこと等に加え、病院建設に係る控除対象外消費税の計上等が大きな負担となりました。

2ページ、決算額の欄をごらんいただきたいと思います。決算の状況といたしまして、収入ですが、大和病院事業におきましては、医業収益で前年度比33.5%減の20億9,600万円、介護保険収益で前年度比19.6%減の3,806万円、医業外収益で前年度比20.8%減の3億8,554万円となり、特別利益では、魚沼基幹病院への用地の売却等により3億5,022万円を計上し、総額28億6,983万円となりました。

市民病院では、医業収益が10億6,049万円、介護保険収益1,561万円、医業外収益では、病院建設に係る一般会計補助金や県立六日町病院の解体工事に係る工事受託料等により5億635万円、特別利益では、国道17号バイパスの物件補償料としまして1,299万円を計上し、総額15億9,546万円となりました。

支出におきましては、大和病院事業では、医業費用で前年度比24.8%減の28億9,179万

円、医業外費用では、市立六日町病院の運営負担金の3,000万円を計上したことから、86.3%増の4,904万円、特別損失では、南棟の減損分8,853万円を計上したものの、退職給付費等の引当金がなくなったことから、71.1%減の8,860万円となり、総額で30億2,944万円となりました。

また、医業費用のうち旧八色園取り壊に伴う建物等解体除却及び施設設備等修繕に係る7,569万円を翌年度へ繰り越しとさせていただきます。

市民病院事業では、医業費用が15億1,664万円、医業外費用が3億5,484万円となり、総額18億7,149万円となりました。

次に、3ページ、4ページをごらんいただきたいと思います。資本的収入及び支出、これは税込み額となっています。4ページ、決算額の欄をごらんください。収入ですが、大和病院事業分においては、院内整備工事や医療機器の購入等に係る企業債が8,010万円、同じく繰入金が6,378万円、基幹病院への土地売却に係る簿価分として、固定資産売却代金4,004万円、総額1億8,392万円となりました。

市民病院事業分では、病院建設に係る企業債が前年度繰越分を含め37億6,830万円、同じく前年度繰越分を含めた繰入金14億7,437万円、消雪用井戸に係る固定資産売却代金として30万円を計上し、総額52億4,297万円となりました。

支出では、大和病院事業分においては、院内整備工事等に係る建設改良費が8,206万円、企業債償還金1億1,256万円となり、総額1億9,462万円となりました。

市民病院事業では、建設改良費が、病院建設工事費、医療機械購入費、病院用地購入費等により52億8,597万円、企業債償還金が4,450万円となり、総額53億3,047万円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する9,819万円につきましては、欄外下にございますように、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

次7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。損益計算書で税抜き表示となっています。医業収益は31億2,950万円、介護保険収益は5,364万円となり、医業費用の42億9,430万円を差し引いた医業損失これが11億1,115万円となりました。

医業外収益は8億6,933万円、医業外費用は5億647万円で、経常損失は7億4,829万円となりました。これに特別利益と基幹病院への固定資産売却益等3億6,316万円を加え、特別損失として、大和病院南棟の用途変更に係る減損分等8,860万円を加えますと、当年度純損失は4億7,374万円となり、前年度繰越欠損金を加えた当年度末未処理欠損金は22億5,096万円となっています。

次に、9ページ、10ページをごらんください。剰余金計算書及び欠損金処理計算書案でございます。これにつきましては、税抜き表示で、前年度末残高に今年度変動額を加えた額、全額について翌年度に繰り越したいとする案でございます。

次に、11ページ、12ページをごらんください。貸借対照表で、税抜き表示となっています。資産の部です。固定資産は、有形・無形の固定資産合計で88億3,706万円となっております、明

細につきましては、53 ページ、54 ページの固定資産明細書がございますので、後ほど参考にさせていただきたいと思います。

流動資産は、現金預金・未収金・貯蔵品・前払い金等の合計で16億8,467万円となっています。次に、12 ページ負債の部です。固定負債につきましては、総額57億6,374万円となっています。流動負債につきましては、一時借入金、企業債の翌年度償還元金、未払金、前受金、賞与引当金等で、総額21億1,402万円となっています。繰延収益につきましては、総額6億7,211万円となっています。以上、負債合計は85億4,988万円となっています。

次に資本の部でございます。当年度一般会計繰入金15億3,815万円を加えた42億1,346万円が資本金となり、剰余金マイナス22億4,160万円と合計した資本合計は19億7,185万円となっています。

負債資本合計は105億2,174万円で、11 ページ最下段の資産合計と一致しております。

次に、13 ページをごらんいただきたいと思います。平成27年度南魚沼市病院事業のキャッシュ・フロー計算書です。活動別に現金の収入・支出これらをあらわしておりますので後ほどごらんいただきたいと思います。

14 ページ、15 ページの注記表でございますが、これは財務諸表等の作成に当たっての注記表となっております。この注記に基づいて決算資料を作成しておりますので、これにつきましても後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、16 ページから33 ページまで、ちょっと多いですけれども、これは平成27年度南魚沼市病院事業報告書となっておりますので、これにつきましても後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 それでは平成27年度南魚沼市公営企業会計決算審査の報告を行います。

審査の対象につきましては、平成27年度南魚沼市病院事業会計決算でございます。

審査の期間ですが、平成28年6月10日から平成28年8月22日まででございます。

審査の方法につきましては、審査は各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びに各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、その経営の内容を分析いたしました。

審査に当たっては、決算書類と会計諸帳簿、証書類との試査、照合及び関係職員からの説明を聴取して審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された病院事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は病院事業会計の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

それでは4 ページ目をごらんください。病院事業会計でございますが、業務状況について説明いたします。

①大和病院事業ですが、本年度は当地域における医療再編により、5月末に県立六日町病院が閉院し、6月には魚沼基幹病院が開院、同病院を中心とした魚沼地域の医療体制が始動しました。当大和病院については、医療機能分担を図るため6月以降は小児科、耳鼻咽喉科を廃止するとともに、県立六日町病院の閉院により、人工透析部門の職員及び医療機器を市立六日町病院へ移設しました。並行して11月1日の市立病院群再編に向けて人員の確保を行うとともに、南魚沼市民病院開院に向け医療機器・什器類の移設及び入院患者の搬送を行いました。あわせて院内の施設、設備の改修を行うとともに11月以降の新体制に向け準備を進めたものです。その結果、高齢者医療、在宅医療、終末期医療を提供する40床の病院として新たにスタートいたしました。業務量については、スムーズな搬送を目指し診療制限を実施したことにより減少となりました。

次に市民病院事業について説明を行います。11月1日に、これまで県立六日町病院が提供してきた二次医療、救急医療、透析医療を引き継ぐとともに、在宅医療、リハビリテーション医療の充実を図ることにより、市民が安心して医療の提供を受けられる病院として開院いたしました。開院当初は混乱を回避すべく診療制限を実施していましたが、業務も順調に推移してきたことから、制限を解除し、患者数も順調に推移しております。また、2月には自治医科大学附属さいたま医療センターから内科医師を招聘し、診療体制の充実を図ったものです。

(1) 利用概況ですが、大和病院事業については、当年度の外来患者数は7万6,865人で、前年度より5万3,208人の減、入院患者数は3万5,401人で、前年度より1万9,428人の減となりました。病床利用率は72.7%で、前年度より2.8ポイント低下し、うち療養病棟入院患者数の病床利用率は73.1%と前年度より24.9ポイント低下しました。

また、1日平均の入院患者数は97人で、前年度より53人の減、外来患者数の1日平均は270人で前年度より191人の減となりました。減少の要因については、規模の縮小及び診療制限によるものでございます。

②市民病院事業につきましては、開院以来患者数は順調に推移したものの、11月開院であったため、外来患者数は4万4,557人、入院患者数は1万6,180人となっております。病床利用率は76.0%と開院当初の診療制限はあったものの、直近では85%以上で推移しているものでございます。

(2) 経営状況。大和病院事業、市民病院事業の合計でございます。事業損益を見ると、事業収益44億1,564万円、事業費用48億8,938万円で、4億7,374万円の当年度純損失となりました。これに前年度繰越欠損金17億7,723万円を加えた当年度未処理欠損金は、22億5,097万円となっております。

医業収支は、医業収益が31億2,950万円で、前年度より775万円の増、介護保険収益は5,365万円で、前年度より633万円の増となりました。

一方、医業費用は42億9,430万円で、前年度より5億4,178万円の増、特に給与費は25億6,036万円と市民病院開院に伴う人員増により、前年度比1億4,870万円の大幅な増とな

りました。医業収益に対する人件費の割合は80.4%と前年度比4.3ポイント上昇いたしました。ほか、経費は8億3,295万円、材料費では6億2,041万円といずれも前年度に比べ増額となっております。

企業債の現在高は、大和病院事業では4億1,995万円、市民病院事業では55億932万円、あわせて59億2,927万円となっております。

また、一時借入金の当年度末残高は大和病院事業6億円、市民病院事業6億円、合計12億円となっており、運転資金の不足が恒常化しております。前年度指摘事項であり、改善に向けた具体的な処理方法等を検討願いたいものです。

収益に関する比率を見ると、総費用に対する総収益の割合で経営活動の成果をあらわす総収支比率は90.3%、経常収益と経常費用の対比により単年度黒字の目安を示す経常収支比率は84.4%、病院固有の事業にかかわる医業収支比率は72.9%となっております。

次に資金繰りに関する比率を見ると、短期債務の支払い能力や資産の流動性をみる流動比率は79.7%、当座資金と流動負債を対比する当座比率は75.2%、当座資金の調達運用が円滑であるかを示す現金預金比率は44.0%となっております。

(3) むすびといたしまして、昨年11月1日に南魚沼市民病院が開院、魚沼基幹病院を中心とした地域医療体制がスタートいたしました。「地域全体で一つの病院」を構築するという全国に例を見ない取り組みであります。各病院の特性を生かし連携、役割分担を着実に進めることにより、地域住民の期待に応えるものであります。市民病院開院時においては、スタッフの研修、医療機器の移設、患者の搬送等、各セクションの連携により、スムーズな移行がなされました。事務方及び医療現場の職員の現場力のたまものであり、引き続き市民の安心・安全を支える医療を徹底していただきたいと思っております。

今後の課題として、当面病院事業が軌道に乗るまでは、企業努力もさることながら一般会計からの繰入金が必要であり、医師の招聘や看護師の充実と合わせ財政計画を早期に作成、計画的に実践していくことが望まれます。

なお、詳細につきましては、39ページ以降に記載してありますので、ご参照願いたいと思っております。以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお願いします。企業債についてお願いします。平成27年度の企業債の限度額の設定といいますか、同意議決が22億5,750万円ですけれども、平成27年度の大和と市民病院の企業債の決算額が両方合わせて38億4,840万円になっています。同意議決の額より多くなっているのですが、これは何らかのところで措置をしていると思うのですが、その措置のやり方についてといいますか、どういうふうに措置したかというところの説明をお願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 今のご質問でございますが、ちょっとそのところが私が整理把握

ができていませんで、わかり次第、答弁いたしたいと思います。済みません。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 じゃあいいです。私はずっとここで悩んだのですけれども、私が思うにというところで、じゃあ確認をしますが、平成27年に22億5,750万円議会議決をしているのですよね。本当は企業債、議会議決があるのでそこまでしか——企業債限度額がそこまでなのですけれども、それを超えてしているということで調べると、前年度の未執行といえますか、議会議決をした額の未執行がまだ残っていたのですけれども、それをこっちのほうの年度に回したのか、それができるのかなというところをちょっと確認をしたかったのです。そうしないと議決額よりも多い企業債の借り入れというか、そうなってしまって、そのところは今じゃなくていいです。確認できたら委員会のときにでも答弁していただければいいです。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 恐らく前年度繰越分の関係になっていると思います。例えば資本金収入のほうで前年度繰越分が17億円ほどございますので、前年度繰越分と当年度分というところで整理がついているというふうに思いますが、再確認はしたいと思います。申しわけありません。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第96号議案は、社会厚生委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第32、33、34につきましては、議会運営委員会で決定されたとおり即決案件であります。会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略いたしますので、本日議決をいただくようお願いをいたします。

○議 長 日程第32、第97号議案 平成28年度南魚沼市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第97号議案につきまして提案理由を申し上げます。主な項目といたしましては、歳出では病院事業対策費で不採算地区病院対策として、基準内繰出金の増額と市民病院の外構工事に係る出資金の増額によりまして、全体で2億4,250万円を計上いたしました。上水道事業対策費では、高料金対策補助金における国の基準値の見直しによりまして、基準内繰出金を1億1,650万円増額いたしました。農業振興対策補助事業費ではJA魚沼みなみが実施いたしますカントリーエレベーター及び精米施設事業費の県補助金の振替等によりまして、4億8,243万円の大幅な減となったところであります。街路樋渡東西線では、工事が順調に進んでいることに加え、交付金確保の見込みが立ったことからJR委託料の年次割額

を変更し、事業費を 5,704 万円増額いたしました。体育施設整備事業では農業者トレーニングセンターをスキーフリースタイルやスノーボード競技のトレーニング施設として改造するため、2,633 万円を計上いたしました。普通財産取得費では、土地開発公社から長森総合運動公園広場用地を買い戻すために 4 億 5,274 万円を計上したところであります。

歳入では、普通交付税の確定によりまして 9,887 万円を増額、社会資本整備総合交付金では、街路の樋渡東西線の事業費増に伴いまして 3,422 万円を増額いたしました。カントリーエレベーター及び精米施設事業費の補助金の振替では、強い農業づくり県交付金の 10 億 6,115 万円を皆減し、産地パワーアップ事業県補助金の 5 億 7,871 万円を皆増いたしました。さっきの 10 億円は皆減であります。前年度純繰越金は、実質収支額と現予算額との差額 10 億 6,855 万円を計上いたしました。市債は合併特例債対象事業費の変更増及び臨時財政対策債の確定によります減額で 6,160 万円を計上したところであります。

収支差額につきましては、財政調整基金からの繰入金を 1 億 3,000 万円減額することで調整をいたしました。以上によりまして歳入・歳出予算にそれぞれ 6 億 6,575 万円を追加し、予算総額を 335 億 4,707 万 8,000 円としたいものであります。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは第 97 号議案 一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

最初に、歳入・歳出予算の補正内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、12、13 ページからお願いいたします。2 の歳入からご説明申し上げます。9 款 1 項 1 目地方交付税は、提案理由のとおりであります。2 番目の表、13 款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金は、負担金の額の確定による、過年度障がい者医療費国庫負担金精算交付金、151 万円の計上であります。

3 番目の表、2 項 1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費の社会保障・税番号システム整備費補助金は、番号制度に伴うシステム整備費の追加分で、総務省分と厚生労働省分合わせて、710 万円の追加であります。2 行目 地方創生推進交付金は、長岡市と中越 11 市町村で組織する「中越文化・観光産業支援機構」による歴史文化資源を生かした広域観光事業に対する交付金で、50 万円の追加であります。

2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費は、越南園におけるベッド見守りセンサー 3 台分導入のための、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 92 万円の計上であります。2 節児童福祉費の保育対策総合支援事業補助金は、公設民営保育園・私立保育園・私立認定こども園に対する、業務効率化推進のための補助金、487 万円の計上であります。その下、児童健全育成対策費補助金は、学童保育業務の効率化推進のための補助金で、市内 8 クラブへ 170 万円の計上であります。

5 目土木費国庫補助金は、樋渡東西線 J R 委託料の増額に係る、資本整備総合交付金の増

額であります。

下から2番目の表、14款県支出金 1項1目民生費県負担金は、実績額の確定による、過年度障がい者医療費県負担金精算交付金93万円の計上であります。

一番下の表、2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費の中山間地域等直接支払交付金は、集落協定が1協定増えたことによる増額であります。2行目、強い農業づくり県交付金の皆減と、JA魚沼みなみのカントリーエレベーターと精米施設への交付金で、県の指導により採択に有利な——次の14、15ページ一番上、産地パワーアップ事業県補助金に振替るもので、不用額を減額して、5億7,871万円の計上であります。

2番目の表、16款1項寄附金では、1目1節一般寄附金で10万円を、2節ふるさと納税寄附金では、11件、90万円を、それぞれ記載の皆様からいただいたものであります。

2段目、2目指定寄附金5万円を、総合支援学校の教育活動充実のために、南魚沼のおいしい湧き水売上寄附金45万円は、自然環境の保護と整備を目的に、それぞれご寄附をいただきました。

一番下の表、17款繰入金 1項4目城内診療所特別会計繰入金925万円と、次の5目下水道特別会計繰入金194万円は、前年度繰越金の繰り入れであります。

次のページ、16、17ページ、2項1目財政調整基金繰入金は、財源充当分への繰戻しとしての減額であります。

2番目の表、18款繰越金は、前年度純繰越金の確定により、当初予算から、補正予算第3号への予算計上額、2億2,012万円を差し引いた、10億6,855万円の増額であります。

3番目の表、19款諸収入4項2目農林水産業費受託事業収入は、国交省からで、農業被害を防ぐための国道法面除草の試験実施による、害虫防除等業務受託事業収入であります。

次の5目広域行政受託事業収入は、湯沢町との協定による、説明欄記載の受託事業について、平成27年度の実績により精算するもので、合計3,136万円の減額であります。なお、説明欄中ほどの可燃ごみ処理業務受託事業収入は、蒸気タービンの故障により、点検委託料及び定期修繕工事費を、28年度に繰り越したことにより、大きな減額となったものであります。

3段目、7目総務費受託事業収入は、平成29年3月執行予定の、南魚沼土地改良区総代選挙執行受託事業収入であります。

一番下の表、5項3目雑入では、2節民生雑入の過年度国県補助金等返還金1,206万円は、むいかまちこども園、上町保育園、めぐみ野保育園からの施設型給付費等過払い分の返還金であります。2行目、保育園等給食費18万円は、平成28年度から対象となった、公立1号認定の保育料に含まれない給食費、12か月掛ける5人分の計上であります。

次のページ、18、19ページ、右側、5節農林水産業雑入は、森林整備センターからの保育施業への受託金で、水源林造成事業受託金280万円の計上であります。

2番目の表、20款市債1項1目合併特例債は、樋渡東西線JR委託料の増額分と、新市立病院外構整備工事への出資金、まちづくり建設事業債と地域づくり資金貸付、合計6,530万円の増額であります。

2 段目、6 目臨時財政対策債では、算定に使う定数の誤差により、370 万円の減額であります。以上が、歳入の補正内容であります。

めくっていただきまして、20、21 ページをお願いします。3 の歳出につきまして、ご説明申し上げます。2 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、歳入における、湯沢町からの受託事業収入の精算に伴う、財源内訳の変更であります。

2 段目、3 目電算対策事業費 説明欄、総合行政システム事業費は、社会保障・番号制度の運用テストのための総合行政システム保守業務委託料 954 万円の追加であります。2 番目の丸、内部情報システム事業費の電算システム、ソフト等使用料は、行政情報検索システム 6 か月分の使用料であります。次の行、設計業務積算システム使用料 200 万円は、現行のシステムが、新潟県建設技術センターの積算システムの歩掛を一部転用していることから、県技術管理課の指導により、技術センターの積算システムに切りかえることによる使用料であります。

3 段目、6 目財産管理費、最初の丸、庁舎管理費の消耗品費と一般備品購入費 118 万円は、総合窓口整備に係るカウンター仕切り板と、テーブル・ベンチ等の購入費であります。2 番目の丸、庁舎整備事業費は総合窓口整備に係る市民ホール改修等工事費及び情報管理室移転関連工事費等の施設改修工事費 1,972 万円の計上であります。3 番目、普通財産管理費の修繕料 103 万円は、浦佐地区にある「旧水道倉庫」の屋根の修理で、物件除却工事費は舞子保育園前の老朽化した施設案内看板を撤去するものであります。

7 目企画費の企画補助・負担金事業は、ほくほく線における、特急「はくたか」廃止に伴う赤字支援としてのほくほく線安全輸送設備等整備事業補助金 85 万円の計上であります。北越急行設立時の確約書に基づき、出資自治体の持ち株比率で、自治体補助額の 2.4%を負担するものであります。

下の段、9 目バス運行対策費は、湯沢町からの受託事業収入の特別支援学校業務に係る精算により、財源内訳を変更するものであります。

下の表、2 項 1 目賦課徴収費の賦課徴収管理費は、法人市民税を主とした、市税還付金及び還付加算金の不足見込額 500 万円の増額であります。

次のページ、22、23 ページ、4 項 4 目市長選挙費は、同日執行となります、市議会議員補欠選挙分に係る 998 万円の増額計上であります。

2 段目、7 目土地改良区総代選挙費は、平成 29 年 3 月執行予定の、南魚沼土地改良区総代選挙費の計上であります。

2 番目の表、7 項 1 目交通安全対策費は、高齢者の運転免許証返納者に、市内のバス回数乗車券を給付する、高齢者運転免許証自主返納報奨品に、返納者の増による不足見込額 40 万円を増額するものであります。

一番下の表、3 款民生費 1 項 2 目心身障がい福祉費は、説明欄、心身障がい福祉一般経費の修繕料 232 万円及び、次のページ、24、25 ページの施設修繕工事費 420 万円は、ふれ愛支援センターの外壁タイル修繕と、センター内の友の家と交流室の冷暖房装置故障による、エ

アコン7台の設置工事であります。2行目、過年度国県補助金等返還金 2,275 万円は、平成 27 年度国県負担金及び補助金の実績精算による返還金であります。

重度心身障がい者医療費助成事業県補助金や、障がい者自立支援給付費国・県負担金において、支払いに支障が生じないように、少し余裕をもって見込んだ給付費に対して実績が想定したほど伸びず、大きな差額となったものであります。

2 段目、3 目老人福祉費の介護基盤緊急整備等事業費は、国の繰り越し分の交付金による、介護ロボット等導入支援事業補助金 92 万円の計上で、越南園における見守りベッドセンサー 3 台分であります。

3 段目、8 目老人ホーム魚沼荘管理運営費は、湯沢町からの受託事業収入精算に伴う財源内訳の変更であります。

下の表、2 項 1 目子育て支援費では、最初の丸、学童保育対策事業費は、学童保育業務効率化推進事業として、申請のあった 8 学童クラブへ、パソコンやタブレット端末などを整備するための児童健全育成対策費補助金 227 万円の計上であります。2 番目の丸、子ども医療費助成事業費と、次のひとり親家庭医療費助成事業費及び療育医療費助成事業費は、平成 27 年度実績による国・県補助金等の額の確定による、過年度国県補助金等返還金の計上であります。

2 段目、児童措置費も児童手当支給事業費及び母子家庭等対策総合支援事業費とも、実績による過年度国県補助金等返還金の計上であります。

3 段目、3 目児童福祉施設費は、説明欄、常設保育園管理運営費の過年度国県補助金等返還金 8,856 万円は、特別保育事業補助金と施設型給付費の実績精査による国県返還金であります。これは平成 27 年度から開始となった、「子ども・子育て新制度」の資格認定・補助金等の給付システムの複雑化も関係し、配置基準や対象事業に対して各種加算申請が、精算時において対象外となり加算適用とならなかったことなどによるものであります。2 番目の丸、公設民営保育園委託事業費は、浦佐認定こども園指定管理委託料過年度精算金の追加であります。

次のページ、26、27 ページ 1 行目、保育対策総合支援事業費補助金 110 万円は、業務効率化推進事業による、保育業務支援システムの導入と、防犯カメラの設置であります。次の丸、私立保育園委託事業費と、その次、私立認定こども園事業費の保育対策総合支援事業費補助金も同様であります。その次の、金城幼稚園から、わかば保育園の施設型給付費負担金過年度精算金は、実績での精算によるものであります。

2 段目、4 目子育て世帯臨時特例給付金事業費は、平成 25 年分所得修正申告に伴う、平成 26 年度分の過年度国県補助金等返還金であります。

2 番目の表、3 項 1 目生活保護総務費は、平成 27 年度の生活保護国庫負担金や、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金などの額の確定による過年度国県補助金等返還金 3,174 万円の計上であります。主な原因は、人工透析患者の更生医療への移行や、長期入院者が亡くなったことなどによります。

一番下の表、4款衛生費 1項4目医療等対策費、説明欄、病院事業対策費は、繰り出し基準に基づく、大和病院と市民病院への補助金2億円であります。次の新市立病院整備事業出資金4,250万円は、市民病院の外構整備費等の増額分に対する、特例債充当分であります。2番目の丸、地域医療対策事業費は、湯沢町からの受託事業収入の精算において、休日救急診療所を廃止したことにより、28年度分で調整できない分につきまして、分担金、負担金過年度還付金として計上するものであります。

次の28、29ページ、2番目の表、2項2目斎場管理費と次の表、3項3目し尿塵芥処理施設費は、湯沢町広域行政受託事業収入の精算による、財源内訳の変更であります。

4番目の表、4項1目上水道費の上水道事業対策費は、平成28年度地方公営企業の繰出基準による、高料金対策に要する経費の不足分として1億1,650万円の増額であります。

1番下の表、5款労働費 1項1目労働諸費は、湯沢町からの受託事業収入の職業訓練業務に係る精算により、財源内訳を変更するものであります。

次のページ、30、31ページ、6款農林水産業費 1項2目農業振興費、最初の丸、農業振興対策補助事業費は、JA魚沼みなみのカントリーエレベーターと精米施設に対する補助金を、別の補助金に振替するもので、強い農業づくり推進事業補助金を皆減、産地パワーアップ事業補助金5億7,871万円を新規計上するものであります。2番目の丸、農林業有害鳥獣被害対策事業費は、鳥獣被害防止総合対策交付金の平成27年度と24年度の精算に係る、過年度国県補助金等返還金であります。これは、クマ用箱ワナに対する補助金が、価格要件により対象外となっていたことによるものであります。3番目の丸、ふるさと農園維持管理費は、大杉山ふるさと農園駐車場からの眺望を確保するため、立木伐採等委託料20万円の計上であります。4番目の丸、中山間地域等直接支払事業費は、急傾斜地協定集落が大沢山の加入により1集落増えて46集落になったことによる、中山間地域等直接支払交付金の増額であります。

2段目、3目畜産業費は、南魚沼広域有機センター脱臭棟の、一昨年の雪により破壊されたと思われる屋根と屋根消雪配管改修のための修繕料89万円で、発見が遅れたものであります。但し保険対応の予定であります。

3段目、5目揚水設備管理費は、新幹線補償施設であります。上の原揚水機場の水中ポンプ3基のうち、3号機交換のための修繕料250万円の追加であります。

2番目の表、2項1目林業振興費は、最初の丸、水源林造成事業費は森林整備センターからの森林保育の受託業務で、芋赤団地10ヘクタールの保育委託料280万円の計上であります。2番目の丸、南魚沼産材で家づくり事業費は、8月までの申請状況による不足見込み分として、5棟分250万円の増額であります。

2段目、3目治山振興費は、天竺の里の休憩施設「みやて小屋」の入り口階段の修繕に当たり、木製からコンクリート製にするための修繕料50万円の増額であります。

一番下の表、7款商工費 1項1目商工業振興費の中小企業金融制度事業費は、新潟県小口零細企業補償制度資金融資の利用が増加し、信用保証料補給金に不足が見込まれることに

よる 300 万円の増額であります。

次のページ、32、33 ページ、2 目観光振興費、最初の丸、観光振興事業費は、中越文化・観光産業支援機構による、地方創生交付金を受けての広域観光連携事業の委託で、中越地域の近隣 12 市町村が連携して、地域の豊富な文化資源の価値を、訪れる人の目的に応じた的確にプロモーションできるようにするための委託料 100 万円の計上であります。2 番目の丸、山岳遭難対策事業費は、八海山 4 合目の公衆用トイレ 2 か所のバイオトイレ起動用センサーのロードセル交換のための、施設修繕工事費 70 万円の追加であります。3 番目の丸、八海山麓観光施設管理運営費は、安全確保のための圧雪車の点検整備について、指定管理者との協議により、圧雪車点検整備委託料 200 万円の計上であります。4 番目の丸、道の駅南魚沼管理運営費は、「今泉記念公苑」の看板設置工事において、寄付者から高さ 6 メートルの申し出があったことにより、建築確認が必要となり設計管理監督業務委託料 49 万円を計上するものであります。5 番目の丸、観光振興補助・負担金事業は、海外に南魚沼市の観光情報を発信するため、関東観光広域連携事業推進協議会に加入し、サイト運営やマップ作成・海外プロモーション活動に対しての計画・提案等に参画するための負担金 10 万円であります。

2 番目の表、8 款土木費 2 項 4 目道路橋りょう新設改良費は、街路新設改良事業費の樋渡東西線 J R 委託事業の進捗状況が順調のため、交付金も見込まれることから、前倒しで工事を進めることとし、樋渡東西線 J R 委託料 5,704 万円の増額であります。

1 番下の表、4 項 2 目都市計画事業費の公共下水道事業対策費は、消費税納付額確定による不足分として、一般会計繰出金 1,440 万円の追加計上であります。

2 段目、3 目都市計画施設費の流雪溝管理運営費は、導水路の土砂堆積が予想以上に多く、平成 29 年度に実施予定としていた土砂撤去を、前倒しで稼働前に行うための施設管理等委託料 136 万円の増額であります。

次のページ、34、35 ページ、5 項 1 目住環境整備事業費は、市営住宅管理費に天王町団地や桜沢団地等の修繕料として 200 万円の増額であります。

2 番目の表、9 款消防費 1 項 1 目常備消防費は、湯沢町からの消防業務受託事業収入の精算に伴う財源内訳の変更であります。

2 段目、3 目防災費の防災一般経費は、電波法に基づく、5 年に 1 回の防災行政無線の定期検査であります。今回は平成 29 年度を予定しておりましたが、前回の実施が正規の年度ではなかったため、通達により今年度中の実施が必要となったもので、機器保守委託料 53 万円の計上であります。

3 番目の表、10 款教育費 4 項 1 目特別支援学校運営費は、指定寄付金による授業運営費への消耗品費の増額であります。

1 番下の表、7 項 2 目体育施設費の体育施設一般管理費は、今年度設置する、モンスターパイプの国有地借地料の計上であります。2 番目の丸、体育施設整備事業費は、農業者トレーニングセンターのスキーフリースタイルやスノーボードエアリアル競技者などを対象とした改造でございます。消耗品費、施設改良工事費、施設備品購入費、合計 2,633 万円の計上

であります。

次のページ、36、37 ページ、13 款諸支出金 1 項 1 目普通財産取得費は、土地開発公社所有の長森総合野外運動広場用地 9 万 1,865.38 平方メートルの、買い戻しのための土地購入費 4 億 5,274 万円の計上であります。

下の表、14 款予備費は、歳入歳出の収支調整のための減額 36 万円であります。

以上が補正内容であります。

なお、6 月定例会報告以降の予備費充用額につきましては、8 月下旬までで 8 件の 758 万 1,000 円であります。内容は法人市民税等、市税還付金を早急に還付するための 390 万 5,000 円、旧市立六日町病院診療報酬過払い額返納のための 3 万 7,000 円、3 年に 1 回の建築物定期検査委託料の計上漏れによる 264 万 4,000 円、地盤沈下影響家屋の調査を早急に実施するための、調査委託料 99 万 5,000 円であります。

戻っていただきまして、6 ページをお願いします。第 2 表、継続費補正であります。歳入歳出にも出てまいりましたが、樋渡東西線 J R 委託事業において、平成 28 年度の事業費を増額し、総額は変更せずに平成 29 年度から 31 年度の年割額の減額により調整するものであります。

次のページ、第 3 表、地方債補正であります。歳入 20 款市債で申し上げましたように、合併特例債で樋渡東西線 J R 委託事業費の増額に伴う 2,170 万円、新市立病院整備事業への出資金 4,250 万円、地域づくり資金貸付で樋渡東西線 J R 委託事業費に係る 370 万円、臨時財政対策債で 370 万円の減額で、補正後の限度額を 31 億 4,140 万円としたいものであります。

1 ページに戻っていただきまして、歳入歳出予算の補正額及び総額につきましては、提案理由の説明のとおりであります。以上で、第 97 号議案の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 37 ページの公有財産購入費について伺います。以前の質疑の中で私は、借地料が入るから利息分はカバーできているという答弁をもらっていたわけです。けれども、そうではなくて一般財源で買い取ることによって借り入れがなくなるから、そのほうがいいのではないかとこういう話をしたときには、拒否というかをされたと思うのですが、今回こういった形で出てきたということは、ある程度見通しがついたからとか何らかの意味合いがあるかというふうに私は感じているのですが、その経過をひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 以前、岡村議員からそういうご指摘を受けまして、拒否なんかしていません。当時はその財源の手当てがなかなかつかなかったということでありまして。今回の補正は繰越金等の額も確定をして、その財源の手当てが何とかできるだろうということの中で、議員がおっしゃったように、いくら借地料で金利以上のものをいただいているといっても、やっぱりそれはそれで金利というものはかかってくるわけです。これでいきますと今度は借地料そのものが、今、貸している期間はそっくり歳入になるわけですし、それから売却の際も

公社のことを考えない売却もできるわけでありますので、ようやく資金手当てがついたということで、買い戻しをさせていただいたところであります。岡村議員のご提案も今ようやく実現ができたということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 以前に、私が公社の係、審議委員をしていたときに、極力買い戻してそういった手当てをしていったほうがいだろうと、こういう話で提言した経過がございます。それで、最終的に最後にお話しされました今後の見通しですね。ここでしっかりと4億5,274万2,000円という数字が確定しているわけでありますので、これを踏まえて交渉をきちっとしていただければと、こういうふうに思うわけであります。

市長の任期中にこの買い戻しはするという話があった中で、これができれば買人がつく一番いいかなというふうに感じますが、それらの見通しと、大体の見通しでなかなかうまくいかないところは価格の問題というふうに私は思っているのですが、それらの開きが今はどれぐらいのものかというあたりを、ちょっと公開していただけたらひとつお願いしたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 これは一般会計のほうで買い戻しをしたということは、一日も早く売却をしたいということであります。今、八海醸造さんとの話の経過につきましては、副市長が中心になってやっておりますので、その辺の公表できるところは公表していただきますが、いずれにしてもこの4億数千万円で売るといふ、買っていただくということは、まず不可能だと思わなければならないと思っております。

その辺をどれだけ詰められるかということについては、八海醸造さんの担当のほうからも市長が在任中に何とかしてくれやというようなお話もいただいておりますので、極力そうしたいと思っておりますけれども、あまりにもその差額が大き過ぎますと、これは議会の皆さん方からご承認いただけないという部分も出る可能性もありますので、その辺につきましては相手方との交渉、そして議会の皆さん方へのご説明、これを怠りなく進めていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。今の状況については副市長のほうから、公表できる範囲で説明いたしますのでよろしく願いいたします。

○議 長 副市長。

○副市長 今、市長がおっしゃったこと以上に私のほうで説明を申し上げる部分はないのですが、いずれにいたしましても売り手と買い手でありますので、できる限り私たちとしては高い値段で4億5,000万円に近いもので売りたいわけでありまして、先方様はなるべく安く買いたいわけでありまして。これから今、詰めていくという段階だと。単価等についてはまだまだ相手がありますので、ここでは控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 いろいろこの土地については経過があるかと思うのですが、もとは

要するにもと帰りと申しますか、そういう形もあるというふうな話も聞いております。それなりに経過の中で経済効果とか、あるいは地域的な効果とかはあったのではないかというふうに思っていますし、まして地元企業で雇用の場ということを非常に考えておられるものだというふうに私は思っています。そうした中で、以前は無償である企業になんていう話もやった例がありますが、無償とは言いませんけれどもその辺はやっぱり今後の計画をきちんと踏まえた中で、どういった計画をしていってもらえるのかというあたりが、駆け引きの中では必要なものではないかというふうに私は思ってしまうのです。その辺、よい材料的なものを持っていなければ、ことはならないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 議員がおっしゃるとおりでありまして、これを売却すればその後の固定資産税も含めて、市はそれなりの収入があります。そして、今、議員がおっしゃったように、そこをどう開発をするか、このことによりまして雇用の安定化そして事業収入が増大しますと、法人税の増これも見込めるわけでありまして。それらを総合的に勘案した中で、差額がどの程度ということはいずれからはっきりしてくるわけですが、それらとの差し引き計算をやった中で、皆さん方にご納得いただけるような数字が出るとすれば、そこをきちんと理解しながら売却に向けて進めていきたいと思っております。当然、事前には議会の皆さん方にはこの程度だということの説明は申し上げるつもりではありますので、またその際はよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 21ページですけれども、まず、庁舎整備事業費1,900万円。情報管理室がお引越しいということですが、情報管理室は引越したばかりなのにここに引越すのも、また変わるというのも、私はちょっと乱暴じゃないのかと。その引越したときに——1回引越しをすればそれなりにお金がかかるわけですし、総合窓口化とかいろいろなところが、それはそれで市民にとってプラスになる点もあるかもしれないのですけれど、もうちょっと計画的にやらなければだめなところじゃないのかと思うのですが、そこについてまず1点。

あと、その下の企画補助、ほくほく線のところですが、市長が在任中に何回も言っているのですけれども、石打駅とか大沢駅とか朝夕だけでもとめられないのかと。そして今回、赤字になったから補助を出すということであれば、またこれも触れていただけると、いろいろな点で子どもにとっては住みよいまちづくりになるのかなと、通勤通学の面でよくなるのかなという点があると思っておりますので、そのお答をお願ひします。

あとそれと、25ページですけれども、下の常設保育園とかこのところで、非常にどろんこ会には私は期待をしているのですが、同時にちょっと心配なのが、確か3回職員募集というチラシが入っているのです。3回も入ると職員が集まっていないのかというふうな、正直な気持ちが芽生えてくるのです。そういうところで今、役所のほうとしてはどういうふうに関

いているのか。あと、できればどろんこ会さんが社会厚生委員会に来たときに、退職した職員さん何かを斡旋してもらったりして、またこの地域との融合性とかいろいろなことも言っていたわけですけど、そのところ把握しているところがあれば、簡潔でいいので答えていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 私のほうからは北急のこの問題についてご説明申し上げますが、これは国庫補助金が出て、その他の部分を県と、出資している市町村、そして事業者いわゆる北越急行が負担をしながらやっていくということでもあります。この問題が出た際に、今、議員がおっしゃったような石打ですかそれらの停車については、取締役会でそれが取引条件ではありませんが、そういう要望もかなえてもらうようにきちんとやってくださいということは申し上げております。今現在そうしますとか、そうしませんとかという回答はまだいただいておりませんが、これは強くまた粘り強く交渉をしていかなければならないと思っております。他のものにつきましては、副市長をはじめそれぞれ担当者で説明いたします。

○議 長 副市長。

○副 市 長 庁舎のほうでございしますが、当初平成 28 年末から 29 年 1 月にかけて——当初といいますか、そこで庁舎の移動を計画しております。今回もその予算ということになるわけですが、4 月から新体制でということで総合窓口化のほうパターンとしてはちょっと早めに動かしていただきます。

庁舎の中身の検討をしたときに、環境交通課の中をどうしようかという議論がありまして、廃棄物対策課のほうとセットにするかというような議論もあったのです。ところが、その辺を検討していく中で環境というのはこれからも非常に大事な部分でありますし、今は地下水という大問題もあります。当面、平成 28 年末から庁舎の中で整理をつけたいということで、総合窓口化が第一であります。

問題は庁舎のスペースが少ない。もうこれしかないわけですが、やりくりをしてお客様のほうで総合窓口化でうまくいくようにしたいということで、そういう思いで今の予算計上をさせていただいております。手戻りが出てくるとかそういうことではなくて、今、計画をしておりますので平成 29 年 4 月からになるとスムーズにいくだろうというふうに思っております。以上でございます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 3 点目のどろんこ保育園の職員の関係でございますが、結論といたしまして、今のところまだどろんこ保育園のほうから、人員が足りている、足りていない、それからどういう方を採用してという情報は得ておりません。職員募集に当たりましては、ほかの民間の保育園もありますので、市で特定にそのどろんこさんだけ支援するということはとっておりませんので、今のところは自由な採用、募集方法をとっていただいております。また今後、半年ぐらい近くなるといろいろな動きが出てくると思っておりますけれども、その辺のところ状況を見ながら、相談があれば対応をしていきたいというふうに思っています。

どろんこさんは広範囲に展開しているところですので、ここで採用された方が、すぐここだけの保育園に就職するというだけでなく、またよその地域で採用された方もこちらに来るといような、いろいろなバリエーションも考えておられますので、しばらく様子を見たいというふうに考えております。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 簡潔にやりますが13ページ一番下ですけれども、強い農業づくり県交付金、JA魚沼みなみのカントリー増築、並びに精米工場の増築なわけですが、10億円を超える交付金を当てにしていながら、実際に来たのは5億7,800万円。ちょっと聞き漏らしたものですから、どういういきさつでこうなったのかをもう一回聞かせてください。

○議 長 農林課長。

○農林課長 今ほどの強い農業づくりの交付金と産地パワーアップ事業の補助金についてのやりとりの関係でございます。こちらの事業は、結論から申し上げまして補助の内容につきましては、ほとんど両事業とも内容は変わりはありません。内容はほぼ同じ事業であります。

何がどうしたかと申しますと、最初に強い農業づくりであげる時点で、このカントリーエレベーターの部分の事業費について、トン当たりの上限額というのが定められておりました。そこのところの適用になるかならないかというところが、若干、曖昧でございました。曖昧でございましたので、事業の進捗に不備のないようにということで、その上限に引っかからないことを前提に、10億円からの補助金を歳入歳出ともあげさせていただいた形です。

それが新しい年度になりまして、産地パワーアップ事業のほうになったわけですが、内容はほとんど同じなのですけれども、こちらのほうでトン当たりの上限額の定めにかかるということで、補助金全体が下がる形になったわけでありまして、ですので、仮に同じ強い農業づくりのままであったとしても、これは精査の結果、補助金の額は同様に減ったということになります。歳入歳出とも同額です。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 そうしますと、これは内容の精査の仕方がちょっと雑だったということではなくて、補助金の中身が変わってきた、種類が変わってきた、それだけなのですね。雑な申請とかそういうことはないのですね。

○議 長 農林課長。

○農林課長 補助を受ける魚沼みなみのほうが雑であったとか、あるいは私たちのほうが雑であったとかということではなくて、国の制度でありますので、ごくその適用について精査したところ、結果的にそうなったということでございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 35ページの体育施設整備事業のモンスターパイプの関連での石打トレセンの改修です。この時期にこういう金を出して、これから入札をするわけですけれども、この冬には当然間に合わないだろうと。できたとしても、冬でありますからできないということ

がありますよね。そうすると、これを活用して要は子どもたちにどういうトレーニングをしてやっていくのかということまで含めて、やっていく方向は出たんだなというふうに。

当初予算でやると言っていましたから、もっと早めに出ると思ったら今、出るということは、そういうようなトレーニング体制を含めての体制づくりがやっとできたので、ここで整備をやりますよというふうになっているのかと思いますけれども、そこら辺はどんなふうに進んでいますか。

○議 長 市長。

○市 長 細かな点については担当のほうで説明いたしますが、これは中に入れる機器、トレーニングマシンですね、これの選定だとか、あるいはトランポリン。当初は床の下に掘り込むということで計画をしていたのですが、小野塚彩那さん等の助言もいただきまして、そうしなくてもいいとかいろいろな変更面も出てまいりました。やっぱりトレーニングマシンの機種を選定も、我々ではなかなかどういうマシンが必要なのかということがよくわからない部分もありまして、これはまあ小野塚さんのほうで、こういうことで、こういうことでという部分も精査をした上で、ようやく今、補正対応ができたところであります。

これは主に冬期間ではなくて、いわゆるスキーシーズン以外にここでトレーニングをしていただくということが主目的でありますので、ハーフパイプのモンスターパイプの開始と同時にこれをしなくても大丈夫だろうということもあります。ですので、来年の4月以降このトレーニング施設を使って、主に当初はやっぱりアスリートの皆さん、子どもとかもそれは当然、入りますが、主にはアスリートの皆さんの基礎体力、そういう部分を養成していくことに使わせていただこうと思っております。

ですので、子どもさんとかそういう部分についての指導体制が今、整ったということではありませんが、今後とも小野塚彩那さんのほうから助言等はいただきながら、そういうインストラクター的なものもまた考慮の中に入れていかなければならないことだろうとは思っております。以上です。何か特別、説明があったら。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 市長が申したとおりでございますが、この補正の工事費等につきましては、6月の補正で実施設計ということでいただきまして、それに基づいて設計を進めて、今回の工事費等が確定したものでございます。工事につきましては、今秋から来年の3月までの工期を予定してございまして、4月からはもう完成をして運用ができるものというふうに考えております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この施設がアスリート専用というのがありますけれども、一番期待をしていたのは、うちの子どもたちがそういうことで訓練をしていって、リオでメダルをたくさん掲げた軍団が隣の市に来るわけですよ、凱旋ということで。そういうことは、ひょっとしてうちの市でもあるのかなという期待を持ったわけです。そのための施設でありますよね。た

だ、ただ、今あるアスリートのための施設だけではないのです。一番期待をしているのは、うちの子どもたちの訓練なのです。そういうところが抜けているというのは、何をやっているんだということですよ。いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 今ほど申し上げましたように、その体制が今すぐ整っているということではありませんので、当面の主目的はピョンチャンオリンピックを目指すアスリートの皆さん方がここに来て、そういう基礎トレーニングをきちんとしていただく。それから、モンスターパイプを使っての実践トレーニングですね。それをやっていただきたいということが、今、当面の主目的です。

議員がおっしゃるように、東京オリンピックじゃなくて、これはまた冬季ですからその後ですけれども、そのときに間に合うとか、いわゆる地元の子どものそういう面の養成は、さっき触れましたように小野塚彩那さんと相談をしながら、子どもたちに教えるにはインストラクター的なことが必ず必要ですね。それをじゃあ、どういう体制を整えていくかというのはこれからであります。

小野塚さんがピョンチャンもオリンピックに出場して、いい成績をおさめるか否か——否かといったっておさめてもらいたいと思うのですけれども、そういうことも含めながら、その部分も、人的な部分もこれから考えていかなければならないことでもあります。今すぐに子どもたちがそこでトランポリンならいつでも利用ができます。ただし、マシンを使ったウエイトトレーニングですね、これは簡単にできるものではありませんので、そういうきちんとした基礎知識を持った方でないと、指導はできないということでもありますから、それについてはこれからきちんとしていくというふうにご理解いただきたいと思っております。

○議 長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 まず、31 ページの中小企業の金融制度事業費ということで、300 万円もっていただいて、信用保証料の給付金ということでありたいと思っております。これは今言った中小企業あるいは地元の小規模事業者ということだと思っておりますが、1 年ぐらい前に私が小規模事業者の振興の基本条例といいますか、そういった条例をとというようなお話をしたときに、市長のほうでもう施策を準備していますと、一般質問のときそういう答弁があったのです。その後、今、言ったようにもう 1 年ほど過ぎているのですが、この条例についてはそんなに難しい条例ではないはずだと私は思っていたのですが、いまだに出てこないのですけれども、この辺の進捗状況をひとつ教えていただければと思います。

それから、33 ページの流雪溝の管理運営費ということで、今の流雪溝に土砂がたまってというお話でしたけれども、確か駅西のそのポンプ場ですね。もうポンプを入れてからかなりの年数がたっているわけですが、多分、ああいう機械ものですので、全然動かさないとやはり傷んでしまうというか、役に立たなくなってしまうということがあると思うのです。その辺のメンテナンスについて、機械もののメンテナンスですけれども、その辺の考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 1点目のご質問にお答えいたします。小規模の事業者基本条例に関しましては、ただいま準備をしております。昨年度、案を一度作成しておったのですが、新年度からさまざまな状況等が出てきたものですから、その状況をちょっと確認しながら、基本条例のほうの制定にさせていただきたいということで考えております。年度内のご提案をしていくことをめどに進めております。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 駅西のほうのポンプ場というのは、送水管の件だと思いますけれども、確かにつくってからまだ一度も、一度もとといいますか、引き取りの際は動かしましたけれども、その後、実際は動いておりません。動かすために今、第二取水場のほうをやっております、それができてから実際、動くというようになりますので、メンテナンスにつきましてはめどがたってから、実際やろうと考えております。以上です。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 小規模事業者の振興条例ですかね、基本条例ですけども、さっき言ったようにあのお話があつてから、確か1年たっていますね。ちょっと何か進み具合が遅いような気がしています。それほど問題のある条例では私はないと思って、前回というかもお話をしました。もう少しこうちょっとスピード感を持つ——国で決まったもの、あと県で決まったもの、それで自治体に降りてきているという話ですので、もう少し早めの対応をぜひお願いしたいと思っています。

それから、これは多分、流雪溝の施設ばかりではないと思います。ある施設を有効に使うためのメンテナンス、この辺についてもぜひ、それぞれの部署におかれましていろいろな注意をしながら、さあ、のときにきちんと使えるという体制を、ぜひ整えていただきたいというふうに思っています。

○議 長 市長。

○市 長 その中小企業のほうの基本条例であります、スピード感が不足しているということですけども、これですね条例等も含めてつくればそれでいいということであれば簡単です。ちゃんと国や県がこうしますということがあるわけですから、それをぽんと出して、皆さんから議決をいただければいいわけです。しかし、それがじゃあ実効性があるか。本当にその条例が制定されたことによって、中小企業の皆さん方がきちんとした恩恵もあるかといわれますと、条文を逐一やっぱりもっていきますと、そう簡単なことではなかったわけでありまして。それらを十分精査をしながらやってきたということでもあります。

スピード感が不足していると申し上げられればそれまででありますけれども、内容の精査をより確実にさせていただいた。そしてもう1つ、その条例が制定されて、例えば1年前に制定されたとして、あるいは今、1年遅れてやっているわけですけども、この間に実害が出たか。それは全く出ていません。何も出ていないわけですので、より正確性を期して、本当に中小企業の皆さん方がそれをよりどころにできるような条例に仕上げたいというこ

とで、事務局のほうでは相当それぞれ相談をしながら、練り上げてきた内容を今年度中に皆さん方にお示しするということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 私は課長の説明で理解していたつもりだったのですが、今、そういうふう
に市長から言われてしまうと、一般質問で私がお話をしたときに、今、準備をしていますと。
たった今出るようなお話で、市長は答弁をなさったのですよ。今、言ったように、多分それ
はそれぞれ精査をしていけばそういうことにはなるのかもしれないし、そういうのを含めて、
多分、課長は答弁をしたんだと思います。それを私は私なりに今、納得はしていたのですけ
れども、わざわざ言われてしまうと、いやあのと、ああいう形で市長がかなり準備ができ
ているような口ぶりで答弁をなさったわけですので、今、確かに実害は出ていないのもし
れません。だけれども、できていたらもっといい方向になっていたのかもしれないのです。
その辺、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 そういう言葉のあやでおっしゃいますと、私が答弁を申し上げて、今、準備
を進めていたことは間違いないのですね。しかし、それをやっていく中で本当にこれでい
いのか、こうしなければならぬのかとそういう問題点が多々出てきたものですから、もう
少しきちんと精査をしましょうということで今日に至ったということでもあります。

私が例えとして申し上げました、それを制定していなかったから、何か実害があったかと、
それはないということを申し上げたところでありますが、それは確かにそうです。ただ、し
ていないわけですので、していたときとの状況というのは私もわかりませんが、商工会等の
皆さん方からのお話ですと、それらについて別に何の実害も出ていません。なるべく早くし
てくれということはずっとおっしゃっていただいたわけです。さっき言いましたように、条
例というものは、皆さん方は簡単にすぐ制定してしまえばそれでいいということにお考えが
ちでしょうが、実効あるものにしなければ——これは法律と同じものですから、そう安易に
考えられないという部分をきちんと精査をしていたということでご理解をいただきたいと思
っております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 時間をもう空気で察しておりますので、1点だけお願いしたいと思えます。
21ページの総合行政システム事業の件でありますけれども、社会保障の番号制度によるシス
テムの件であります。これに関しては、マイナンバーにして前議会でもかなりの多額の金額
をし、また今回、社会保障という部分でここに載ってきておりますけれども、きょうの国保
の部分で、年金——減免処置の分がありましたですね、7割、5割、2割。私は前の答弁で
は、年金だけであるならば、申告しなくてもいいというふうに私は聞いていたのですけれど
も、きょうの部分だとしなければいけないというふうな形がありました。そうしないと見落
とすという部分がありました。どちらが本当なのか。

また、これは大事な部分ですので、それによって受けられるのに受けていない人もいるわ

けです。こういうシステムを今、導入しようとしているわけですので、もう一度その部分はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 申告が必要かどうかという判定が一概に言えない部分がありまして、課税されないということ、市民税の課税だけを考えますと別に申告をする必要はないわけです。国保税の算定について必要になる場合が、たまに出てくるということですので、全般的にみんな申告をしてもらわないと、損になりますよということでもないわけです。そういう軽減対象になる方の申告が必要になるということも、たまにあるということぐらいでして、じゃあ高齢者の方全員がゼロ申告をしてもらわないとだめですと、そういうレベルの話ではないというふうに理解しています。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 今の課長の答弁は、私は頭が理解のあれがわかりませんので、一高齢者として今の発言でわかるのでしょうか。そのためにこの番号システムという部分を入れた中で、きちんと年金云々は申告をしなくてもできるというふうに私はみなしたいのですけれども、そうじゃないのでしょうか確認をお願いします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 一番問題になるのは、高齢者の方で年金の支払報告書が、全然、市役所のほうへ出ていない方です。基本的には年金の支払報告書というのが、年金保険者等から出てきていけば、うちのほうはそれで所得が把握できるわけですがけれども、全然出てきていない方、もしくは全然出てきていなくて誰の扶養にもなっていない方、そういう方が中にはいらっしゃいます。そういう方については所得の状況も把握できませんので、申告をしていただくということでございます。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと、例えばこのシステムを委託している、導入した場合、いつごろからそういうことがきちんとわかるようになるという方向性というのはあるのでしょうか。市民に対しての利便性というものを、もう一度ちょっとお聞かせください。ちょっと私は理解できないもので。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 マイナンバー制度を使った情報連携といいますけれども、税務署あるいは年金事務所等の情報をデータでやりとりをする。個人番号によって個人特定をして、間違いのないデータだけで確認ができるという、いわゆるこれが一番の利便性、最初の利便性になるわけですがけれども、これは平成29年の段階からということで、今、進められております。平成28年度中はちょっと無理だということですので、早ければシステム上のトラブル等がなければ、平成29年の段階からというふうに伝えられております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 97 号議案 平成 28 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 97 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 続きまして、日程第 33、第 108 号議案 財産の取得について（モンスターパイプ造成用圧雪車等）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 108 号議案につきましてご説明申し上げます。本案は予定価格 2,000 万円以上の動産の買入れにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案 1 ページをごらんください。1 の取得する財産の表示は、モンスターパイプ造成用圧雪車等購入 1 式であります。「圧雪車等 1 式」としておりますのは、圧雪車本体のほか、脱着式の除雪用ブロワーと成形用ハーフパイプカッターをセットで 1 式としているものであります。

2 の取得の方法は、指名競争入札であります。

3 の取得金額は、5,932 万 4,400 円で、4 の契約の相手方は、石打の有限会社石打自動車工業であります。

めくっていただきまして、3 ページからは議案資料となります。物品購入仮契約書の写しであります。8 月 2 日の契約であります。

次の 4 ページは、入札調書であります。市内で同等品を取り扱う 4 社と、設置場所とスキー場エリアの関係から、湯沢町で取り扱いのある 2 社の計 6 社を指名し、8 月 2 日に入札を行ったものであります。記載のとおり、3 者からの応札がありまして、税抜き価格 5,493 万円、落札率 80.27%で、有限会社石打自動車工業が落札したものであります。

5 ページは契約の相手方の概要であります。当市への過去 4 年間の納入実績はありませんが、関係企業への圧雪車の納入実績は、管内上位であります。

6 ページ、7 ページは、圧雪車及びハーフパイプ作業機共通仕様書であります。納入車両及び作業機の使用目的や条件等の概要と、品名・数量、納品場所、納入期限、保証やメンテナンス体制などを定めております。

納入期限につきましては、輸入代理店からの聞き取りで、圧雪車本体は降雪前には間違いなく納入可能であります。ブロワーとハーフパイプカッターは、工場製作後の引き渡し時

期が不確定なことと、ヨーロッパからの船便が1月半程度を要することから、不測の事態を考慮し、1月20日としたものであります。現時点での打ち合わせでは、12月中旬に納品できるという話をいただいております。

次の8ページ、9ページは、圧雪車の仕様書であります。

なお、12ページから14ページに圧雪車及び作業機の外觀図を添付しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

8ページ、2の主要仕様には、ウィンチ機能つきゲレンデ整備車で、22フィート、約6.7メートル級ハーフパイプ用作業機及びスノーブロワーが運用可能であることと定めております。そのほか、主要諸元やエンジン、性能・構造などであります。

10ページが、除雪用ブロワーの仕様書であります。除雪用オーガー装備のロータリー投雪機であります。

11ページが、ハーフパイプカッターの仕様書であります。品名がパイプモンスターと呼ばれているものであります。

以上、第108号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この圧雪車ですけれども、購入をして、指定管理にするという部分が出ましたが、どこに置くのですか。どこに、そこが問題ですよ。丸山スキー場のほうのリフト会社はメイン3社でありましたけれども、その1社がどうもほかの会社に株を買われたということで、メインゲレンデだと多分、リフト会社が1社ということになるだろうと、耳に情報が入っております。そこにじゃあ、お願いをして下に置いておくということでしょうね。

ですけれども、これを納入の石打自動車工業さんは、圧雪車の修繕といいますか維持を相当やっております。これについてはまずベテランでしょう。ですけれども、実際に今度はスキー場に置いて走らせるとしたときに、じゃあ、どこに置いておくのか。そこも含めて指定管理のほうとするのだらうと思いますけれども、果たしてこれがスキー場の持っている圧雪車とモンスターパイプ専用の圧雪車と分けて運転をするということは、私には考えられないのです。

下から登っていくのであれば、ゲレンデを整備しながら登って行かざるを得ないと思います。そうすると、どう見たってもう一民間のスキー場のために、これを市が買ってあげたというふうにはしか見えないのです。当初予算のときも申しました。こういうことは、市がやるものではないだろうと。県でこのモンスターパイプを維持管理しながら、この施設についても全て県が維持管理をするのだというところが見えなければ、これは市にとっても相当の大荷物になると、私は心配をしています。そういう心配は担当課のほうでは全くなかったのですか。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 圧雪車の保管場所につきましては、今後、指定管理者の選定を経た中で、協議をしていくということでございますが、当然のことながら石打丸山スキー場内に冬は設置をしていかざるを得ないということだと思います。また、この圧雪車につきましては、あくまでもモンスターパイプを成型するための圧雪車でございますので、これがそのリフト事業者のスキー場整備の用途に使われることはないものというふうに考えております。

また、スキー場の圧雪車につきましては、免税軽油が使えるということになっておりますが、これは市が設置をするモンスターパイプ用の圧雪車でございますので、免税軽油をいたしませんので当然のことながらこの部分は、分かれてくるというふうに考えております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 恐らく昔の日本リフトの第一リフトの乗り場、あそこに設置をして、それから専門のスタッフが乗って行ってやるんだらうと思いますけれども、専門のスタッフといったって指定管理をするのは恐らくリフト会社でありましようから、おわかりですよ、どうということになっていくか。スキー場自体は、降雪があれば除雪をしなければならないのです。除雪にも使わなければならないとなれば、当然そのハーフパイプの場所に行くまでに、ゲレンデ整備をしながら登って行かざるを得ないのです。そういうような使い方をしなければならない場所に設置をすると、それが市の指定管理であると。そうなればこれは総文で多分もまれると思いますけれども、指定管理ということは維持管理の一切合財が市の負担ですよ。地元負担なんていうことはあり得ないわけです。そういうようなものが、果たしてこういうところになじむのかという心配をしているわけでありましてよ、私はね。押し問答になるので答弁はいいませんが、やはり県営でやるというのが見えない限り、こういうのはまだまだ待つべきではないのかと私は思っています。

○議 長 市長。

○市 長 県営でやるべきだというお話は前から伺っておりますけれども、これは県のほうではなかなかそれができ得ないで、地元要望もとにかく何とかこのシーズンに間に合わせるような方向でお願いしたいということで、強く要請を受けております。そして、石打丸山観光協会と索道協会でしたかね、連名でこれらについては全面的に協力をしますので、とにかくつくってくださいという要請、陳情も出ております。

そういうものを受けて、県に任せておいて5年も10年も向こうへいったってどうしようもないわけですから、今のやはり鉄は熱いうちにとという思いもありました。ピョンチャン前にこの施設をつくらなければ、これはやはり彩那さんのためにもならないし、地元のためにもならないし、そういう思いで県から1億円を引き出してきたわけですね。維持管理については先ほど申し上げておりますように、維持管理費という名目では非常に難しいけれども、強化費こういうことの中で十分考えていきますということは、きちんと言質としていただいているわけですから、その具体的なものについては、なるべく早くまた詰めていきますということを申し上げております。

地元の皆さん方にこれで負担金を出してくれなんていうことは、一切言うつもりもありません。全くありません。ただ、目的外に使ったりとか別に使ってその使用料は、それは当然いただかなければならないわけですから——やればですよ。しかし、今、課長が言ったように、免税の取り扱いもこの車両についてはないということですから、それを長期間スキー場のために使うなんていうことはあり得ないと、私は思っております。これらについても地元の観光協会、あるいは索道協会の皆さん、そして指定管理者にどういう方が名乗りを上げるかまだ我々もわかりませんが、そういう名乗りを上げていただいた皆さん方と、きちんと協議をしながら進めていくということでありまして、そう過度な不安は必要ないというふうに私は思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 108 号議案 財産の取得について（モンスターパイプ造成用圧雪車等）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

異議ありという声があります。反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 108 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 34、第 109 号議案 財産の取得について（市立八海中学校野球場等グラウンド整備事業用地）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第 109 号議案につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成 27 年度当初予算で決定をいただき、平成 28 年度に繰り越しをいたしました、統合中学校建設事業費によるものであります。八海中学校のグラウンド用地として取得する土地につきまして、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、契約締結の同意をお願いするものであります。

なお、農振除外については、7 月 15 日付で許可となったものであります。

議案 1 ページをごらんください。1 の取得する財産の表示であります。種別は「土地」、所在地は、上原 27 番ほか 11 筆で、面積は 12 筆合計で、22,658.31 平方メートルであります。

2 の取得金額は、1 億 196 万 2,395 円であります。1 平方メートル単価で 4,500 円、坪換

算では1万4,876円程度となります。

3の契約の相手方は、記載の9名と1団体でございます。

めくっていただきまして、3ページは、議案資料で位置図と測量図であります。地籍は、上原のほか藤原となっております。

その裏、4ページになりますが、計画平面図であります。南西の角が野球場のホームベースとなり、センターで100メートルであります。北側にテニスコート4面を配置しております。

次の、5ページから14ページまでは、7月から8月にかけて締結いたしました、土地売買仮契約の写しであります。第2条に「本契約の成立」ということで、議会の同意議決を得たときに本契約とする。としております。

以上、第109号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第109号議案 財産の取得について（市立八海中学校野球場等グラウンド整備事業用地）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第109号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会をいたします。次の本会議は9月12日月曜日、午後1時15分です。当議事場で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後8時11分〕